

各

説

第一章 古代遺跡

第一節 旧石器時代

樞原市内から三点の有舌尖頭器ゆうせつえんとうきが採集されている。有舌尖頭器とは、旧石器時代最末期から土器出現期にかけて用された槍先で全国的に分布している。近畿には一四〇本以上あり、奈良県では七遺跡七点が知られている(図1)。桜井市朝倉例と香芝町鶴峯荘例以外は、二上山で産出するサヌカイトでつくられている。

1 川西遺跡

昭和四十五年五月、新沢一遺跡にいざわかずを調査していたとき、光陽町の松岡松次郎氏から有舌尖頭器一点を頂いた。松岡氏が以前に新沢干塚の丘陵の一端(現、環境事業所付近)で採土中に採集されたとのことである。早速、松岡氏とともに現地に向いたけれども、石片等は採集できなかったので遺跡と言えるかどうかは明らかでない。

「この有舌尖頭器は全長七・三糎、最大幅二・六糎、最大部厚さ〇・八糎あり、サヌカイト製である。両側縁は直線的であり、最大幅の部分より逆刺部に移り、逆三角形の舌部を作り出した形態である。——西面とも押し剥離法が用いられ、整然と並列剥離で整形されている。風化が進み淡青灰色を呈しているが、本来は漆黒色を呈していたと思われる。本例に類似するものとしてはかなり大型ではあるが、プロポーシヨン、剥離の状態から東大阪市日下町草香山出土の有舌尖頭器がある。」(秋枝芳「奈良県樞原市川西町発見の有舌尖頭器」古代学研究63、一九七二年)

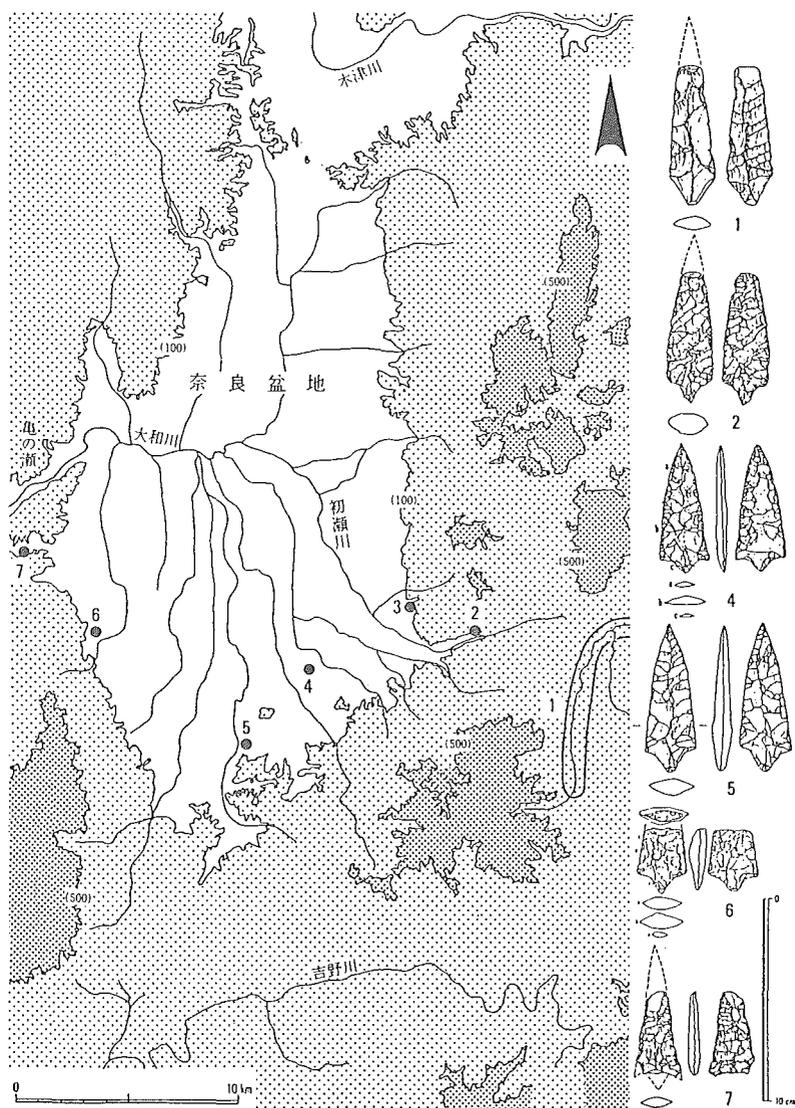


図1 奈良県内の有舌尖頭器

(1: 宇陀川川床、2: 朝倉、3: 三輪、4: 夫婦池、5: 川西、6: 寺口、7: 鶴峯荘)

2 夫婦池遺跡（醍醐町・木原町）

昭和五十六年五月五日、桜井市在住の吉井利和氏が夫婦池内で有舌尖頭器一点を採集され、『五條古代文化』20号に「長身鏃」として紹介された（敢傍高校東方遺跡出土の完型石鏃一九八一年）。報文によれば有舌尖頭器の可能性が考えられたので、吉井氏とともに検討し、改めて紹介することとなった（佐藤良二「奈良県における有舌尖頭器の新資料」青陵49、一九八一）。

「本資料はサヌカイト製であり、惜しくも先端部が若干欠損するが、ほぼ完形に近く、現存長六糎、最大幅二・四糎、最大厚〇・五糎、現重量六・一グラムを測る。先端部よりほぼ直線的に移行してきた両側縁は、最大幅位置（身端部）より内彎して逆三角形の舌部を形成する。――酷似する他の資料を挙げることは困難であるが、大阪府箕面市奥における採集資料と滋賀県蒲生郡日野町薬王寺山溜池採集の有舌尖頭器に」類似する点がある。

3 忌部山遺跡

忌部山遺跡は、光陽町と古川町にまたがる忌部山丘陵上にある。昭和四十五年に網干善教氏が発掘調査されたと

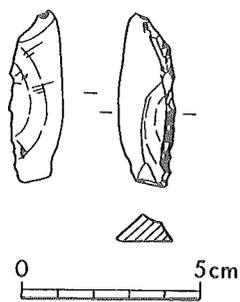


図2 忌部山遺跡のナイフ形石器

き、多量の弥生土器とともに一点のナイフ型石器らしきものが報告されている（網干善教『忌部山遺跡発掘調査報告書』奈良県土木部、一九七七年）。

この石器は、「長さ四・七糎、幅一・五糎、厚さ〇・七糎の細長い石器であるが、剥片の末端部と頂部を刃とし、殊に頂部はポジティブバルブの部分に細い調整剥離を加えている。」

報告書ではとくに旧石器としての指摘はないけれども、前記のとおり旧石器であることを意識した記述と実測図が掲載されている。今回、実物の再確

認はしていないが、おそらく旧石器時代末期のナイフ型石器であろうと思われる。類例は近畿に数多く、県内でも香芝町桜ヶ丘遺跡群に多いが、市内ではいまのところ唯一の例である。

旧石器時代——いまから一万年余前の市域に人々が居住していた痕跡がわずかに知られているが、その実態は明らかでない。その解明は、つづく縄文時代前半期を含めて、今後に残されている。

第二節 縄文時代

1 橿原遺跡（橿原市畝傍町ほか）

橿原遺跡は、文久三年と明治三十七年に土器出土のことが報告されていたが、皇紀二六〇〇年祭（昭和十五年）に向けての橿原神宮外苑整備工事にもなう末永雅雄先生の調査によって、その全貌が明らかにされ、昭和三十六年に大著『橿原』が刊行された。以下の記述は『橿原』に拠る。

調査は、昭和十三年九月十三日から昭和十六年春までの二ヶ年半に『建国奉仕隊』の協力を得て約十万平方米の工事区域がほぼ全面的に発掘調査された。当時、『国家的事業』と併行しての発掘調査は難事業であり、「慎重なるべき個所においても意の如くならず、或は工事の進行が調査未了の部分放棄せしめるようなこともあった」（四頁）とはいうものの、現在の開発事業にもなう調査がここまで徹底しえない場合があることを思いおこさねばならない。

橿原遺跡は、畝傍山東南麓の平地に拡がる縄文時代晚期と飛鳥・奈良時代を盛期とする遺跡である。遺跡はいま、野球場・陸上競技場となり、遺物は近くの橿原考古学研究所付属博物館に展示・保管されている。

縄文関係の遺物は、東部包含層と西部包含層に集中していた（図3）。

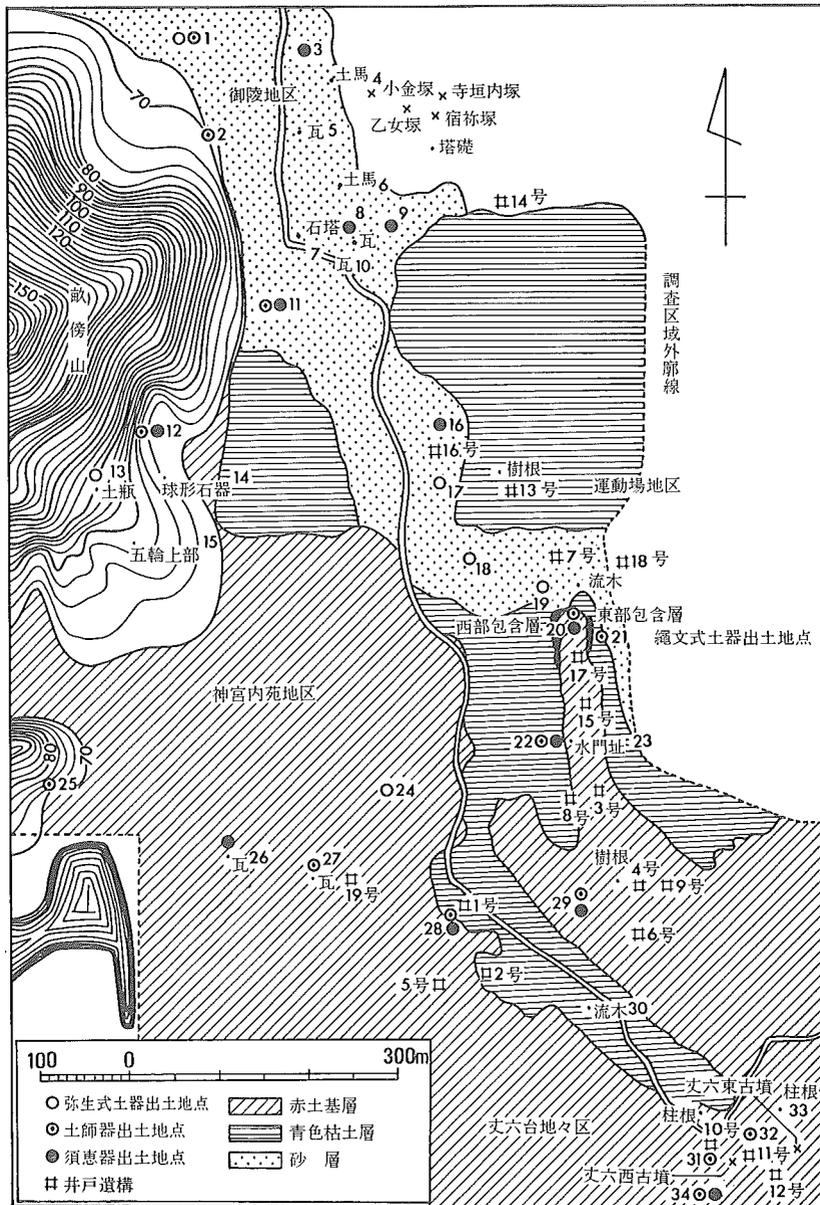


图3 橿原遺跡分布图

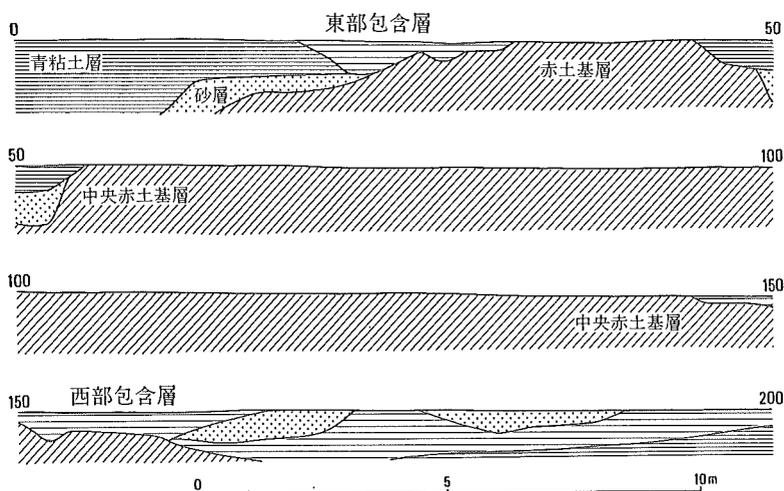


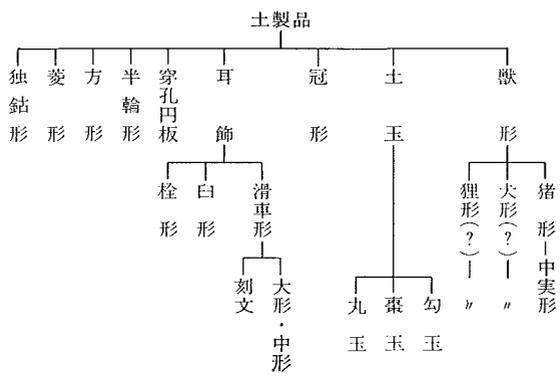
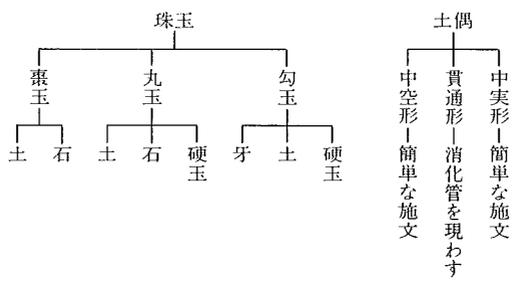
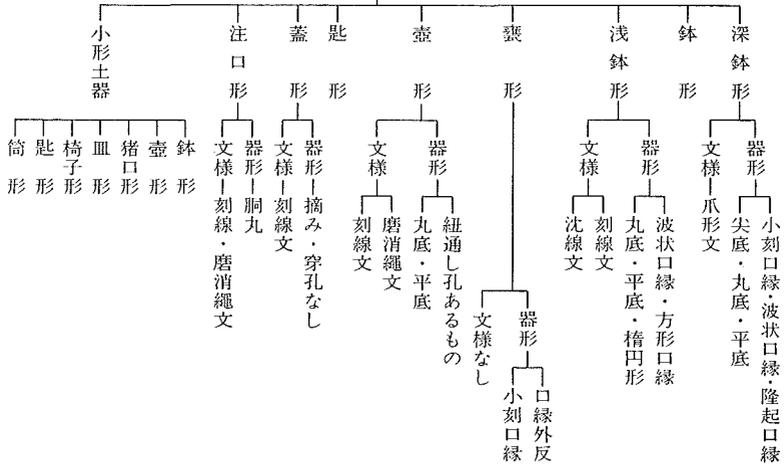
図4 榎原遺跡縄文時代包含層断面図

「全体地形は南方から派生した低い洪積台地端が水草のかなり繁茂した沼沢地か、湿地帯へ半島状に突出していた場所であり、榎原縄文人はこの比較的安全な地を選んで住居し、北西・東側は水が湿地で守られたこの住居地の附近へ棄てた遺物が包含層をなしたと認められ、時には水辺に杭を打ち込んで、そこが洗場の用途にあてられていたのではないかと考えられる場所もあった。」(六五頁)(写真)。

すなわち、榎原遺跡の縄文晩期人は、低地内の微高地を居住地としていたことがわかる。

「遺跡から復元的に見た石器時代の地形は、南方から半島状に湿地帯若しくは流水を三方に控えた幅約四五・五米、長さ約二二七米前後」の微高地があり、その東の「東部包含層は長さ約八二・五米、幅約八・二五米」、西の「西部包含層は長さ一〇〇米、幅約一二米である。」「総括的に見ると、東・西両包含層ともに包含状態はかなり濃厚であった。時には黒色土層の中に含まれた土器・石器・石屑・獣骨類が、他のものを混えないで累積するかと思われするような部分も少なくなかった。」(図4)。

縄文式土器



○ 指形の残る粘土塊

表1 縄文時代関係の遺物

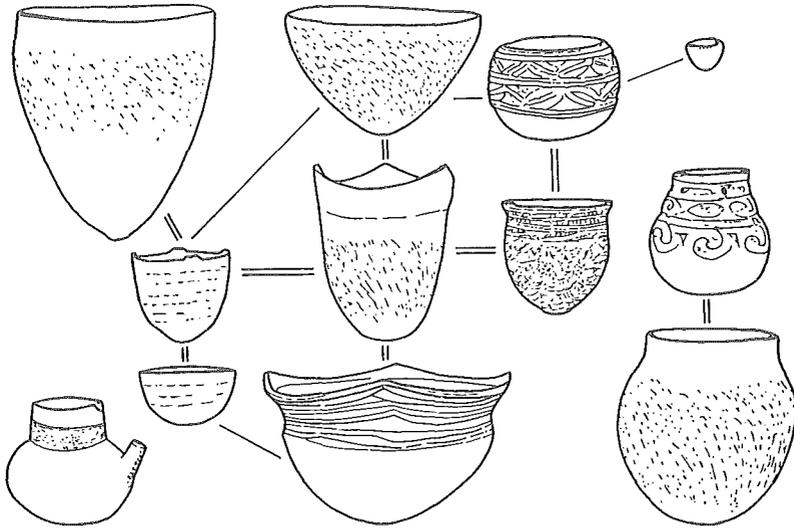


図5 櫃原遺跡縄文土器の器種

櫃原遺跡の縄文時代関係の遺物は、調査後五〇年近い歳月を経過した今日でも、近畿縄文時代遺跡の代表例にふさわしい豊富な内容をもっている。その種類は、「土器・土偶・土製品・石器・骨角器・自然遺物等の五つに大別することが出来る」(一八五頁)。

土器

土器の器種と文様は、第一表のとおりである。その内容は、「生活に必要な鉢・甕・壺・皿・匙(杓子)・蓋・注口土器大別七分類と、実用とは考えられない小形土器の一群がある」(図5)(一八六頁)。報告書に収録された器種別個体数は、

- 「浅鉢 一八 鉢 四七 深鉢 六
- 壺 七 甕 三 蓋 一
- 匙(杓子) 二 注口土器 二二
- 小形土器 三二」(一八八頁)。

で、鉢が最も多い。末永先生は、「関東・東北地方における縄文式土器が示すように自由な個性を發揮したものは異なり、文化自身にも次代へ推移しようとする直系の姿を

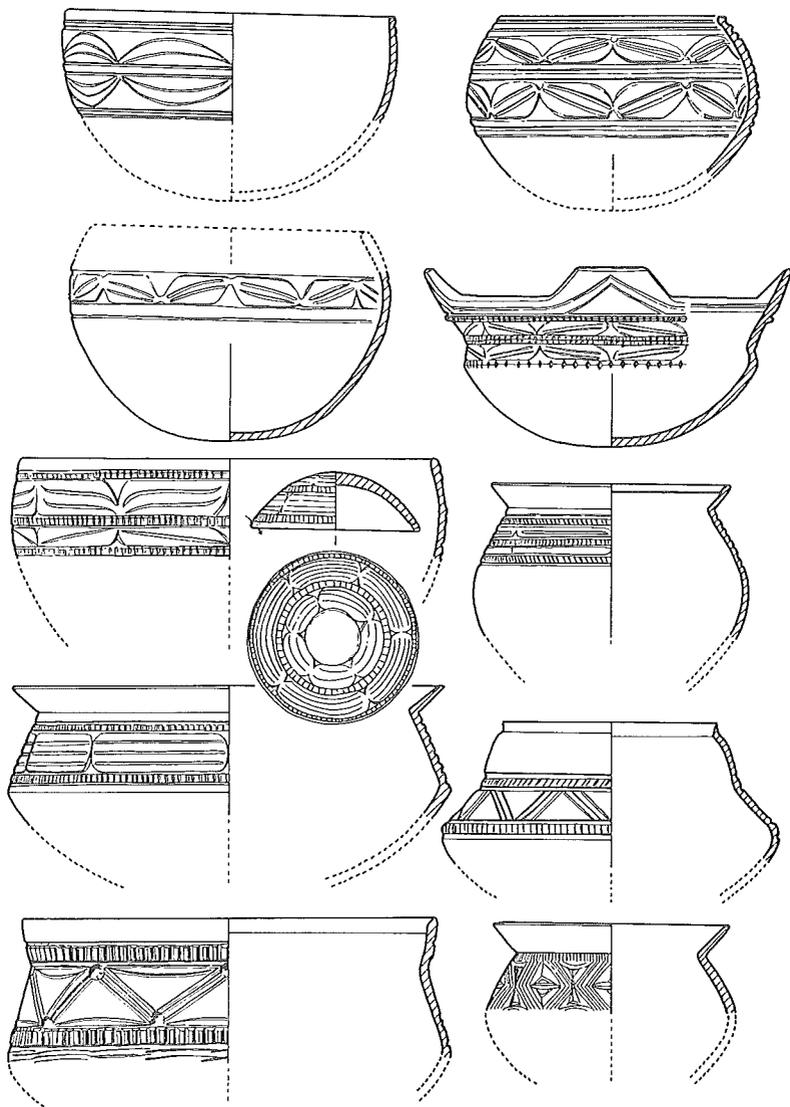


图6 樞原式土器実測図

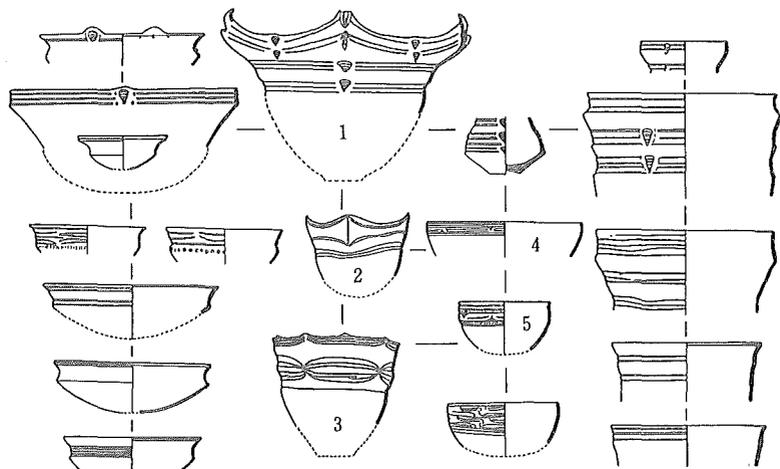


図7 宮滝式土器から榎原式土器への変遷

反映しているかの如くにも観察せられる」(二八七頁)として、西日本縄文晩期文化の弥生文化への指向を示唆しておられるのは、その後が続く坪井清足氏の「縄文文化論」(『岩波講座日本歴史』一、昭和三十七年)の先駆をなすものであり、重要な指摘である。ただし、『榎原』刊行の頃(昭和三十六年)に榎原考古学研究所蔵の榎原遺跡出土土器の個体数を検討した記憶では、深鉢(報告書では壺)の口縁部破片は多量であり、報告書記載の数値は大幅にこえるものと思われる。

榎原式土器(図6)

榎原式土器は、近畿縄文時代晩期の代表的形式名の一つであり、報告書『榎原』によって設定された。「この鉢は彫刻的な刻線文がありその文様構成は七宝形文を主として表現する。——器形・文様から云ってもこの形式は関西の縄文式土器の編年的には、ある時期を把握するに必要な土器であろうと思うから榎原式と命名したゆゑである。」(一九七頁)そして、榎原式土器成立の経緯についてはつぎのように考えられた。

「この彫刻的な刻線文の出現については、私は宮滝遺跡の縄文式土器の場合に第一八〇図(引用者註——本書第7図)のような発

達段階にあると見ていた。——3は2からの直接変化と私は見ている。4・5はいまここで問題にしているものであって、はたして図示の順序に発展しまた退化したとすれば、文様の構図として、最も技巧的な1が先ず最初に現われて次第に変化したと見られないこともなく、文様の発展は必ずしも単純から複雑化してゆくものでなく、最初の段階に複雑な表言をとって現れる場合もある。——私はこの順位をとった理由は5における三角形の刳込は1に見る貝殻圧痕の退化したものであって、5はそれに豎の刻線が加わり一層彫刻化したものであるうと観察しているので、以下は退化し、描線化したと見るからである。」(三四九・三五〇頁) このように「橿原式とした一群の文様の出身は、——橿原の縄文式土器の中に亀ヶ岡式土器のあることなどから、東北地方の縄文式土器に見られる文様との交渉も無視することは出来ないが、——恐らくは宮滝式土器の影響を多分に受けて発展したのではないかと考える。」(三五二頁)

しかし、「縄文式土器の七宝形文と、弥生式土器の七宝形文との関係を全く別なものとするか、関連性を考えるかについても一応の注意が必要である。弥生式関係の七宝形文としては唐古遺跡出土の細長い漆製品(同報告図版第七九・第一八図)と各地出土の土器に描線をもって表わされたものと、新沢遺跡出土のジョッキ形土器の底部の透彫(第一九図)である。土器に描いたものは木の葉のようにも見られるから、一般には木葉形といわれているが、ここに挙げた縄文系の各種類の七宝文とも共通する。——両者に文化的な関係をもつのではないかと云う推測にも可能性があるのではないかと思う。」(図8)(三五三頁)

末永先生は、橿原式土器の系譜について、亀ヶ岡式土器の影響、弥生式土器との交渉を考慮されつつも宮滝式土器からの発展を主要素として認められた。坪井清足氏が滋賀里遺跡の資料をもとにして「工字文風の文様をもった土器は、近畿地方晩期初頭に、それ以前の伝統的な文様と、北陸地方を通じての亀ヶ岡式の影響とが結びついて、この地

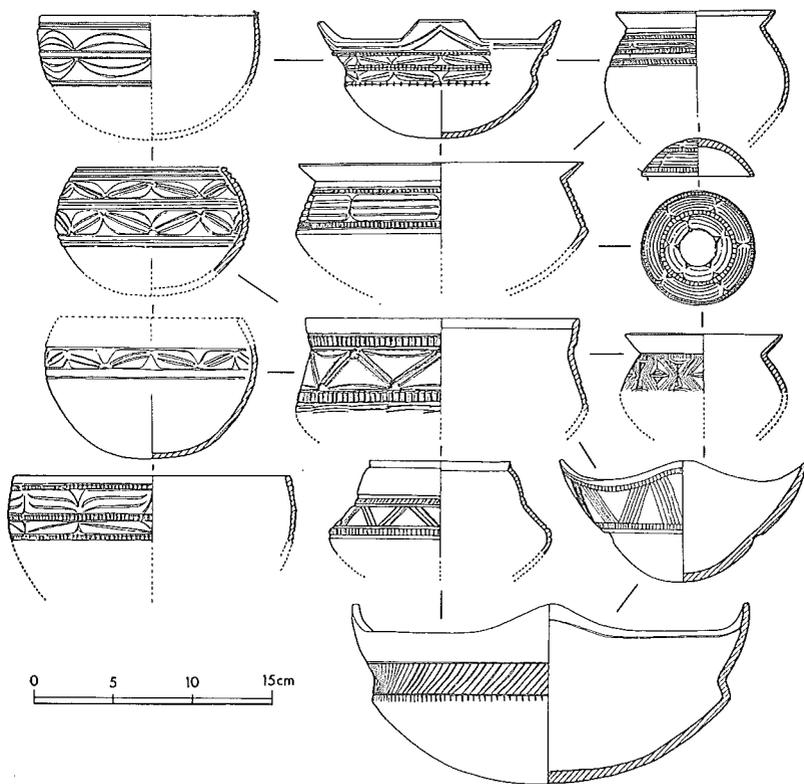


図8 樞原式土器の変遷

方で独自に発達したもの」(縄文文化論「一三六頁、前掲)と主張されたことと同義である。異なる点は、「弥生式前期の最も特徴的な文様とされている木葉状文も、それを廻れば近畿地方晩期の工字文風の文様から発展したものである」(縄文文化論「一三七頁)ことである。つまり、樞原式土器は、縄文時代晩期前半に近畿の宮滝式系土器と東北(直接には北陸)の亀ヶ岡式土器の接触によって成立した土器形式であり、それが九州伝来の弥生前期土器である遠賀川式土器との交流によって木葉状文を生んだ、と考えることができる。

亀ヶ岡式土器(図9)

樞原遺跡からは比較的多くの亀ヶ

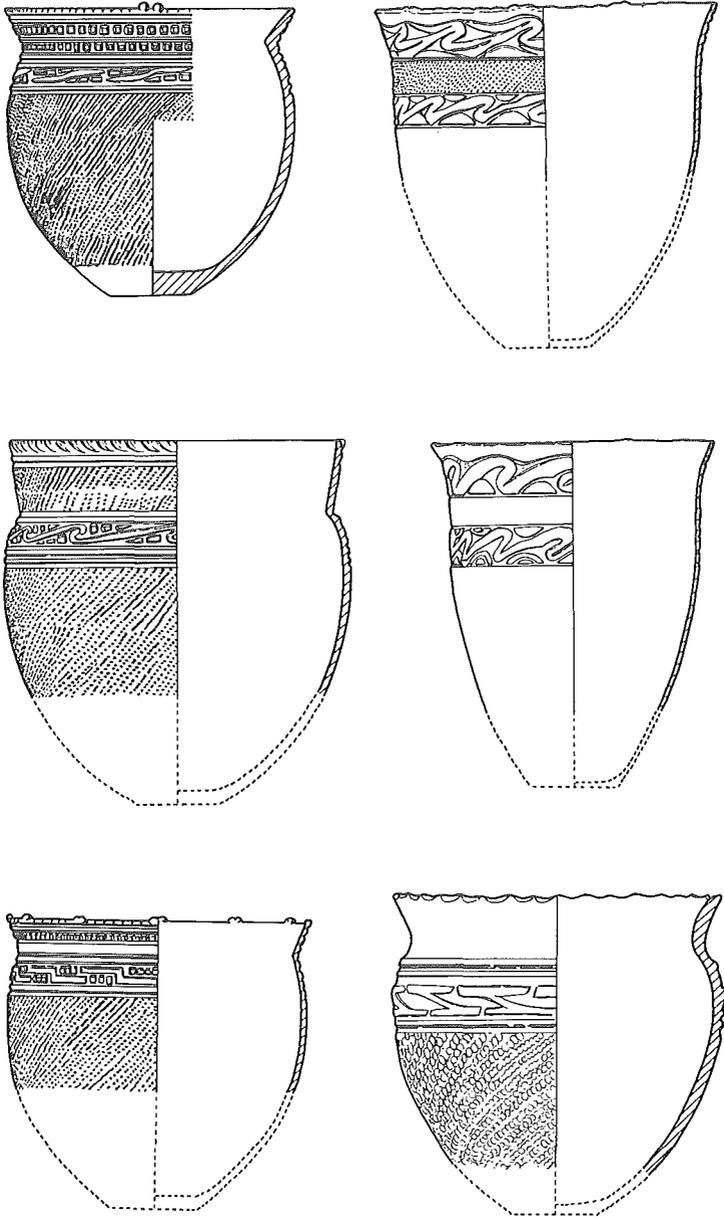


図9 樞原遺跡の亀ヶ岡式土器

岡式土器が検出されており、東北・北陸地方と近畿との間に交流があったことを示している。

亀ヶ岡式土器は、青森県亀ヶ岡遺跡を標式遺跡とし、岩手県大洞遺跡おほほらの土器によって大洞B・BC・C₁・C₂・A・A'の六形式に細分されている。その分布範囲は、東北地方を中心として関東・東海・北陸から近畿に及び、橿原遺跡は西限の主要遺跡である。

橿原遺跡の亀ヶ岡式土器は「大洞B・BC・C₁・C₂の種類となりB―Cと見られるものが多い」(三五八頁)と報告されているが、厳密には大洞B式・BC式・C₁式に限られ、C₂式やA式は認められない。つまり、晩期前半の亀ヶ岡式土器が流入しているものであり、橿原式土器と亀ヶ岡式前半、言いかえれば、近畿縄文晩期前半と東北縄文晩期前半の年代的併行関係を推定する根拠となっている。

土偶その他の土製品

橿原遺跡には近畿では珍らしい土偶が一四〇片余も検出されている(図10)。

「土偶全体を通じて先ず知られることは、その表現が極めて粗雑で粘土粒子が荒く、石英に似た白色の砂粒を含んだ粗製品が多く、表面に滑沢のあるものも少ない。その表現するところ乳房を大きく、腰部を誇張してすべてが女性を象ることである。土偶の表現について手法的に最も注意を要するのは、その製作にあたり大体薄めにつくること、胴内を空洞にしたいわゆる中空のものはわずかに破片二点を見るに過ぎず、他はすべて中実のした形式である。――表現の非常に粗雑な土偶のあるに反して、体格や人体の曲線の要点をうまく表現し、鼻をつけたときには鼻孔をかんとしながら表わしている。顔面なども具体的に表現したのもかなり多い。殊に眉の表現はつねに左右一連となっている。鼻梁を省略したものも少なく、もしこの表現に写実性があるとすれば、これは橿原縄文人は、顔面の平めな、そして鼻梁のよく通った、かつ一続きとなる程度の眉の濃い人たちであったのであろうか。」(二二五・二二六頁)

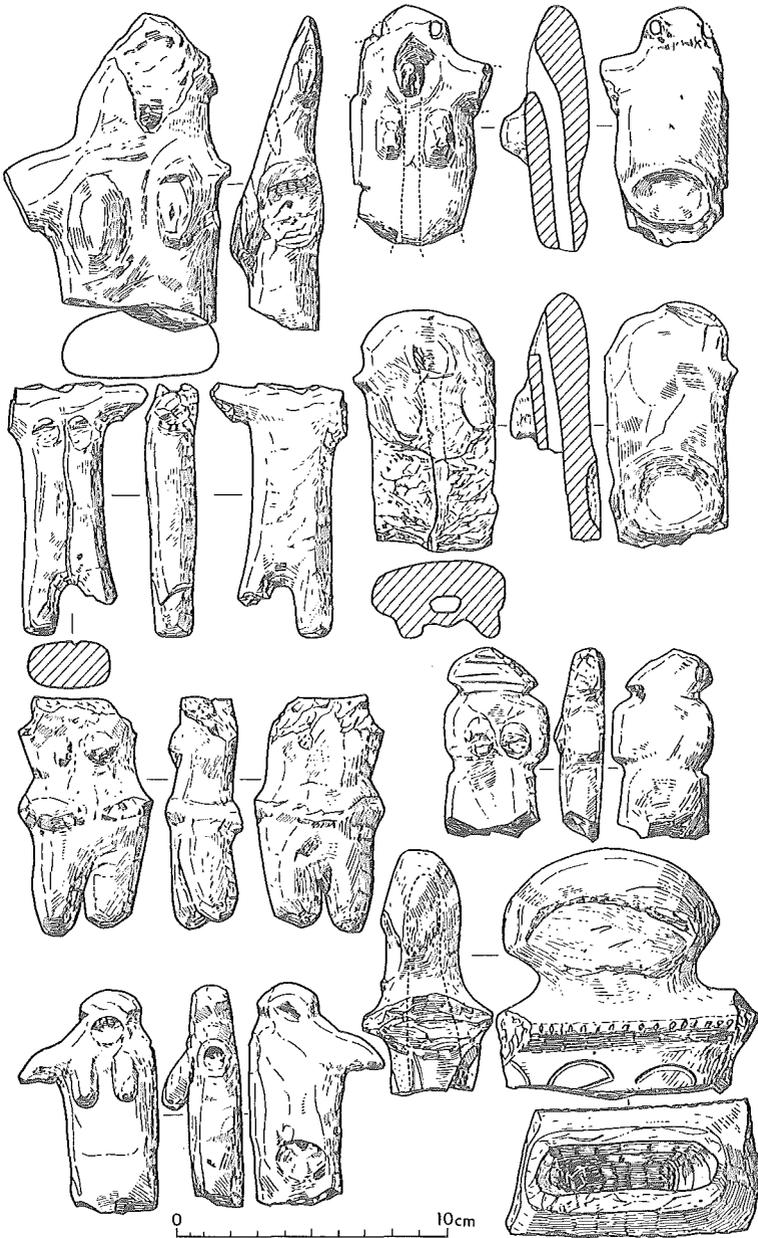


図10 樞原遺跡の土偶

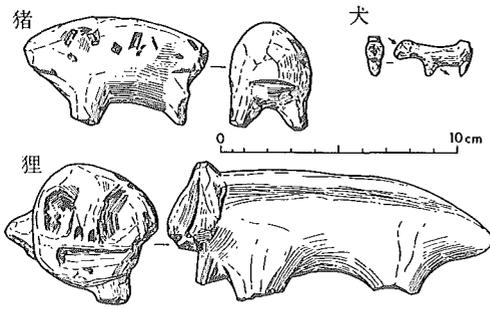


図11 樞原遺跡の土獸

「これらの土偶には精細な表現の少ないのに反して、乳房と腰部とに重点を置いたことと、人間の生存に最も重要な消化管を示すものが数個あって(第二三三図1~4)、顔面の眉目を表わさない場合にも口だけを簡単に示してあるのは同じ意味かも知れない。かように消化管が口から腹部を通して下っているのは、解剖学的知識はとほしくても彼等は食物の消化と、排泄機能に対する知識をもっていたことを事実の上に表現したことになる」(二二七頁)。

「土偶の多くは裸体を表わしている」が「着衣を推察すべきものとしてなお一例ある(第二二五図14)。製作は中空で焼成加工も他と違って多少とも優れた觔がある。腕の附根附近の点線を挟んだ上下各一条の横線と、その下に描かれた勾形線と中央の長方形内に、横一線を表わした文様は着衣の文様を表現するかとも思われる。——この土偶の主体部は見付からなかったが、亀ヶ岡式土偶と相對照してみるべきものでありその系統の土偶であろう」(二二八頁)

樞原遺跡の土偶の特徴は、中実で扁平につくこと、乳房を垂乳状に表わすこと、腹部を凹めて表現すること、消化管を示すこと等であり、東北・関東地方の土偶とは異なり、西日本における縄文土偶の一つの様式を示しているように思われる。

土 獸 (図11)

猪・狸・犬と思われる土獸が各一体ずつ検出されている。

猪 「恐らく野猪であろう。——猪の左側面に十数ヶ所の刺突痕がある。この刺突痕に対しては狩猟に際して矢を射込んだことを表現するのではないかと云う見解」を調査助手をされた澄田正一氏が発表されている(日本史研究二)。「この

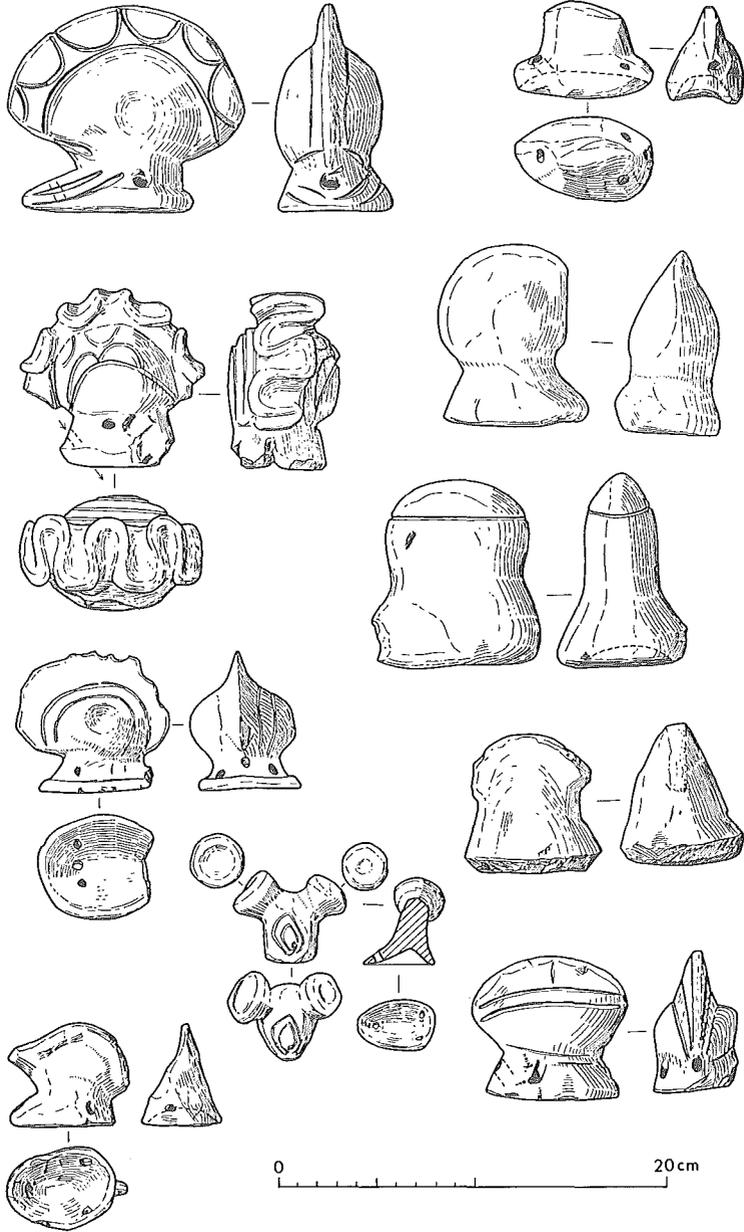


図12 榎原遺跡の冠形土製品

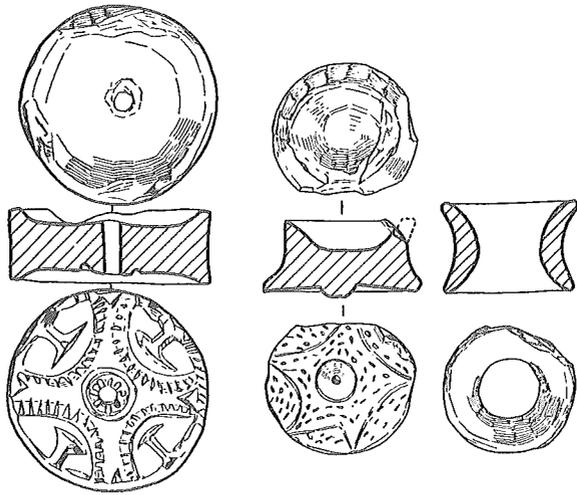


図13 樫原遺跡の滑車形耳飾

刺突痕は陸前沼津貝塚出土の猪形土獣と認められるものにもある点から、共通的な表現であるとして、集団狩猟の方法によって捕獲された猪を摸したと考えられると同時に、それは単なる狩猟技術の写実ではなく、これが製作せられたのは呪術的行事を背景として生れたものであり、縄文人の狩猟生活によって形成された呪術的意義に基づく宗教的遺形品であると思われる」と、澄田氏はその論攷において述べている。」(二三〇頁)

狸? 「口を大きく開いた平面の土獣で何を表現するかよくわからないが狸に似たところがある。しかし体軀は首から尻尾まで背骨が強く立って、その誇張的な表現に特色があり、肛門部は深く穿孔する。」(二三〇頁)

大とされている土製品は、何を表わしているか不明で、はたして土獣であるかどうかも明らかでない。

冠形土製品 (図12)

「石器の石冠と似た形をしたもので——その通有的な表現として舟形で鐔状になる底部と見るべき構造の上部に、冠状若しくは蛤状の表現がある。」(二三一頁)

石冠が棍棒頭としての武器であるとすれば(吉田富夫「石冠考」考古学11-9、昭和十五年)、冠形土製品は武器をかたどった祭祀具と考えることができる。底部の小孔は棒に緊縛するためであり、赤色塗彩は模擬戦のような祭祀性を象

徴するものであろう。

滑車形耳飾(図13)は、耳たぶに孔をあけて挿入して用いる耳飾で、一面だけ文様を刻むのはその用法を示している。

半輪形土製品(図14) 左右七糎・一一糎・一五糎、径二糎・三糎・四糎等のいくつかの大きさの半円形の粘土棒で両端に小孔がある。「或は二個を相對して連接するの用にあてるならば、この土製品の目的は半輪形にあるのではなくて輪状としての使用目的があつたのだらうか。——これと對照的に考えられるものに木製の類型品で黒漆を塗り、さらにその上を赤く塗った

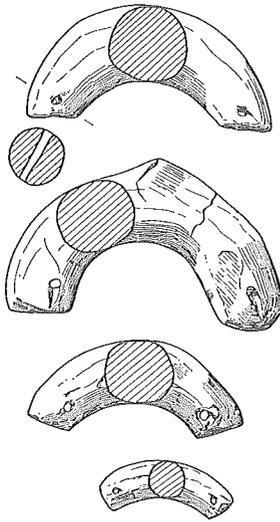


図14 樞原遺跡の「土製腕輪」

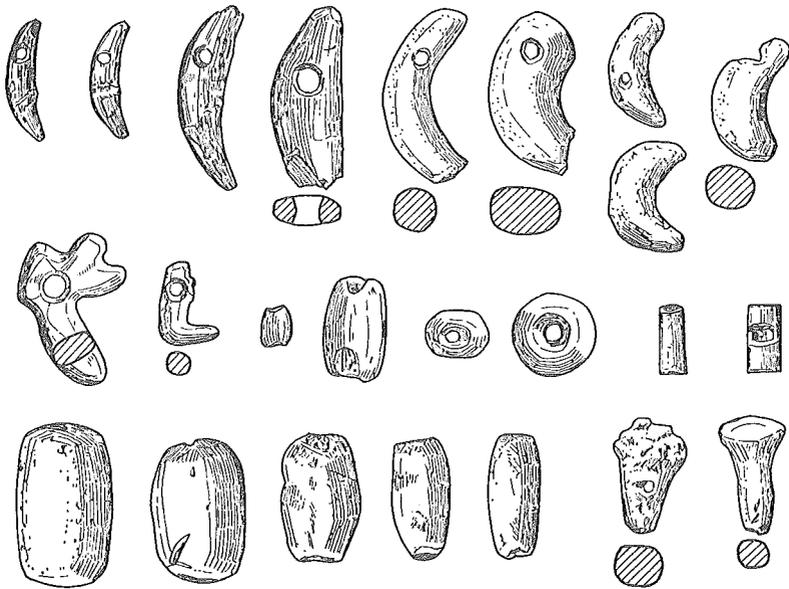


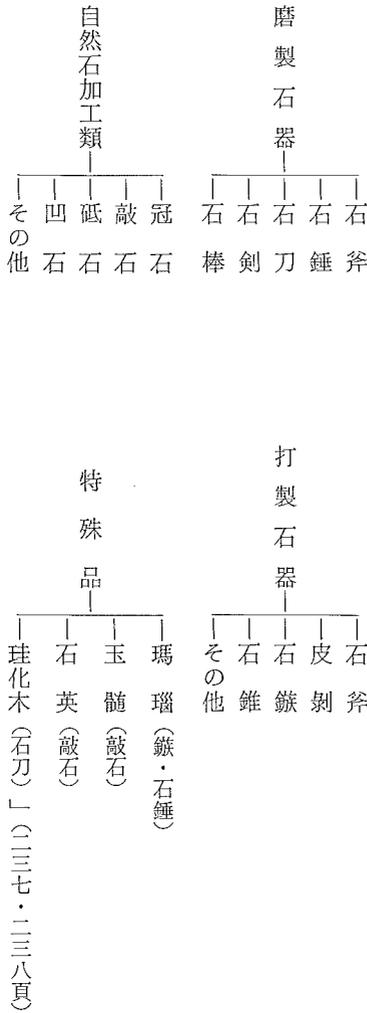
図15 樞原遺跡の珠玉

のもある。唐古遺跡でも類似品があるので——一種の服飾的土製品——腕輪を思わせる。〔二三三・二三四頁〕その後、類例は知られているが、さほど多くはない。

珠玉類（図15） 牙製垂飾、牙製垂飾形土製品、土製勾玉、石製異形勾玉、土製丸玉等がある。橿原遺跡ほど量は多くはないが、縄文後、晩期遺跡での類例は知られている。

石 器

「石器の種類は大体つぎのように分類される。



石刀（図16） 「刃部を片刃にするから石刀としているがもとよりこれで物を截断する能力はない。——その一端を把握部とするために刻線を付してあることは、この部分を把って時には武器として打撃を与えることがあったからであると思われる。——それとは別な目的を考えるならこれを棒持して権威の象徴としたかも知れない。〔二三九～二

この他、石剣(図14右下)と石棒が一例ずつ検出されている。

磨製石斧(図17)「その多くは刃肉の厚い蛤刃をなし、全体の形はまちまちの様に見えるが、刃幅より肩部が細くなるものが多く強い撥形が普通である。」(二四二頁) 他の縄文晩期の磨製石斧とはほぼ同じ傾向をもつ。

打製石斧 「打製石斧の多くは打欠きの手法が極めて粗く整形も充分でない。しかし多数の中には使用せられた為

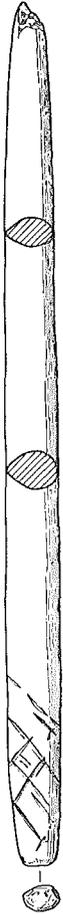
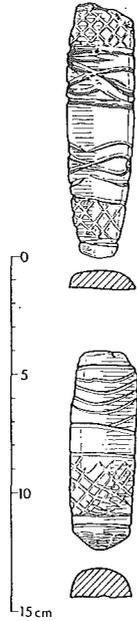
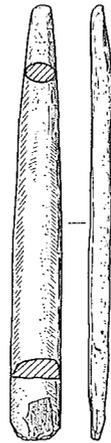


図16 檜原遺跡の石刀

にその刃部が甚しく磨損し、或は使用中の衝撃のために折損したと思われるものもある。」(二四三頁) 打製石斧は、報告書登載以外に数十点出土しており、縄文晩期の低地遺跡における主要な用具であることを教えている。

その他、皮剥として報告されている多量のサヌカイト製の不定形刃

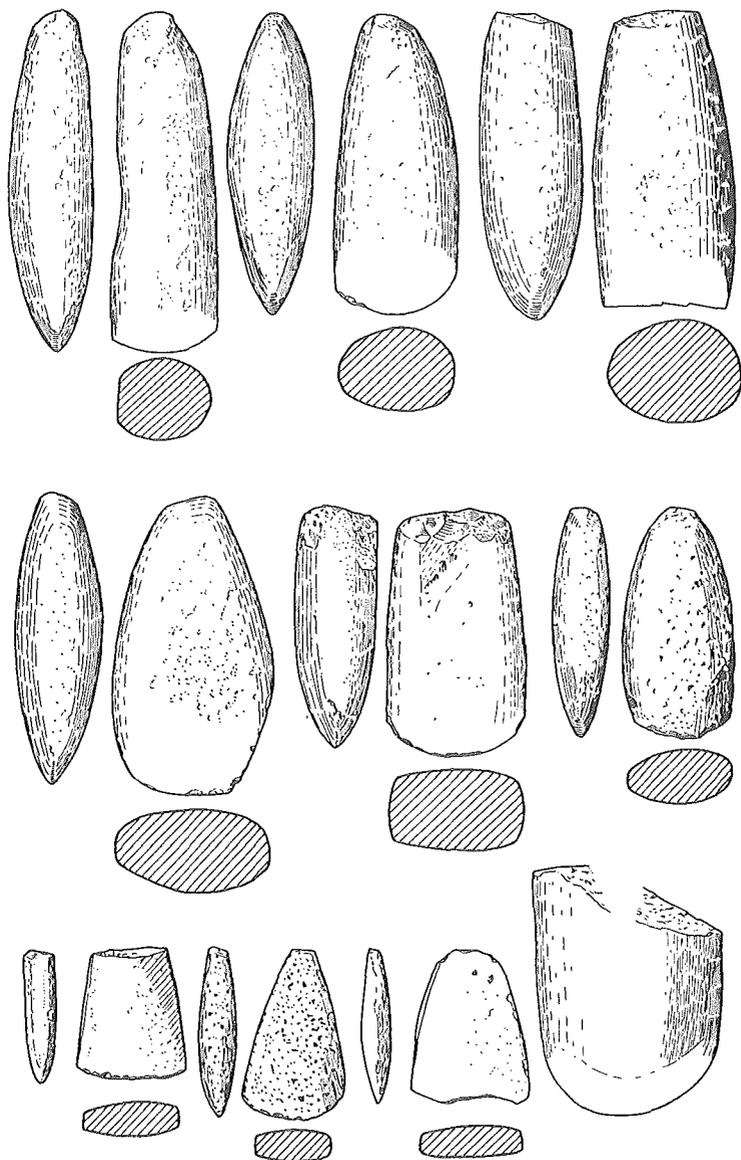


図17 橿原遺跡の磨製石斧

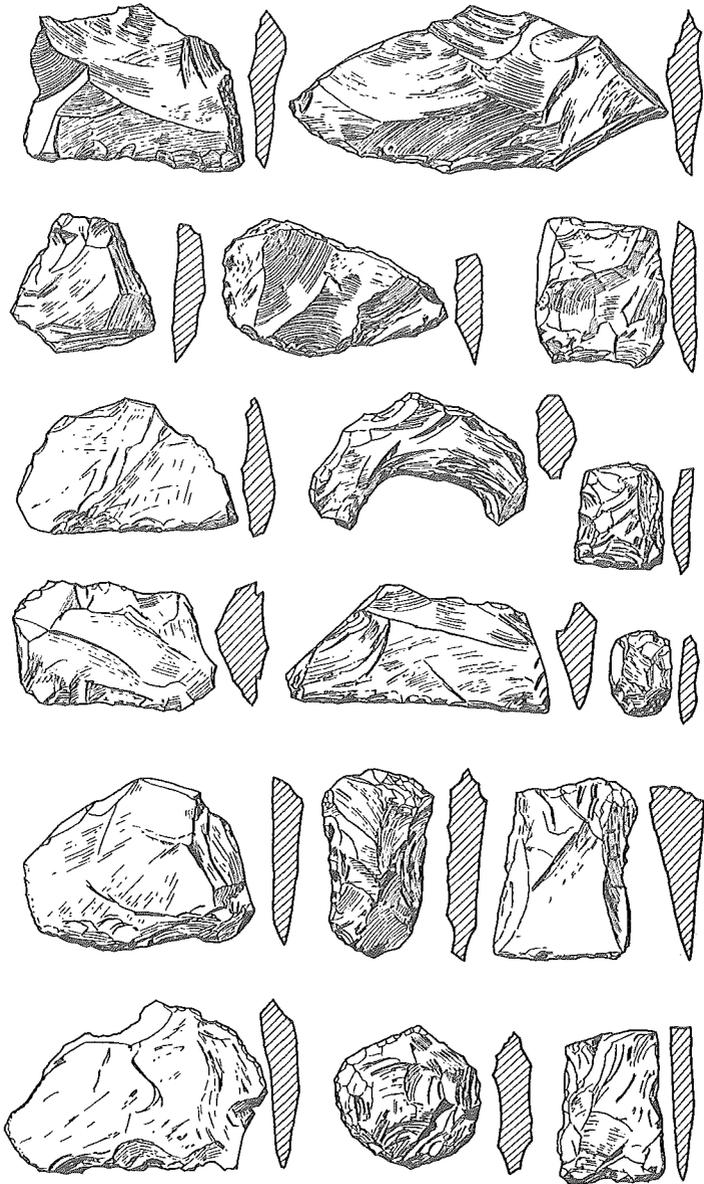


図18 樞原遺跡の刃器

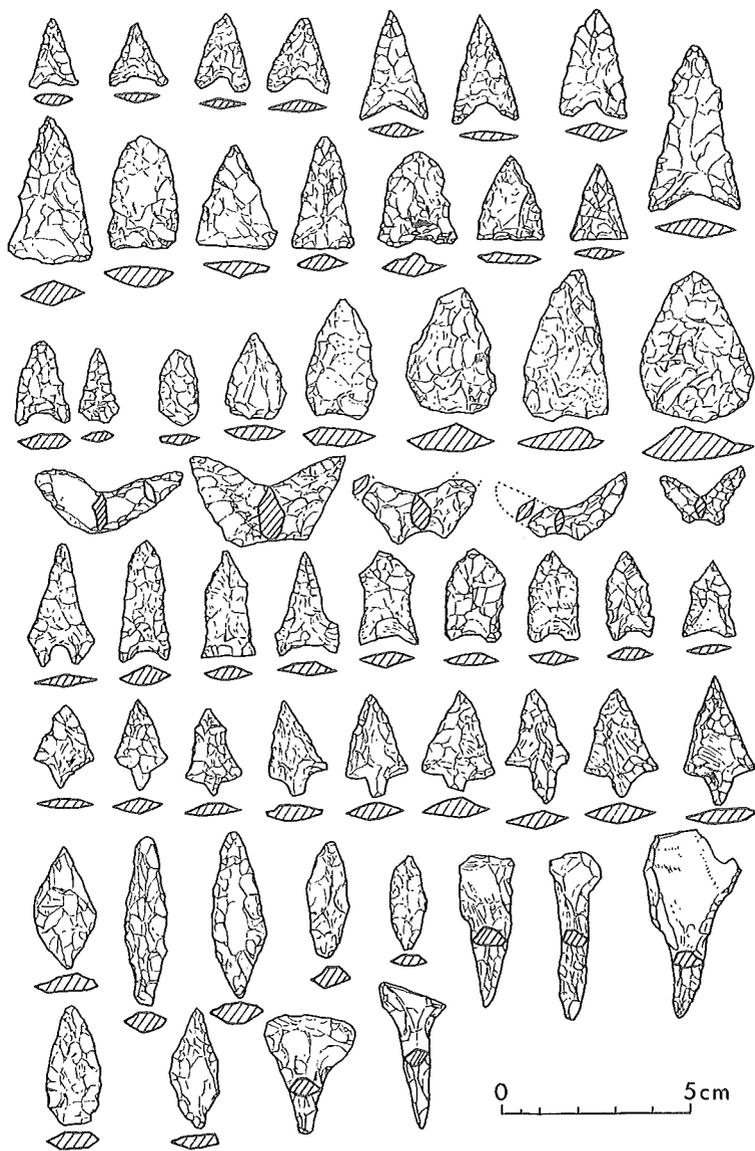


図19 樺原遺跡の石鏃、石錐

器(図18)、石鏃・石錐(図19)、敲石等がある。

石器の材質

「石の種類は少くとも五十種類に近く検出せられその産地も各地に分布する。しかし主として二上山附近、大和平野の周辺、或は中央部地帯、吉野川・紀川地帯に産出する岩石を利用し、特に二上山の安山岩——サヌカイトが多数に使用せられている。——サヌカイトの使用は鋭利であることを必要とする石鏃、石錐、皮剝の類の原石とし、重厚な石器である石斧、敲石などには硬砂岩類が使用せられ、磨製の石斧・石刀・石棒類には粘板岩・片岩類が主として利用せられ、一般に敲石と称する石器は成形のために努力して加工するよりは、自然の塊石を集めて若干の加工により利用することになるから、岩質の撰択が重要でなくむしろ利用に適当な、大きさより重量が人々の関心事であったのではないかと考えられる。」(二三九頁)

骨角器

「骨角器の大部分は鹿角製品である。その他猪牙製品、鳥骨製品、各種牙製勾玉等がある。」(二五二頁)

表2

計	種			器具		鏃	筥	鋸	針	釣針	裝飾品	異形角器	角板	用途不明
	鳥骨	イヌ	シノ	シカ	角									
三五	○	○	○	○	一	七								
六	○	○	○	○	○	二	四							
九	○	○	○	○	○	一	八							
一三	○	○	○	○	○	七	六							
二	○	○	○	○	○	○	二							
一五	一	三	一	四	○	六								
一	○	○	○	○	○	○	一							
三	○	○	○	○	○	○	三							
一一	三	○	○	○	○	○	八							
九五	四	三	一	五	一	七	六五							
					六		八二							

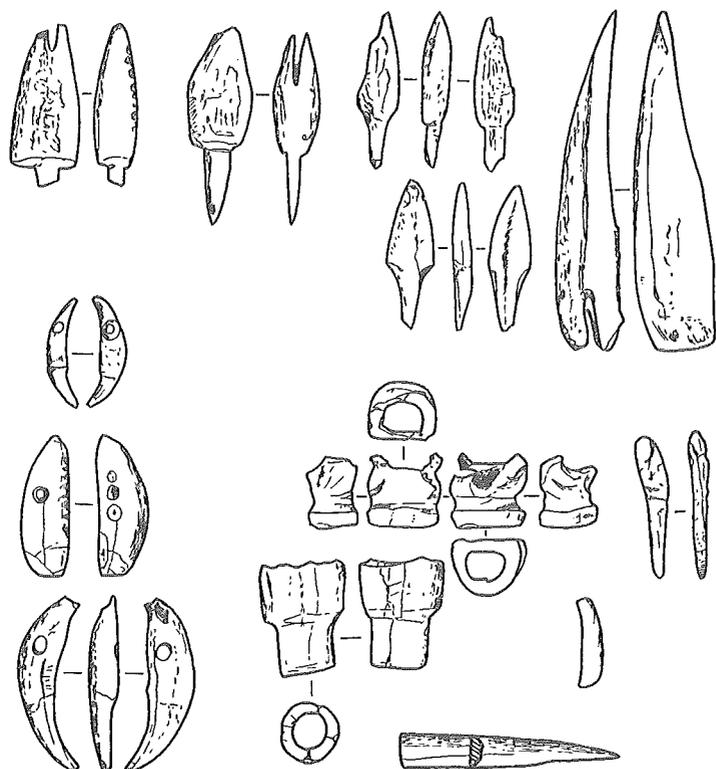


図20 樞原遺跡の骨角器

骨角器の種類と使用材質は第2表のとおりである。鏃をはじめあらゆる器種に鹿角が使用され、全九五個のうち六

五個、六八多という高い数値を示す。これに鹿の蹠掌骨を含めると八六多という高率となり、鹿と人間のかかわりの深さを思わせる。「一つひとつ標本に当たってみると、案外落角が多い。かくも多数の落角が、偶然山で発見され、ひろわれたとするのは鳥渡不可能ではなからうか。わざわざ落ち角をとるために、或は短期間であれ、飼育する場合があったのではないかとも考えられる。角切りの儀礼等と言うのは、アイヌの熊祭りの如く案外丁重に行なわれたのかも知れない」(二五二頁)という推測を生むことになる。

鏃(図20)は比較的少ないが、矢筈はやや多い。鏃はそのまま矢柄に

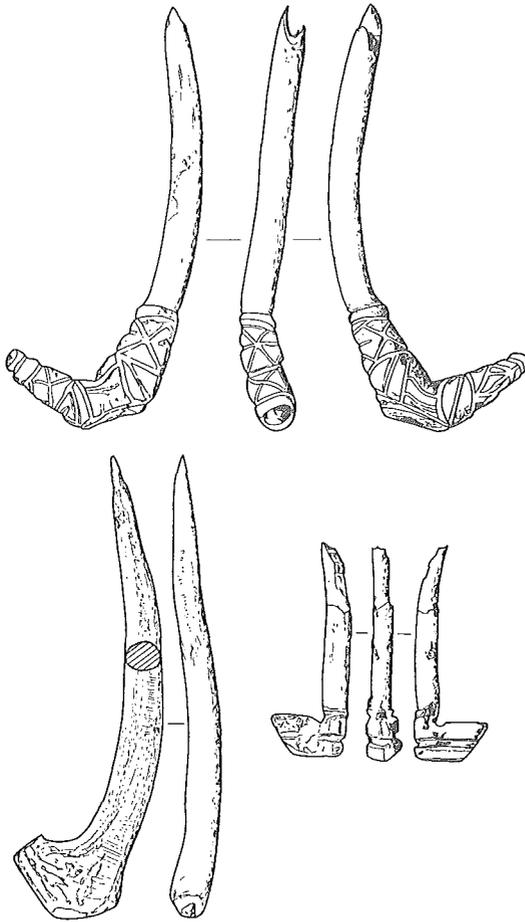


図21 樞原遺跡の釣状角鹿製品

さしこみ、矢筈は石鏃を装着して矢柄にさしこんだものである。この他、弓矢関係では弓筈が装着して弦をかけた。また、鏃等の装着にアスファルト等の膠着剤が使用されている例はよく知られているが、図20の上段右端はその一例である。

魚具としては、ヤスと思われるものや釣針があり、内陸部の漁撈活動を推測させる。

空であると共に鈎部にも直交する孔があり、装飾的なものもある。呪術的な装飾品としては犬歯に穿孔した勾玉形垂飾がある(図20)。「日頃飼い馴らした愛犬の遺品を身につけて、それによって魔除或は多獲を祈る意図でもあったものではなからうか。」(二五五頁)

なお、鳥類の管骨に一孔をあけたものは「笛になりそう」（二五六頁）であり、もしそうだとすれば狩猟のための実用品であろうか。

また、図示されていないがイノシシの「肩胛骨を磨って、土搔きとしたかと思われるもの」（二五九頁）は、中国・新石器時代（河姆渡遺跡等）の主要な土掘具と同じであり、日本での出土例は注目されていないが可能性があるように思われる。

「貝製品としてベンケイガイ製の貝輪の破片が出ている。——この類のものは後期からことに晩期の身体装飾品として普通のものである。海と隔離した山の中の遺跡ではあるが海棲魚類の遺残もあることであるから、それ等と共に海岸地帯から持ち込まれたのであろう。」（二六一頁）近畿での貝輪の出土例は少なく、奈良県では本例が唯一の例である。

2 大隅遺跡（常盤町大隅）

昭和四十八年に桜井市大福遺跡を調査したとき、橿原市常盤町大隅に接した地点で縄文時代晩期の土器棺群が検出された。その後、坪井遺跡（常盤町坪井）の調査のときにも自然流路から弥生時代前期の土器とともに縄文時代晩期の土器が出土しているので、両者は一体である可能性を考え「大隅遺跡」として記述することとした。

土器棺墓地「南北二六米、東西二二米の範囲内より、縄文の甕棺十二と弥生前期の壺棺一が出土した。今回の調査地域内でこの地区は周辺の遺跡の状況から判断すれば微高地上にあたる。周辺に住居址などは検出されなかった。」

甕棺6は「南北径七〇糎、東西径五〇糎、深さ三九糎の楕円形の墓壙に縄文晩期の甕を埋める。——土器は口を上にして斜めに置かれていた。口縁部には別な土器の破片二片が置かれていた。」おそらく蓋として使用したものであろう。他の甕棺も、およそ径六〇〜九〇糎の墓壙に土器を入れて棺としている（図22）。

3 鳥屋・箸喰遺跡（鳥屋町他）

参考文献 亀田博ほか『大福遺跡』樞原考古学研究所、昭和五十三年

段階に水稻農耕が行なわれていたことを示唆しているように思われる。

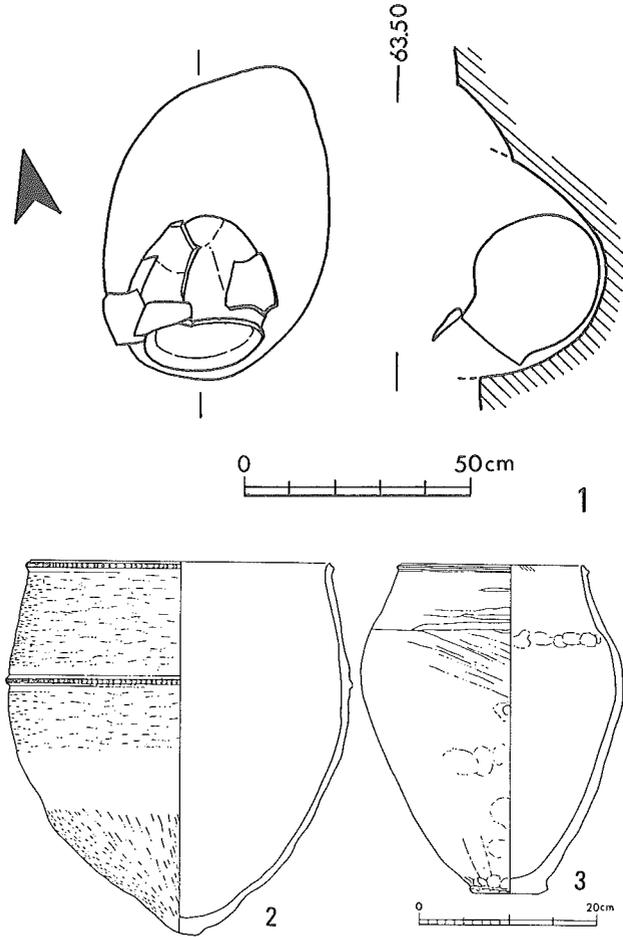


図22 大隅遺跡の土器棺

棺に使用されている土器は、いずれも縄文時代晩期後半の粗製深鉢で、口径二〇～三五釐、高さ四〇釐前後のものが多い。甕棺の深鉢は、北部九州の夜臼式土器に類似している。

縄文晩期の土器棺墓地に弥生前期の壺棺があること、坪井地区の自然流路内で両者が混在していることは、すでにこの

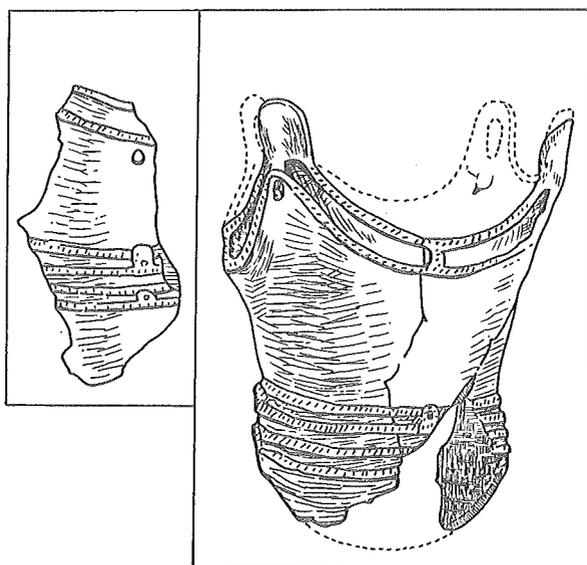


図23 「神武陵」付近の縄文土器

「畝傍山から南、貝吹山にむかって鞍状につづく低い台地の西方、宣化天皇陵の北部、標高七〇米前後の水田で、暗渠排水工事中、後期の縄文式土器が検出された鳥屋遺跡、この遺跡の西北西、新沢千塚と呼称されている群集墳の所在する丘陵とその北麓、川西集落の東方から箸喰集落の東方に箸喰遺跡がある。

この二つの遺跡は、一連の遺跡であるか、別個の遺跡であるかどうかは判明しないが、前者の鳥屋では、水田下一米前後のところで遺物が出土しており、後者の箸喰遺跡では、水田下二米前後の深いところから出土している。

土器は中期の天理式と晩期の元住吉山式とがある。

参考文献 小島俊次『奈良県の考古学』吉川弘文館、昭和四十年

なお、付近の縄文土器出土地としては、新沢千塚のある丘陵と畝傍町の「神武陵」付近がある(図23)。

第三節 弥生時代

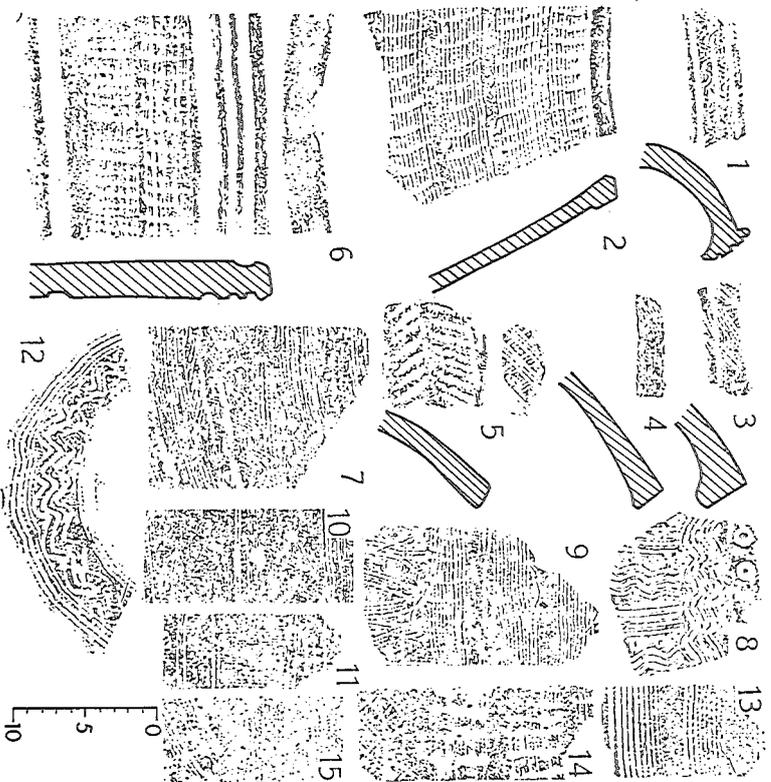


図24 樫原遺跡の弥生中期土器など

樫原遺跡から若干の弥生土器が出
 土している。縄文土器の多い陸上競
 技場と「神武陵」周辺で散発的に認
 められるが、やや集中するのは樫原
 神宮前駅東口の文六台地である。

昭和十三年九月二十六日と十月十
 四日の調査日誌にはつぎのように記
 録されている。

「久米文六台地北方において弥生
 式土器を検出。土器は種積式。薄手
 で吸水度が高い。

久米台地北方に弥生式種積式土

器の一群がある。表土下一・八二米
 にして、下底の径一・三六米、深さ
 一・二米前後の凹みがあり、その中
 に木炭の細末を含む黒色有機土層が
 あって、土器はその内部で完形で正
 位置を保つもの、破損し或は転倒す

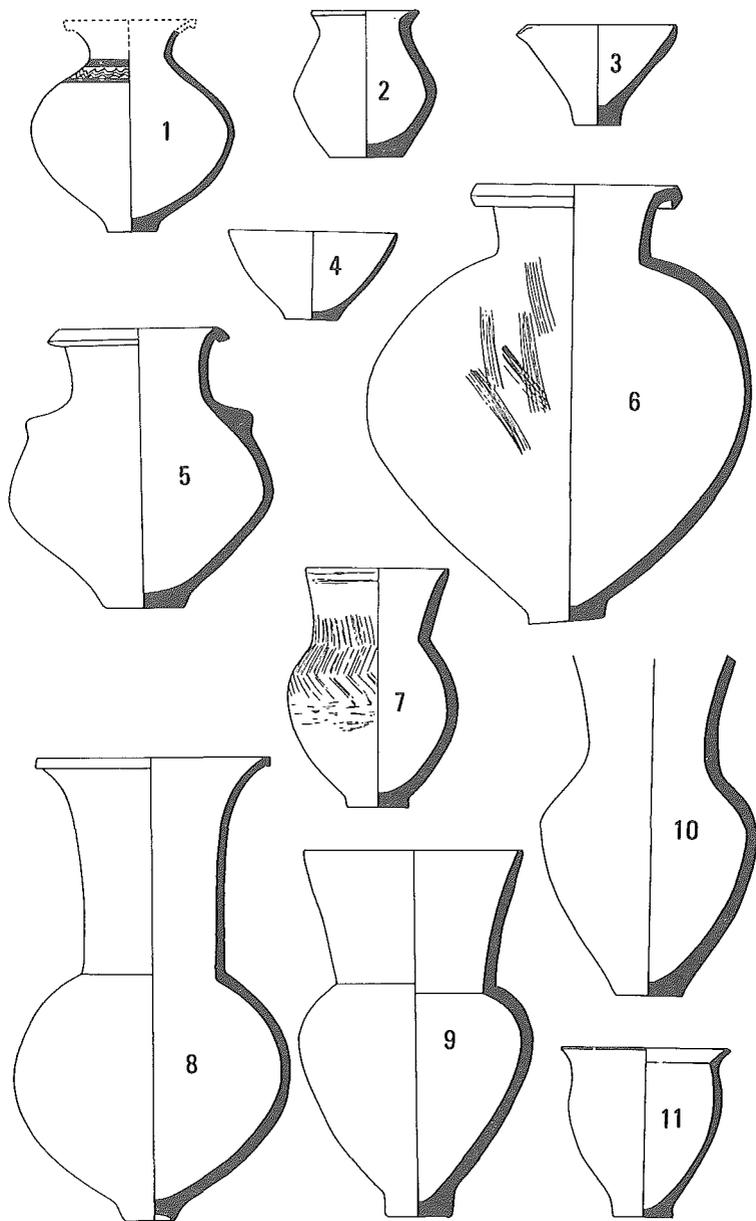


図25 榎原遺跡の弥生後期土器 (1)

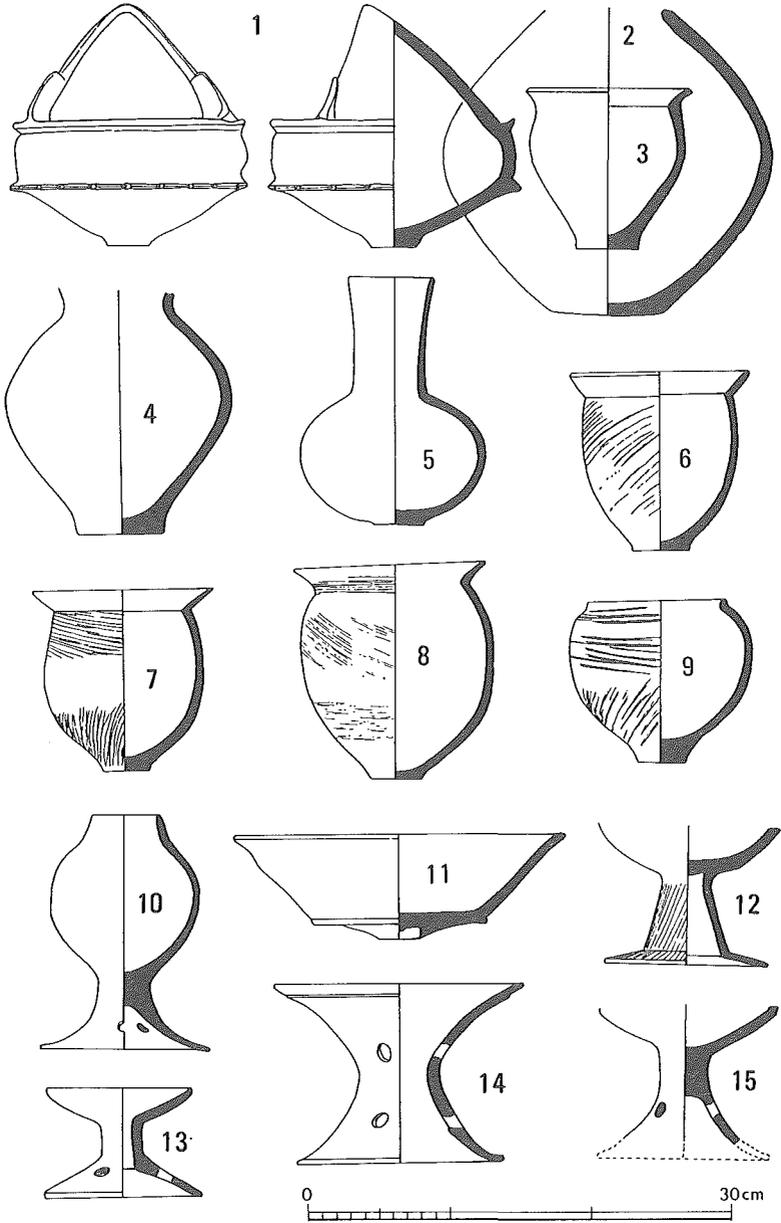


図26 攝原遺跡の弥生後期土器 (2)

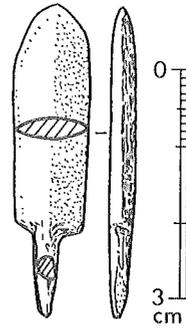


図27 榎原遺跡の銅鏝

るものなどかなり多数に堆積していた。この状態は住居の堅穴に附属した貯蔵用の堅穴とも考えられるが明らかでなく、或は廃棄とか祭祀遺跡などのことも想像されるが何れにも確証はない。土器はやや大形の壺をはじめ、小形の埴、或は高杯、蒸器などがあり、この凹みの性格を現在の資料から知り得ない。」
 (『榎原』127～128頁)

遺物は、少量の弥生中期土器を含む(図24)が、その多くは後期である(図25・26)。なお、出土状況は明らかではないが銅鏝が一本採集されている(図27)。

2 新沢一町遺跡(一町)
(はいせわかざと)
 参考文献 末永雅雄『榎原』奈良県教委、一九六一年

新沢一町遺跡は、曾我川中流域に沿う扇状地にあり、弥生時代前・中・後期と継続する中心的集落である。遺跡の範囲は、東西二五〇米、南北七〇〇米に及ぶ。

大正年間と昭和四十五年の調査によって土坑群と溝が検出されているが、居住地の内容については未知のままである。

田部台地区(文1)

「遺跡は、曾我川右岸より約五〇米隔たった人家の軒下より東に連なっている黒線の圏内がその最も濃原な部分である。遺跡前面の字大石、タベの河原、大崩、河原田は何れも田部台よりは一米乃至二米低く土質は極めて軽鬆な砂土であるから水持がわるく表土下二尺位からは円い河原石が混じった砂である。」

——堅穴の分布状態は一定でない。群聚しあるものにあつては直ちに相接して三個乃至四個も連なつて居るものも

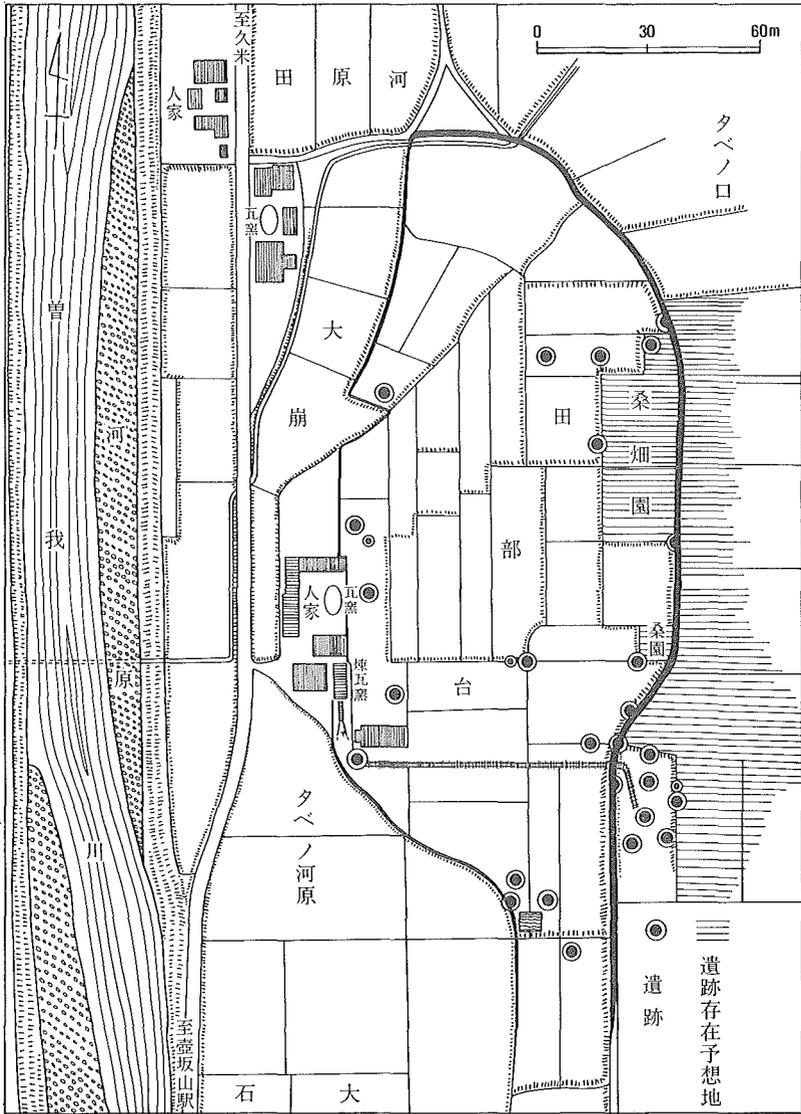
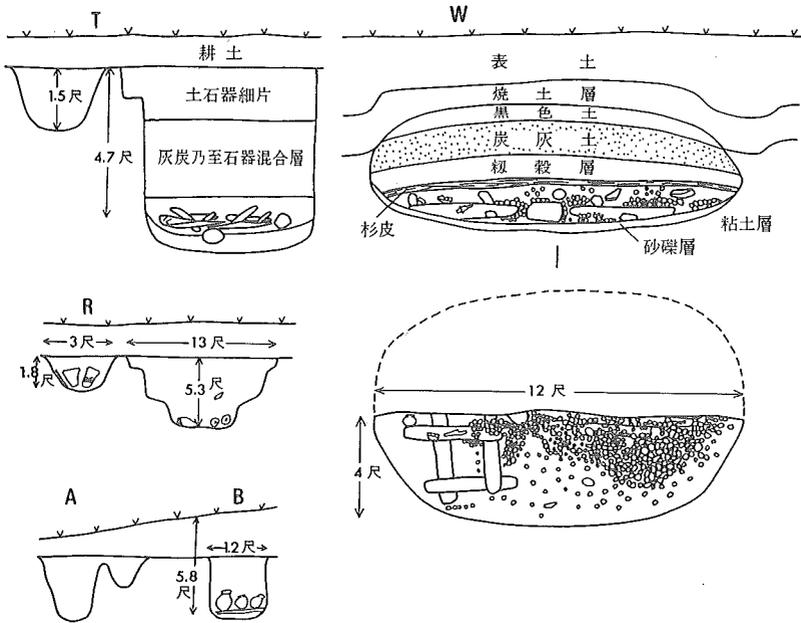


図28 新沢一町遺跡田部台地区遺跡分布図



弥生時代

図29 新沢一町遺跡田部地区の土坑

あるけれども大抵は数間の間隔があり配列は甚だ不規則である。形状は円形のものが多く稀に楕円形のものもある。中には長方形と認むべきものもある。楕円は長方形の形態の変じたものかも知れない。側壁は大抵垂直か斜内になっているが中には階段状になったものもある。直径は約三尺から三間に及ぶが最も普通なものは二間前後である。而して普通の堅穴に隣って直径三尺内外の小さいのを伴うことがある。この堅穴の内部は大抵炭や灰などが多い。——深さは七尺を最大限として浅いものにあつては僅か三尺に足らないものもある。——堅穴内には大抵土石器等を蔵しているが土器は石器よりも量に於てもはるかに豊富である。」

前 殿 地 区 (文 2)

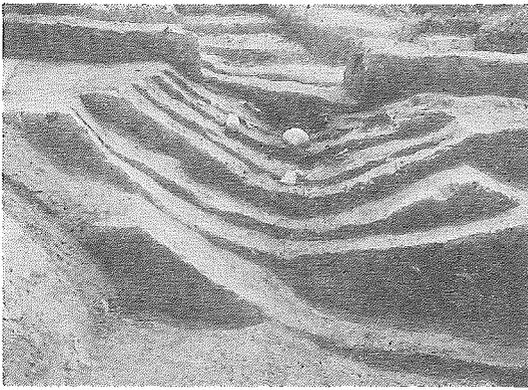
前殿地区は、田部台地区の北四〇〇米の地域に当る。地形図や従来の調査によつても、両者の間は砂地で遺構の存在の可能性はないと認められていた。前殿地区は、扇状地が曾我川方向に張り出

す末端にあり、工事予定地の約三〇〇平方メートルに幅一・五メートル、長さ一四メートルのトレンチを東西に二本設定して進めた。北トレンチでは、表土直下に瓦器片を少量含む溝が南北に検出されたが、弥生時代の包含層や遺構はなかった。南トレンチでは、現地表下二〇センチで後期弥生土器を包含する溝状遺構が検出されたので拡張した。

その結果、幅三メートル、深さ一米、長さ一〇メートル以上の弥生後期の溝がほぼ東西方向に認められた。この溝はトレンチの西端では、近世の掘り込みによって攪乱されていたが、他の部分では五層に分かれ、第三層と第五層には炭が多量に含まれており、特に最下層では後期の壺をはじめ多くの完形品が出土した。また、この溝と重複しているため本来の大きさは不明であるが、弥生中期（4様式）の土器を含む溝が検出され、底部には夥しい木葉と木片が堆積していた。この下層には弥生前・中期の土器を含む自然傾斜面がある。さらに、トレンチの東では、後期の溝を切って北東から南西方向の幅約二メートル、深さ一米の溝が検出され、完形品を含む多量の後期弥生土器が出土した。

限られた範囲の発掘調査であったが、土器類では弥生前期の比較的新しい段階のものと、中期後半（4様式）のものと、多量の後期（5様式）の土器と古式土師器が出土した。石器類では、石庖丁・磨製石剣片・石鏃・砥石・凹石があり、その他では自然木片、木葉・種子などが出土した。

今回明らかになった溝は扇状地の西端に位置しており、発掘地点の東の台地上に住居跡などの遺構が存在する可能性もあるが、これら中・後期の



新沢一町遺跡前殿地区

溝と、前期の遺物包含層を検出したことは、曾我川流域の弥生時代を考える上で重要な示唆を与えてくれた。

参考文献

- ① 吉田宇太郎「高市郡新沢村大字一石器時代遺跡調査」奈良県報告10、一九二七年
- ② 石野博信・前園実知雄「橿原市一町遺跡前敷地区の調査概要」青陵17、一九七一年

3 中曾司遺跡(中曾司町)

中曾司遺跡は奈良盆地の南部、曾我川の流域にあり、標高五四〜五六米に当る。周辺の弥生時代遺跡としては北東六〇〇米余に土橋遺跡(後期)が、南一・五軒には曲川遺跡(後期)がある。

明治三十年に高橋健自氏によって学会に報告(『大和国石器時代の遺跡』考古学雑誌一一八)されて以来、森本六爾、崎山卯左衛門、島本一各氏によって注目され、報告されている。これらの報告は、表面採集資料を中心とするものであったが、昭和四十一年に小島俊次・泉森皎両氏(橿原考古学研究所)がはじめて試掘を行い、ついで昭和四十五年と同四十九年に発掘調査を行なった。

明治以来知られてきた土器散布地域が、東西・南北とも七〇〇米余に及んでいるので、この地域に大地区と小地区の地区割りを行なった。

発掘は工事申請地の遺構の有無・性格を追求するための試掘にとどめることとし、それをより明確にするためにハインドオーガーによる遺跡範囲確認調査を実施した。

5B地区 二米四方の試掘穴を南北に五ヶ所設定した。いずれも現表土下一米余(標高五三・五米)で青色粘土が現われ、上層の茶褐色土には微量の土師器片を含むだけで居住地区とは考えられない。

6C地区 二米四方の試掘穴一三ヶ所と二×四米のトレンチ三本を設定した。現表土下一米余(標高五三・七〜五

三・九米)に基盤である黄褐色粘土層があり、同層ならびに同層上の茶褐色土層を切込んで弥生時代中・後期の溝が五本以上つくられている。溝の方向はほぼ東西で、南北に近いのが一本ある。溝内には土器片が堆積し、加工木材や自然木が流入している部分もある。

集落の中心部とは思えないが、溝内の土器量からみて、さほど遠くないところに居住地があるものと思われる。

七D地区 二米四方の試掘穴を四ヶ所調査した。それぞれに弥生時代中・後期の不整形凹穴、柱穴状ピット、溝等

があり、後期の長頸壺完形品や石製紡錘車などが出土している。

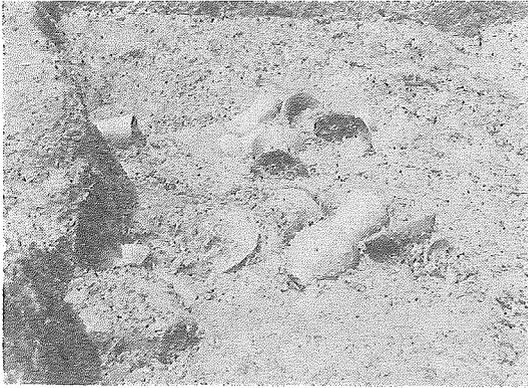
七E地区 今回の調査地区でもっとも遺構・遺物の多い地区であり、中曾司遺跡居住地区の中心に近い地域と思われる。二米四方の試掘穴六ヶ所と四米四方の試掘穴三ヶ所を調査した。

弥生前期には、東西方向の断面V字の溝一本と不整形の凹穴が一基あり、溝内には前期中葉の土器が多量に入っている。

弥生中期の遺構はすべての試掘穴で認められる。一試掘穴では弥生中期へ第二・第三様式の土器が層ごとに出土し、下層近くに杵、鍬などの木器類がともなっていた。

弥生後期では径五米以上、深さ一・五米余の不整形凹穴があり、中に四〇個体以上の完形土器があり、下層には鍬などの木器類があった。

宗我神社南方 昭和四十九年の調査で弥生前期の土坑などが検出され、同時期の中心地域であることが確かめられた。



中曾司遺跡

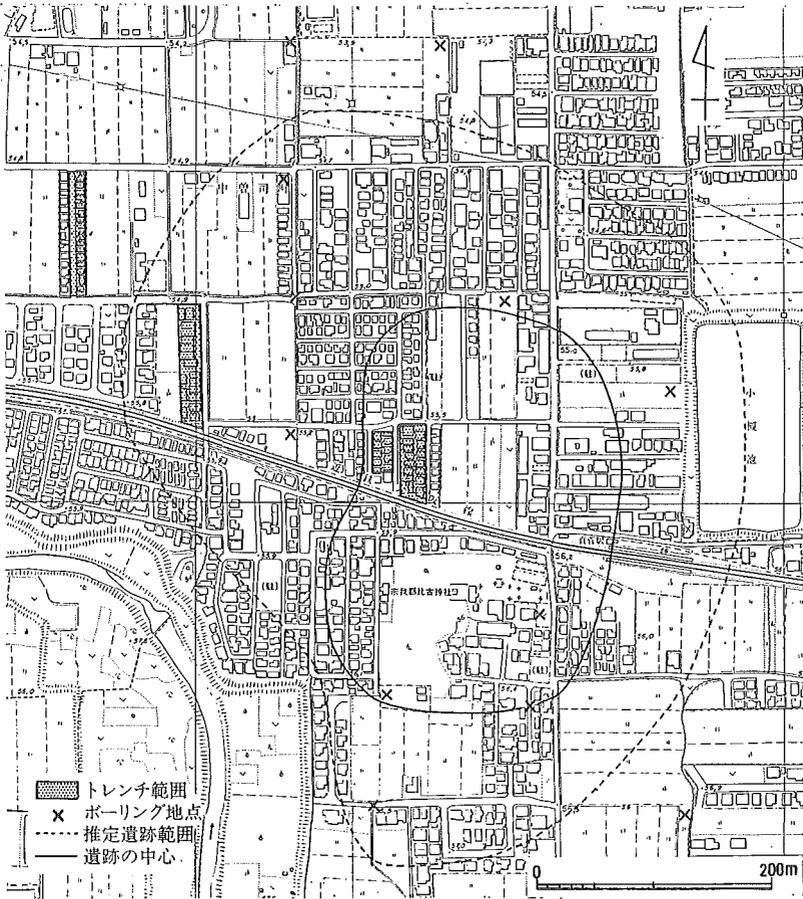


図30 中曾司遺跡分布図

ボーリング調査

土器散布地域ならびに同周辺地域にハンドオーガー（径八通）による土壌調査を行なった。ボーリング地点は二五ヶ所で、東西九〇〇米、南北九〇〇米の範囲に及ぶが、ボーリング地点間の距離は各一〇〇米であり、深さも平均一米余、最深でも二米なので精度は高くない。

- ① A型土層は図30の点線の外側に分布する土層で、弥生土器包含層とは認められない。
- ② B型土層は黒褐色

土を含む土層であって、その分布は図30の点線の範囲、すなわち東西五〇〇米、南北六〇〇米に及ぶ。土層は左の二型に要約できる。

A型土層

▽	▽	▽	▽
耕土	15 c		
灰色土	90 c 前後		
青色粘土			

B型土層

▽	▽	▽
耕土	15 c	
灰色土	50 c 前後	
黒褐色土	20 c 前後	
砂層か 青色粘土		

中曾司遺跡の範囲は、図30の点線で囲む区域（東西五〇〇×南北六〇〇米）と考えられるが、遺構分布の密度の濃いのは実線で囲む区域（東西二〇〇×南北三〇〇米）であろう。中でも今回試掘した七E地区は試掘穴のすべてに完形土器や木器が多量に含まれており、溝や柱穴等の遺構も多く、主要な地域である。

参考文献

石野博信・河上邦彦「橿原市中曾司遺跡予察調査の概要」青陵17、一九七一年

4 坪井遺跡（常盤町）

坪井遺跡は、弥生時代前・中・後期と継続する中心的集落の一つである。遺跡は、四〇〇×五〇〇米の範囲と推定され、北は耳成高校校舎付近、南は桜井市大福の東急団地北端である。

昭和のはじめ頃から注目されていたが、同五十六年以降の四次にわたる調査によって集落内容の一端が明らかにな

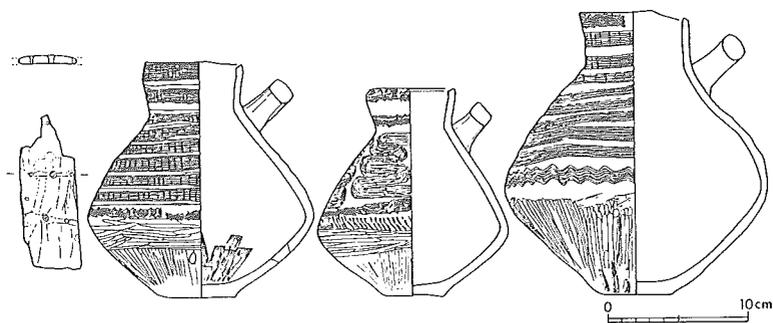


図31 坪井遺跡 土坑6の水差形土器と朱塗板

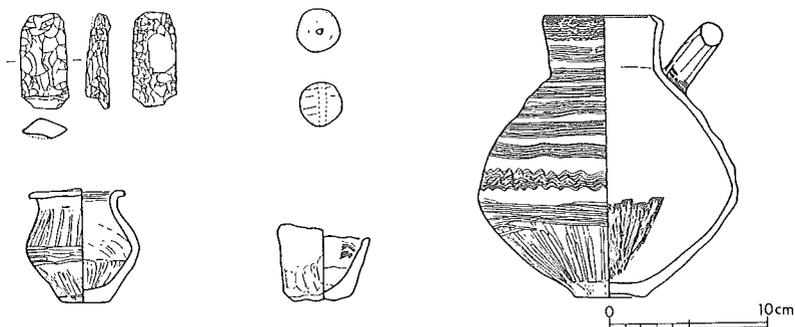


図32 坪井遺跡 土坑17の水差形土器と小形壺など

ってきた。

居住地 遺跡の北部——耳成高校グラウンドの東南部には住居跡そのものは明らかでないが、多くの柱穴、土坑、溝、河道などがあり、土器・石器をはじめ多量の遺物が検出されている（文4。引用文では穴の意味の擴は坑と改めている）。

土坑6（図31）土坑6は、一・八×三米、深さ二・二米の穴で、穴の北半分は三〇糎で一段の平坦面がある。土坑の断面は円筒形で、湧水がある。

土坑内は上層に炭化物と焼土を含む粘質土が、下層には灰色土が堆積していた。上層からは有孔朱塗板（手盾）が出土した。下層はさらに三層に分かれ、各層から水差形土器（弥生中期）一個ずつ出土している。

土坑17（図32）土坑17は、径三米、深

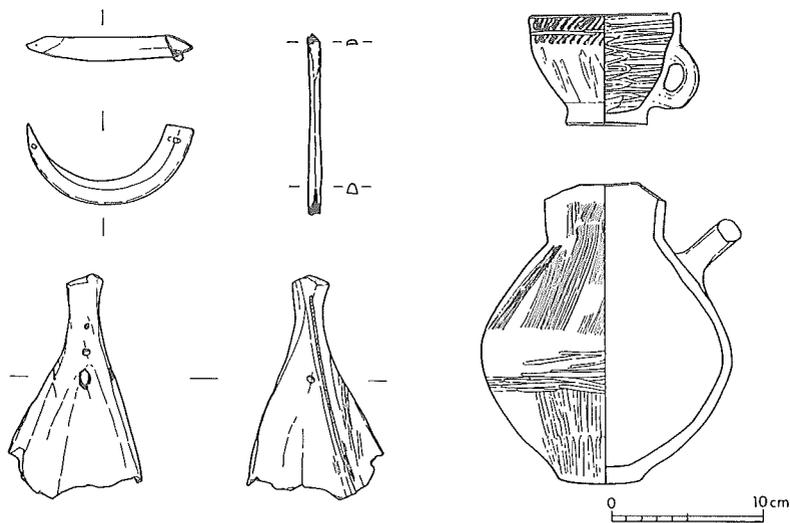


図33 坪井遺跡 土坑66の土器と卜骨

さ一・八米の断面が逆台形の穴で、湧水がある。穴内の上層には炭化物を含む灰褐色土と暗灰色土があり、下層には植物遺体を主とする黒色土がある。上層には一部が焼けた自然木が横たわり、穴の底には弥生中期の水差し形土器、グイ呑形土器、小形壺などがおかれていた。

土坑66(図33) 土坑66は、径三米、深さ一・八米の断面が逆台形の穴で、湧水がある。穴内の上層には炭化物を含む灰色粘質土、中層には木くずを多く含む灰色粘質土とモミガラを多く含む土があり、下層には植物遺体を主とする黒色砂泥がある。下層からは弥生中期の完形に近い把手付小形鉢、壺、水差し形土器、鉢と石包丁の未製品と砥石が出土した。ほかに、イノシシの下顎骨とサルの頭骸骨等の獣骨やシカの肩甲骨を灼いた卜骨(うらないに用いた骨)がある。なお、「砥石」の一是山口県に多い祭祀遺物である盃状穴をもつ石の可能性がある。

土坑70(図34) 土坑70は、径二・五米、深さ二米の穴で湧水がある。穴内の上層には灰色砂泥、中層には黒灰色土、下層には暗灰色土が堆積していた。土器は弥生後期の完形品が

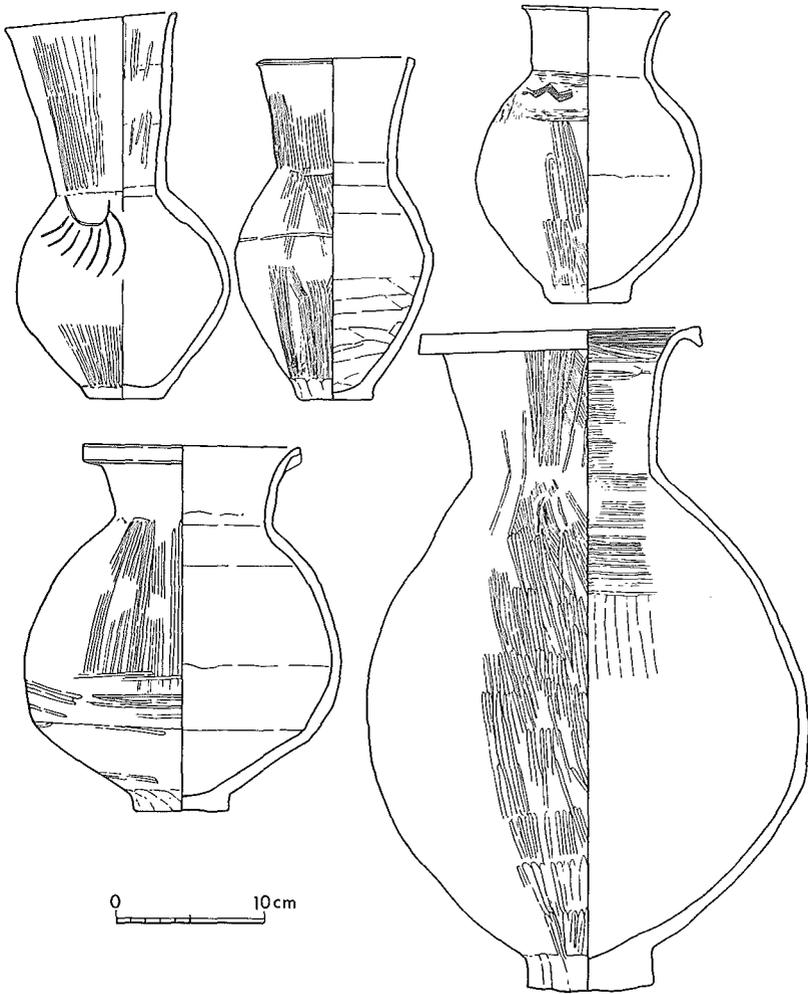


図34 坪井遺跡 土坑 70 の壺

多く、中には記号文をもつ壺がある。

溝と川 土坑

群の中を弥生時代前期～後期の溝と川が数多く流れている。溝内には多くの土器・木器・獣骨などが含まれており、顕著なものとしては図35の銅鐸型土製品（弥生中期・4様式）や箕（弥生中期・4様式）がある。

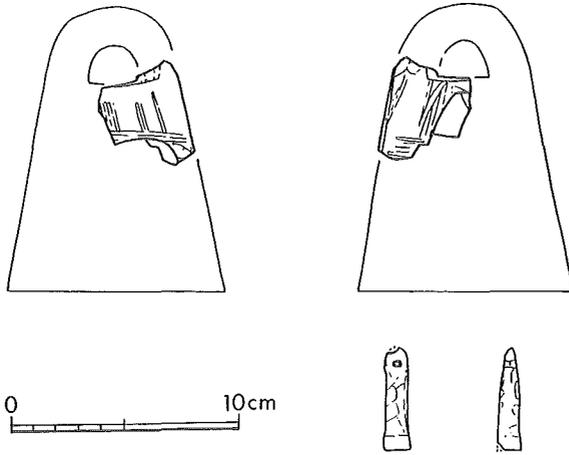


図35 坪井遺跡の銅鐸型土製品

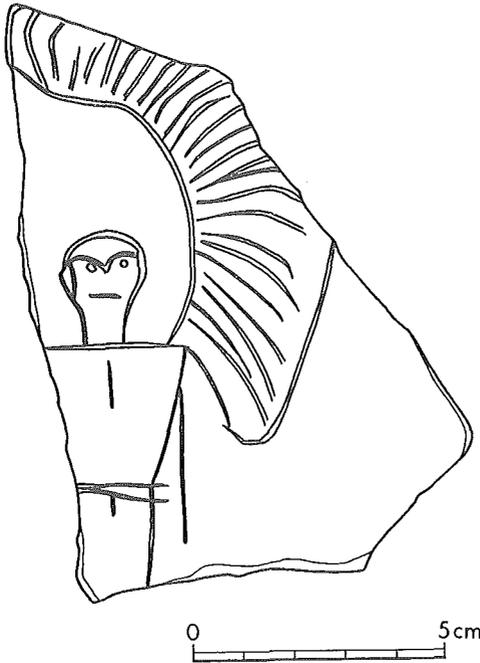


図36 坪井遺跡の人物線刻画

なお、耳成高校南辺の道路部分を樺原市教育委員会が調査したとき、人物を描いた土器片と有柄式木製剣把などが出土している(文6)。

人物像(図36)は、弥生中期の壺の胴部に描かれている。丸顔で眉・眼・口を戴き、身には肩の張った衣服を着て腰の部分はヒモで結んでいる。左肩から頭上にかけて羽根飾りのようなものが描かれている。衣服は、魏志倭人伝で

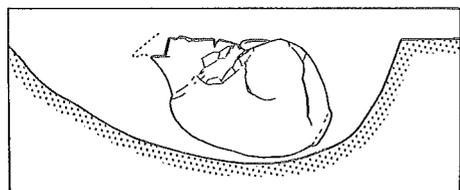


図38 坪井遺跡の虚棺

いうところの貫頭衣と思われる。弥生人の服装を知ることのできる数少ない資料である。有柄式木製剣把は弥生中期の溝から出土した。全体を朱塗りし、にぎりの部分には流水文風の線を、末端には鋸歯状の線を浮彫りしている。形態からは朝鮮製の有柄式銅剣をていねいに模したものであることがわかるが、文様は近畿弥生社会のものである。近畿弥生人と朝鮮半島との直接の交流を示しているように思われる。

墓地 集落の北西部に墓地が二つある。一つは耳成高校南辺の道路部分にある弥生前期の墓地で、近畿では数少ない例である(文6)。せまい発掘範囲から木棺墓三基と壺棺墓三基が現われた。木棺は成人の大きさに合せた箱形の棺で、壺棺は幼小児を納めたものと思われる。

もう一つの墓地は、耳成高校校舎の西端部にあり、壺棺が三基ある。ここは、坪井遺跡

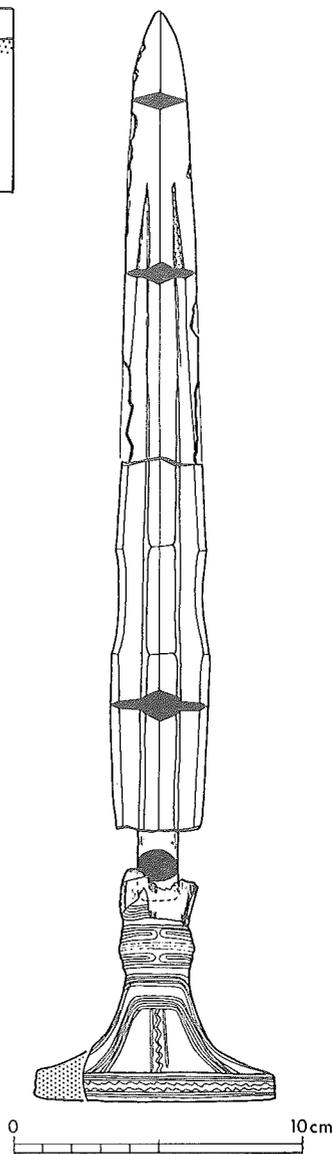


図37 坪井遺跡の有柄式木製剣把(剣身は想定)

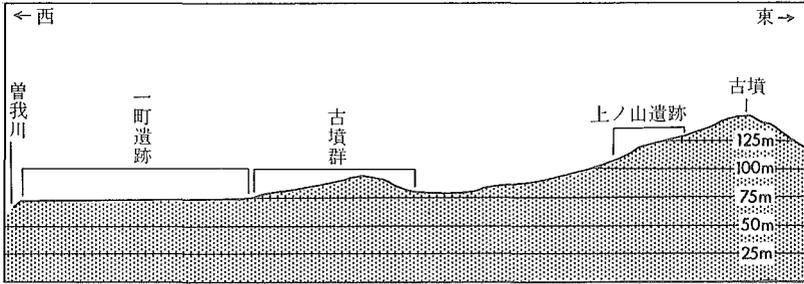


図39 上ノ山遺跡の立地

の環濠外であり、幼児だけの墓地を設けたのだろう。

参考文献

- ① 下村正信「耳成村坪井発見の遺跡遺物出土報告」大和考古学2、一九三二年
- ② 網干善教「大和坪井の弥生文化遺跡」古代文化3-10、一九五九年
- ③ 佐々木好直「橿原市坪井遺跡第一次発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報一九八一年度』橿原考古学研究所、一九八三年
- ④ 佐々木好直「坪井遺跡第二次調査概報」『奈良県遺跡調査概報一九八二年度』橿原考古学研究所、一九八三年
- ⑤ 松本洋明「橿原市坪井遺跡第四次発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報一九八三年度』橿原考古学研究所、一九八四年
- ⑥ 斉藤明彦・坂口俊幸「貫頭衣を着た人々のくらし」橿原市千塚資料館、一九八三年

5 上ノ山遺跡(一町)

上ノ山遺跡は、新沢一町遺跡(弥生時代前〜後期)の東方丘陵上にある弥生時代後期の集落跡である。

新沢千塚古墳群調査のとき、各古墳封土に弥生中・後期の土器が含まれ、一部に壺棺や溝などの遺構をとまなうことが知られていたが、昭和五十七年の橿原市教育委員会の調査によって、屋外火焚場等が検出され、遺跡の内容の一端が明らかになった。

屋外火焚場は、丘陵西斜面にあり、一辺約二・五米の不整形方形土坑の中に焼土や炭・灰がかたまっていた。屋外火焚場が戦乱に備えたのろし台であるのか、日常の

屋外調理場であるのかは明らかではない。

上ノ山遺跡が戦乱に備えた防禦的集落であるとすれば、新沢一町遺跡の人々の逃げ城の可能性が考えられる。

参考文献

齊藤明彦・坂口俊幸『貫頭衣を着た人々のくらし』樞原市千塚資料館、一九八三年

6 土橋遺跡(土橋町)

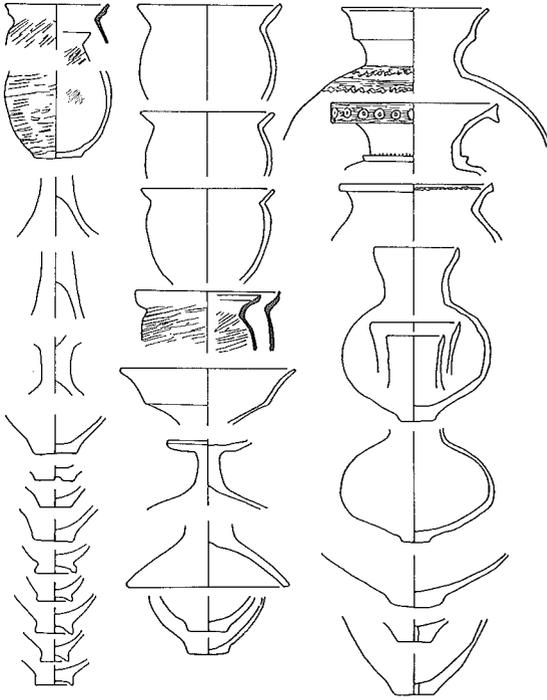
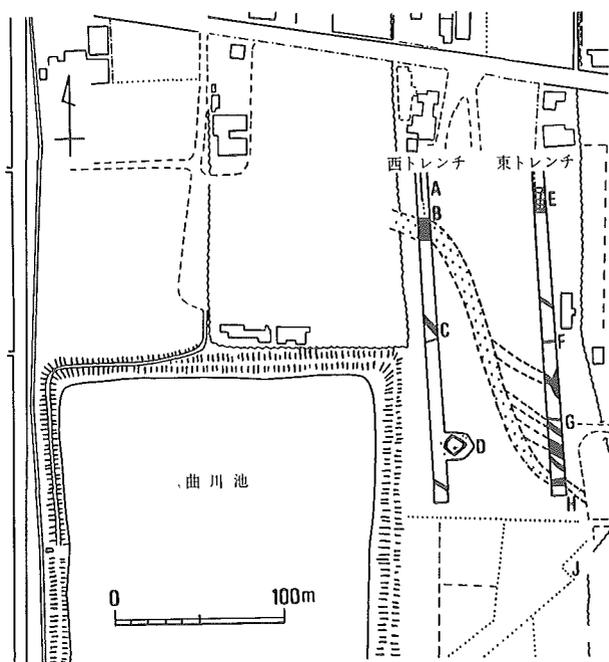


図40 土橋遺跡の土器

土橋遺跡は、中心的集落の一つである中曽司遺跡の東北に接した弥生時代後期の集落である。

昭和十九年三月に農地改良のための暗渠排水工事が行なわれたとき、多くの弥生式土器が出土した。工事の掘削幅は約八〇糎と狭いものであるが、土層断面のところで、ここに長さ一・五〜二米の弥生土器包含層が認められた。包含層は、現地表下約五〇糎にあり、厚さは約一米あるので、この部分は土坑か溝になるものと思われる。包含層上部の約一〇糎は、土も堅く、土器も少ないが焼土や木炭に混って多量の種子(主と



A~C、G、H 河道 E、F 溝 D 方形周溝墓

図41 曲川遺跡の調査区

してクルミ?)が含まれていた。包含層上面から三〇纏位下になると土器が多くなり、下までつづいている。

遺物は、弥生時代後期末の壺・甕・高坏などがあり、壺の中には櫛描波状文や円形浮文で飾るものがある。

土橋遺跡は、発掘調査が行なわれていないため、遺跡の範囲も住居跡などについても全くわかっていないが、昭和十九年の採集資料によれば弥生時代後期に住みはじめたムラであり、中曽司遺跡からの分封を考えることもできる。

参考文献

網干善教「橿原市土橋弥生式遺跡」奈良
県抄報九、一九五六年

7 曲川遺跡(曲川町)

曲川遺跡は、曾我川と葛城川の間の
低地にある古墳時代前期初頭の集落で
ある。

太平洋戦争後の間もない頃、曲川池
底の土砂が工事に持ち出され、その
時に多量の土器が出土した。

網干善教氏の聞き取り調査による
と、「池の処々において土器の出土す
る個所があり、南北に幾条かの砂層が
あった」らしい(文1)。「土器の出土

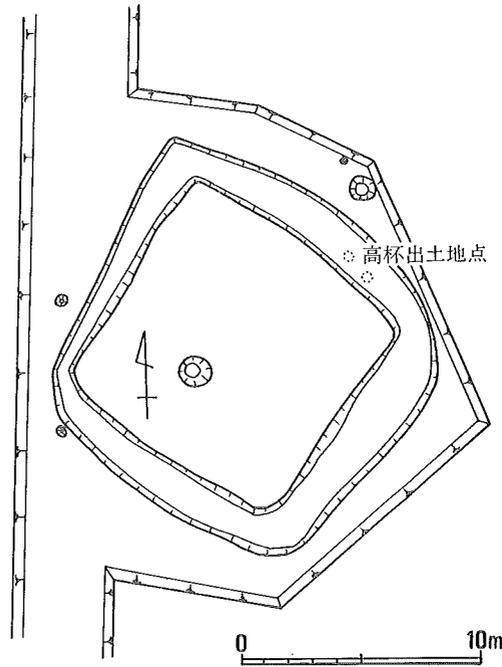


図42 曲川遺跡の方形周溝墓

する箇所」は、おそらく堅穴か溝などの遺構があったものと思われる。

昭和五十四年に高田木材協同組合を建設するに当って発掘調査を行ない、方形周溝墓一基と数条の溝と河道を検出した。

河道は、いずれも東南から西北へ流れるもので、古墳時代前期初頭以降、つづいて流れていたものと思われる。おそらく、集落の東北を限る流路であろう。

河道の内側から方形周溝墓が一基検出された。一辺約一〇米の台状部に幅一〜三米、深さ二五〜三五糎の溝がめぐらされている。

台状部中央西よりに径一・二米、深さ四〇糎の円形土坑があるが墓坑とは考え難い。溝内には若干の土器破片が含まれているが、「確実に方形周溝遺構に伴うと考えられる土器に三个体分の高杯がある。三个体共にはほぼ完形で周溝の東北コーナー付近から約一・五米の間隔をおいて東に1、西に2の割合で溝底より出土した」(文2)。

網干氏報告の土器は、採集品とは言え完形品で時期的にもほぼ揃っている。壺肩部の櫛描文による加飾や甕胴部の形は、従来、弥生後期末と考えられてきた唐古45号堅穴上層式より新しく、纏向一式と同じ特色をもっている。

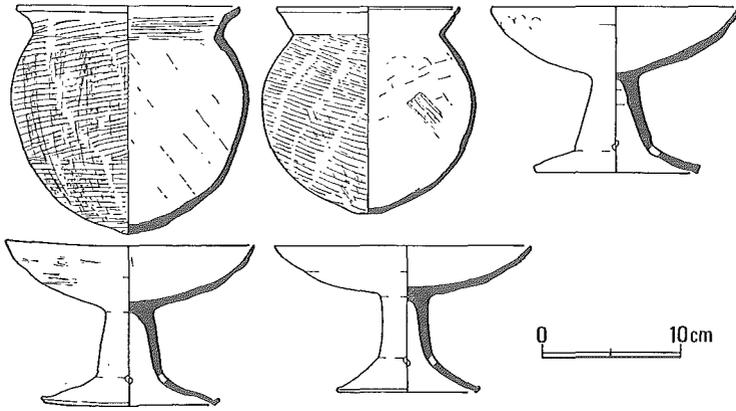


図43 曲川遺跡の土器

昭和五十四年調査の土器(図43)には、纏向一式と同二・三式(庄内式)があり、同期間継続する集落と思われる。

参考文献

- ① 網干善教「大和曲川遺跡出土の弥生土器について」古代学研究26、一九六〇年

- ② 今尾文昭「橿原市曲川遺跡発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報一九七九年度』一九八一年

8 院上遺跡(八木町)

院上遺跡は、八木町の市街地——橿原郵便局から市役所にかけての地域にある古墳時代前期と飛鳥時代の集落である。

昭和五十三年、橿原郵便局庁舎の建てかえにともなう調査によって遺跡内容の一端が明らかになった。

古墳時代前期の遺構は土坑と溝で、溝は集落をとりまく環濠の可能性が考えられている。溝は、幅二米余、深さ六〇釐前後で長さ一〇・七米の発掘部分は多量の古式土師器片が含まれていた。土器はいずれも細片で四分の一大に達するものはほとんどない。土器は、纏向二・三式(庄内式)と同四式(布留I式)のもので、院上集落の継続期間を示しているように思われる。

院上遺跡出土の古墳時代前期の土器のうち外来系のものが約一〇%

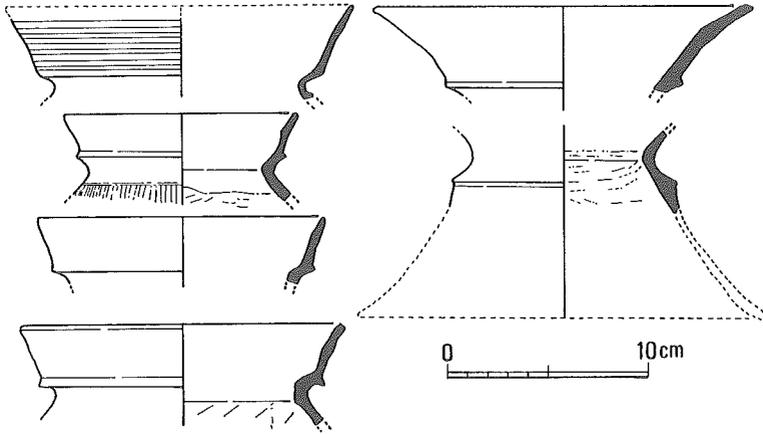


図44 院ノ上遺跡の山陰系土器

と高い比率を示している。外来系土器は、河内・播磨・東海・山陰の各地域に及ぶが、中でも山陰系土器が最も多い。

このことは、ほぼ同時期の桜井市纏向遺跡まきむくでは東海系土器が顕著であるのと相異している。しかし、古墳時代前期の奈良盆地内では集落ごとに交流を結ぶ地域の比重が異なっていた、と考えるにはまだ早いように思われる。

一つには院上遺跡の発掘調査はまだ始まったばかりで資料点数が少ないことと、そこから導き出される結論が初期ヤマト政権の性格にかかわることから今後の慎重な検討が必要であろう。

参考文献

楠元哲夫『橿原市院上遺跡』奈良県教委、一九八三年

9 イトクノモリ古墳（橿原市大久保町）

イトクノモリ古墳は、畝傍山の東麓にある前期前方後円墳である。

大正年間に高橋健自氏が明治四十一年に発掘された土器・石器を古墳にともなうものとされ、さらに前方部工事以前の实地調査をもとに本古墳を前方後円墳と認められ、その発生を「金石併用時代」にさかのぼり得る例としてとり上げられてから学界の注目を集める

こととなった(文1・2)。これに対し後藤守一氏は前方後円墳であることを否定され(文3)、梅原末治氏も批判的な見解を述べられた。

このような状況の中で、森本六爾氏は現地での詳細な聞きとり調査と観察をもとに前方後円墳であることと土器が古墳にともなうことを主張された(文4)。

その後、本古墳に関する議論はさほど行なわれていないが、昭和三十六年に末永雅雄先生は工事参加者の実見談と東京国立博物館の記録を照合された(文5)。

「畝傍山東麓に住む植田久藏翁(明治十四年生)は、イトクノモリの発掘に関係のある老人であるが、その談によると、土取の工事に参加した青年団の一人であって、土取工事は明治四十一年秋の陸軍大演習にあたり、統監部を香具山に置くときの道路改修をするためであった。現在のイトクノモリの切取線の東側から、一・六五×二・二〇米ほど東で地表から九〇糎あまりの深さで、素焼の壺の中に小形の壺三個、石槍三個、青色の礫数個のはいったものを発掘した。附近一帯は盛土であった。

現在東京国立博物館の記録によると

- 五四四五 土器破損 径一尺八寸六分現存部高一尺七分(四円)
- 五四四六 素焼壺 高三寸五分(実測三寸七分)
- 五四四七 同 高二寸五分(実測二寸七分)(三十五銭)
- 五四四八 土器残片(十五銭)
- 五四四九 石槍 黒耀石製長五寸(一円五十銭)
- 五四五〇 石鏃 安山岩製長一尺二寸余(五銭)

五四五— 石質瑪瑙（陸奥国ニ多ク産スルトコロ内一疑問アリ）（六十錢）

明治四十二年八月廿四日博物館到着

大和国高市郡白樫村大字畝傍俣称イトクノモリ東三間（四十四番畑地）明治四十一年十月発掘

以上が博物館台帳の記載である。発掘者の実見談とすべて一致する。ただ石槍三個が博物館へ到着のとき一個になり、石鏃が加っている。この点について植田翁に聞くとそれは地主植田忠司氏のどこへ持参したときに別のものを入れた由である。」（文5）

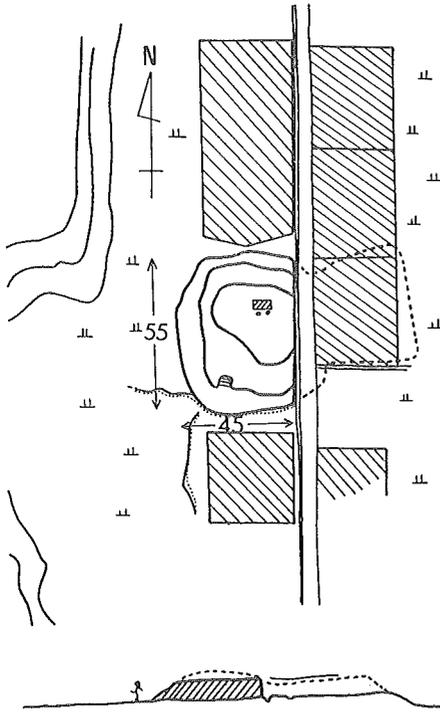


図45 イトクノモリ古墳地形図

昭和五十六年三月十日に東京国立博物館で実見させて頂いたとき「五四四九」の黒耀石製石槍が入っていた同じ箱に「五五四九」の番号をもつ頁岩製大形石鏃が入っていた。その箱には「矢根石——北海道後志国古宇郡神恵内村旧土人部落土中より発見」と墨書した紙片があった。

植田久藏翁の実見談と東京国立博物館の記録は末永先生も指摘しておられるとおりほぼ一致しており、同博物館での混入は考え難いことであるが、気になる紙片である。

というのは、奈良県下では古墳時代はもちろん縄文・弥生時代を通じて黒耀石製品

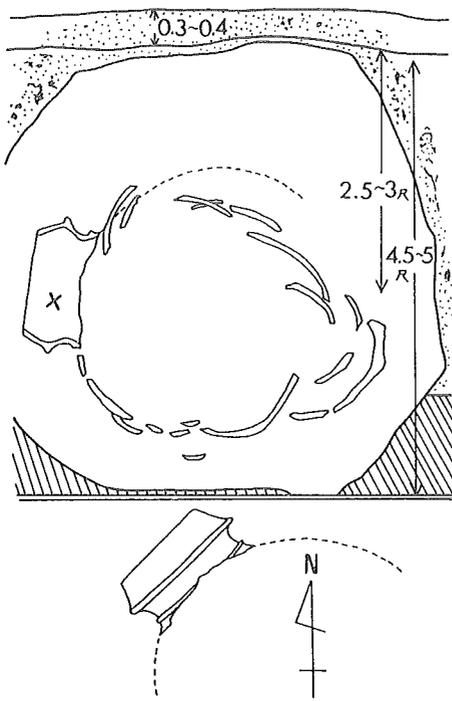


図46 イトクノモリ古墳の虚棺

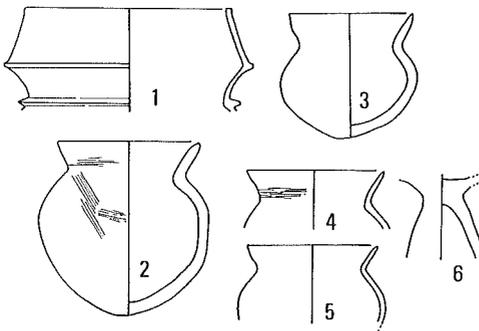


図47 イトクノモリ古墳の土器

は一点も知られていないため、イトクノモリ出土の黒耀石製石槍が極めて異質だからである。
森本六爾氏の報告に戻ろう(文4)。

墳丘(図45) 「今実地について塚の形状を見ると、第二図略測図(本書、図45)の実線で示すがやうに、既に大半破壊せられてゐて、一部分を遺存するのみであるから原形を推知することは甚だ容易でない。——此の遺跡の破壊に最も関係したといはれる同村の植田安治郎氏の告ぐる所をきくに『以前はイトクサン(遺存部、懿徳天皇を祀る一小社がある)の東方に脚がついてゐて、塚の全長が十五六間あり、脚は其の幅四五十尺もあって、其高さは心持南に低く、北に偏した略々中央の最高所で三四尺もあつた。塚は大体東向きであつた。』「脚」は前方部に相当し、この部分

の土取りのときに「あの大きな壺」(図47)発見している。森本氏の聞き取り調査と高橋氏の所見は一致しており、前方後円墳である可能性は強まった。

大壺の出土状態(図46) 大壺は、南東から掘り進んで「前方部の中央にまで及んだところ、突然径四尺乃至五尺、深さまた封土まで食ひ入って五尺前後ある不整形の黒くして軟い部分」から出土した。大壺は土が入ったまゝとりあげ、「土器内部の土壌を取り落とし、あつた際後述の小土器五個、一石槍一個、礫石三個が発見された」。

前方部出土の土器(図47) 土器類は前述のように今東京国立博物館に一括収蔵されている。大壺(図47-1)は口縁部だけがあり、纏向遺跡などで布留式期に属することが確かめられている。口縁部は粗く横ハケ調整している。口縁部径四五センチで、器厚は二センチに近い。大型品である。大壺内の「小土器五個」は、小壺四点と高坏脚部一点である。小壺は、肉厚で内外面は削るもの(図47-2)と外面胴部下半を削るもの(図47-3)と肉薄で胎土がこまかい二点(図47-4・5)がある。いずれも、布留式中葉段階と思われる。

参考文献

- ① 高橋健自「考古学上より観たる邪馬台国」考古学雑誌十二―十五
- ② 高橋健自『古墳と上代文化』
- ③ 後藤守一「甕棺陶棺について」考古学雑誌十二―一九
- ④ 森本六爾「大和高市郡畝傍イトクノモリ古墳調査報告」考古学雑誌十四―一、一九三三年
- ⑤ 末永雅雄『橿原』奈良県教委、一九六一年

第四節 古墳時代

概観

檜原市内の遺跡は集落と生産遺跡と古墳である。その中でも特に注意されているのは曾我玉造遺跡と古墳である。檜原市内には六〇〇カ所あまりの古墳時代の遺跡が確認されているが、そのうち、九五%以上が古墳である。

古墳の大部分は、市の西南部にある越智岡丘陵から北に続く標高二一〇米の貝吹山の周辺に集まっている。このうち貝吹山の北斜面と西斜面には新沢千塚と呼ばれる大古墳群が存在する。⁽¹⁾一般に新沢千塚の名称は、旧新沢村の地域に存在する多数の古墳の意味で用いられているが、分布状況から北・中・南の三群に分けることができる。

新沢千塚の北の一群は、鳥屋町の宣化天皇陵⁽²⁾や升山古墳(倭彦命墓)、船付山の尾根上に点在する古墳群、また千塚資料館周辺の史跡地内の古墳が含まれる。群中には二一三号墳のような前期古墳、一二六号墳⁽³⁾のような中期古墳が含まれる。しかし大部分の古墳は中期後半以降のもので、木棺を直葬した後期古墳が多い。墳形も前方後円墳、前方後方墳、長方形墳、方墳、円墳と各種類のものがみられる。新沢千塚の中央群は一町の東方丘陵上に点在する一群で、新沢五〇〇号墳などの前期古墳から後期古墳までみられる。



新沢千塚古墳群

新沢千塚の南群は五〇〇号墳のある尾根から南へ分布して、隣町の高取町寺崎、越智の地域にまで及んでいる。この地域では一定の区画の中に多数の古墳が築かれていて、新沢千塚北群の状態と共通している。

貝吹山の北東、南斜面には小谷古墳と沼山古墳を中心とした一群がある。小谷古墳は整備な切石を組み立てた横穴式石室内に箱形の家型石棺を安置して七世紀代になってから築かれた古墳と考えられ、明日香村越にある岩屋山古墳との共通性が指摘されている。⁽⁴⁾

小谷古墳の西南三〇米の地点には小谷南古墳がある。径三〇米余りの同じ規模の古墳であるが、埋葬施設等は明らかでない。二基の古墳が隣接し、同一規模で、しかも、古墳を築造した時の尾根の切断部が、互に交差するなど、同一の企画の中で築かれた古墳と考えられる。

沼山古墳は益田岩船の尾根の東麓に立地する小円墳である。丸みのある花崗岩を乱石積にして築いており、石室の平面形も矩形に近い形をとっている。昭和五十七年二月に発掘調査を実施し、多数の土器類や馬具などが出土した。⁽⁵⁾沼山古墳の石積方法と石室の平面形は、貝吹山の南麓にある明日香村真弓の罐子塚古墳や、高取町与楽の乾城古墳、与楽罐子塚古墳などと共通したところが多い。沼山古墳にはど近い、岩船のある丘陵の中腹には岩船横穴墓が確認されている。五基以上あると考えられているが、その内二基が発掘調査された。⁽⁶⁾また南妙法寺町の集落の南側の尾根上にも横穴式石室が点在している。そのうちの一基から須恵器が出土している。

高取川の右岸から、藤原京の西南部、甘樫丘から西および北西にのびる尾根上には小規模な横穴式石室を主体とする円墳五基と、石棺を直葬した古墳一基、また藤原京の正面にあたる日高山で横穴墓群が確認されている。

この地域の中心となるのは見瀬丸山古墳と菖蒲池古墳である。

見瀬丸山古墳は全長三一〇米で、県下最大の前方後円墳である。⁽⁷⁾後円部の横穴式石室内には二基の家型石棺が安置

されていることが知られている。菖蒲池古墳は凹凸のある花崗岩を積みあげた横穴式石室をもち、技法的には、小谷古墳や、明日香村越の岩屋山古墳よりも一時期古い様相をもつが、表面に漆喰を塗って平坦に仕上げる方法は新しい技法である。玄室内に納められた四注造の家型石棺は格狭間などを彫刻した特異なもので、内面の漆塗仕上とともに、従来の古墳にみられなかった特徴を多くもっている。藤原京の中軸延長線上にある古墳として天武・持統合葬陵とともにその存在意義は大きい。⁽⁸⁾

この地域では、菖蒲池造営以前から若干の古墳が築かれていた。五条野の植山古墳や、和田町内の古墳である。植山古墳は径一〇米余りの墳丘に南向の横穴式石室をもつ。西側に近接して同規模の古墳が存在する。菖蒲池古墳のある丘陵の西斜面、東口団地の道路法面に横穴式石室をもつ古墳が一基埋め込まれている。

藤原京の正面にあたる和田町内には三基の古墳が存在した。一基は凝灰岩製の組合せ式石棺を直葬したもので、棺底の一部と六世紀後半の須恵器片が出土している。また、東口団地の宅地内にも横穴式石室の石材とみられるものが露出していた。また西方の春日神社の裏山にあたる尾根筋に、須恵器の大甕を直接、穴を掘って埋め込んだものが発見されている。甕棺墓と考えられている。

藤原京の正面にあたる上飛驒町の日高山丘陵で、四基の横穴墓が確認された。細長い羨道と墓道が造られているわりに玄室部分は小さい。埋葬されたあと、上部から再発掘された痕跡がみられた。このことは藤原京の造営にあたって、墳墓の改葬を行なったあとではないかとみられている。⁽⁹⁾

畝傍山麓には神武天皇陵をはじめとして四カ所の御陵に治定されたところがあるが古墳は少ない。西麓には全長五五米の規模をもつ小形の帆立貝式古墳のスイセン塚古墳が存在する。江戸時代には綏靖天皇陵にあてたことがある。

東麓のイトクノモリ古墳は東向の前方後円墳であったが、前方部は消失している。前方部から小型丸底壺や複合口縁をもつ甕が出土しており、石鏃、石槍の混入によって森本六爾・高橋健自の両氏の間で前方後円墳の起源について論争が行なわれた。学史的に著名な古墳である。⁽¹⁰⁾

南山麓の深田池の周辺には径一三米の小円墳一三基が存在する。西池尻にあった狐山古墳などとともに一群を形成していたのである。

香久山の東南部も小規模な古墳の点在している地域である。桜井市の池之内から南にのびる尾根筋に四基の古墳と中世墓が確認されている。特に四号墳からは、韓国の伽耶地方にみられる陶質土器や鉄鋌をはじめとする鉄製品が一括して出土した。⁽¹¹⁾

畝傍山の西部から耳成山の西部や北部にかけての平野部には、古墳が非常に少ない。

坪井・下明寺・飯高・小槻・曾我・曲川・鳥屋など、古墳時代の集落跡と思われる遺物散布地が点在し、現在の農村とよく似た立地を示している。

葛本から新賀町にかけて二・三の古墳が点在する。米川と銭川にはさまれた微高地上には帆立貝式古墳の弁天塚古墳や墓山古墳、また不整形をした下明寺古墳などが知られている。また新屋敷遺跡も蓋かぶさや円筒埴輪の出土地として著名で、古墳時代の祭祀場として考えられているが古墳が存在した可能性が強い。

曾我川の流域では忌部町周辺、曲川町、土橋町五反田、中曾司町等に古墳とみられる盛土や地名が残っているが明確でない。曲川遺跡で方形周溝墓が調査されている。⁽¹²⁾ 忌部町周辺の古墳も後世の削平によって実体が明らかでない。土橋町の五反田古墳は径一六米、高さ二・五米、周囲が削られているものの円墳と考えられる。国道二四号のバイパス工事で周濠の確認調査を行なったが、周濠は検出されていない。

以下、古墳の立地条件から次のようにわけて説明することにする。

- (1) 越智岡丘陵
- (2) 貝吹山北東部
- (3) 高取川右岸の古墳
- (4) 畝傍山周辺の古墳
- (5) 香久山山麓の古墳
- (6) 平坦部の古墳

(1) 越智岡丘陵

新沢千塚 貝吹山の北・西麓には多数の古墳が群集しており新沢千塚と呼ばれている。

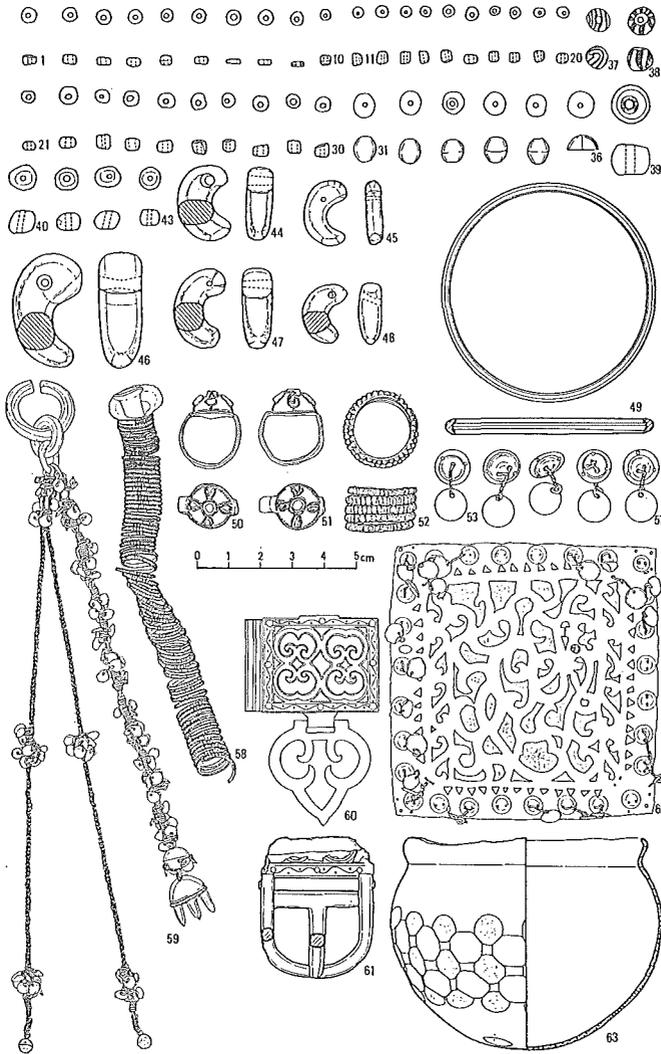
古墳群はかなり広範囲に分布しているため、宣化陵や升山古墳に近い一群を新沢千塚北群、新沢小学校から一町弥生遺跡の東側の一群を中央群、高取町寺崎・越智の一群を新沢千塚南群と呼ぶ。

昭和三十七年から四十一年にかけて、橿原考古学研究所によって北群と中央群の一部が発掘調査された。

古墳が築造されたのは中央群からで、もっとも古い五〇〇号墳では、木棺を粘土で保護した二カ所の粘土槨と呼ばれるものがあつた。主槨からは勾玉や管玉などの装身具と人体が副葬されていたが、副槨は副葬品だけを入れた木櫃で、内部から銅鏡、石釧、車輪石、筒形銅器、銅釧、銅鏃、刀剣、短甲などが出土し、南大和の代表的な古墳であることが判明した。

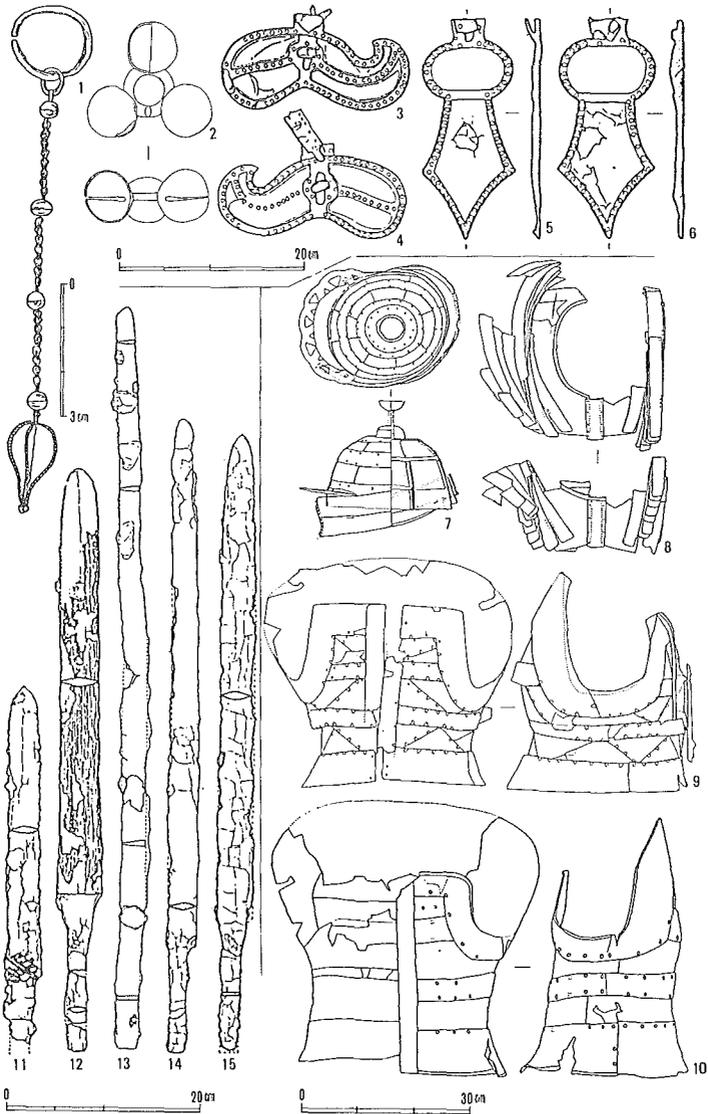
北群の二一三号墳も銅鏡、石釧の出土があつてこれに引きつづく時期のものであることが判明した。五世紀代は北・中央・南群の各地域で築かれているが、その代表は北群の二一六号墳である。この古墳はガラス器や金製垂下式耳飾、竜文唐草を透彫した冠金具などが出土している。

しかし大部分の古墳は一・二六号墳より以降に築造されたものが多く、五世紀末～六世紀代のものである。ごく一定の地域内に密集して築かれている古墳を群集墳と呼んでいるが、新沢千塚は群集墳の築造開始のもっとも古い例で、



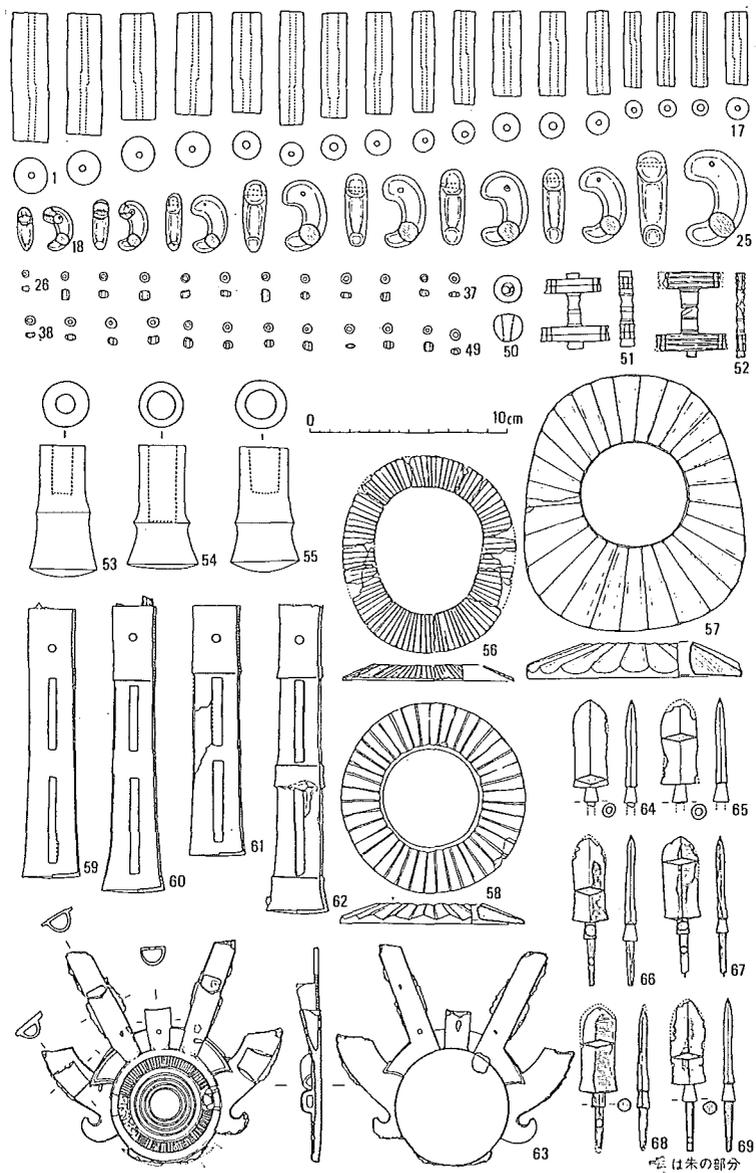
1~10 滑石製白玉、11~20 ガラス製粟玉、21~30 ガラス製丸玉、31~36 銀製丸(空)玉、37・38 ガラス製雁木玉1号・2号、39 金箱入りガラス製丸玉、40~43 ガラス製小玉、44 勾玉3号、45 滑石製勾玉、46・47 翡翠勾玉4号・5号、48 翡翠勾玉、49 金製指輪1号、50~52 金製指輪、53~57 金製步揺、58 金製螺施状垂飾1号、59 金製垂飾付耳飾2号、60・61 鉸具及び鍔板(垂飾付)、62 金製方形板、63 ガラス製碗。

新沢126号墳



1 耳飾 109号墳、2 三環鈴 109号墳、3・4 鏡板 178号墳、
5・6 杏葉 178号墳、7 眉庇付冑 139号墳、8 肩・頸鎧 139号墳、
9 三角板革綴短甲 139号墳、10 短甲 109号墳、11~13 鉄刀・劍
109号墳、14・15 鉄刀・劍 500号墳。

新沢千塚古墳群出土品



1～17 管玉、18～25 勾玉、26～49 ガラス玉、50～52 琴柱形石製品、
53～55 石製鏡、56 銅製鏡、57・58 車輪石、59～62 筒形銅器、
63 ハツ手葉形銅製品、64～69 銅鏡。

新沢千塚500号墳出土品



新沢126号墳

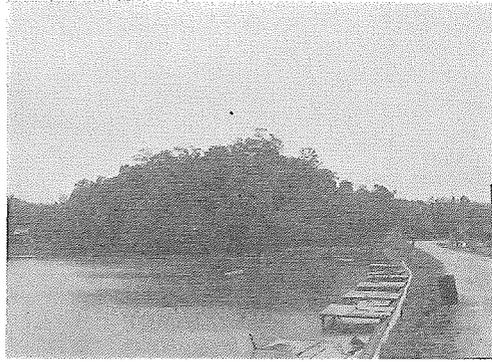
史跡整備を行なっている北群を觀察すると前方後円墳、前方後方墳、長方形墳、方墳が一定の間隔をもって規則正しく築かれている。新沢千塚を築いた豪族達を大伴氏や蘇我氏に比定する意見があるが、新沢千塚の出土品が一二六号墳のガラス器など海外文化との交流、影響をうけたものが非常に多いため、東漢人のような渡来系の氏族か、それと密接な関係にあった人々が浮かんでくる。

新沢一二六号墳 新沢一二六号墳は北群の代表的な古墳で「史跡新沢千塚古墳群」の史跡公園の中に保存されている。

古墳は東西二二米、南北一六米の長方形で高さも一・五米とさほどめだつた古墳ではなかった。墳丘の中央に断面が「U字形」をした割竹形木棺が安置されていた。

棺内には装身具類が遺骸に着装した状態でよく残っており、頭部の側面にガラス製碗と皿が副葬されていた。頭部の位置には冠の金具とみられる竜文唐草の透かし彫のある金製方形板が存在し、その西側には三条の細かい鎖の付いた垂下式耳飾りと、金線をコイル状にした髪飾りが一對置かれていた。頸飾りはヒスイの勾玉と金・銀・ガラス製の丸玉を一連にしたものであった。腕部には金・銀製の腕輪、指には金製指輪五個と銀製指輪三個がはめられた状態で残っていた。腰の部分には、鍍金を施した帯金具が残っていた。

棺の内部全体に金製步揺と呼ばれる円形の飾り板が散らばっており、衣服か遺体を覆っていた布にとりつけられていたものと考えられている。



宣化天皇陵

金銀の装身具を多く副葬する点では新羅の古墳に類似し、冠金具とみる方板は、中国遼寧省の鮮卑族の墓や、朝鮮百済の武寧王陵の墓から発見されている。

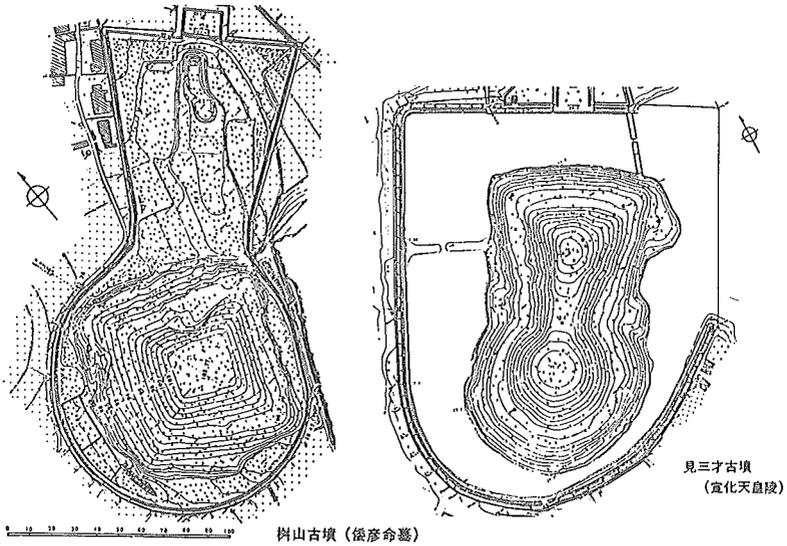
ガラス器のセットは全体に薄手につくられており、地中海方面で製作されたものと考えられている。国際色豊かな副葬品をもった特異な古墳である。

宣化天皇陵 新沢千塚の北東部に、船付山からのびる尾根の先端部を利用して築かれた一基の大型の前方後円墳がある。地元ではミサンザイ（古墳）と呼ばれている。ミサンザイは「御陵」^{みさざい}のなまったもので、古くから御陵墓の伝承があったことになる。

古墳は尾根を利用して築かれているため、北北東に前方部を向けている。そのため北東から北西にかけて築堤を行なって、幅の広い深い濠となっている。しかし上手の南側は濠幅も狭く、外堤も低い。墳丘が二段に築成され、前方部と後円部の境のくびれ部に方形の造り出しを持っている。また葺石や埴輪をめぐらしていることが外部からも観察できる。

この古墳を特徴づけているのは、前方部の東側、鳥屋池に向かって方形に突き出た遺構である。くびれ部の「造り出し」とは別個にみられるため「方形張り出し部」とでも呼んでおきたい。奈良盆地の二・三の古墳にみられる。宣化天皇陵は全長一三八米、後円部径八三米、前方部幅七八米の大きさで、橿原市内で第二位の規模をもつ古墳である。

古墳の周濠は東側で鳥屋池と一体となって灌漑用水池の役割りをはたしているが、この鳥屋池の護岸工事を昭和四



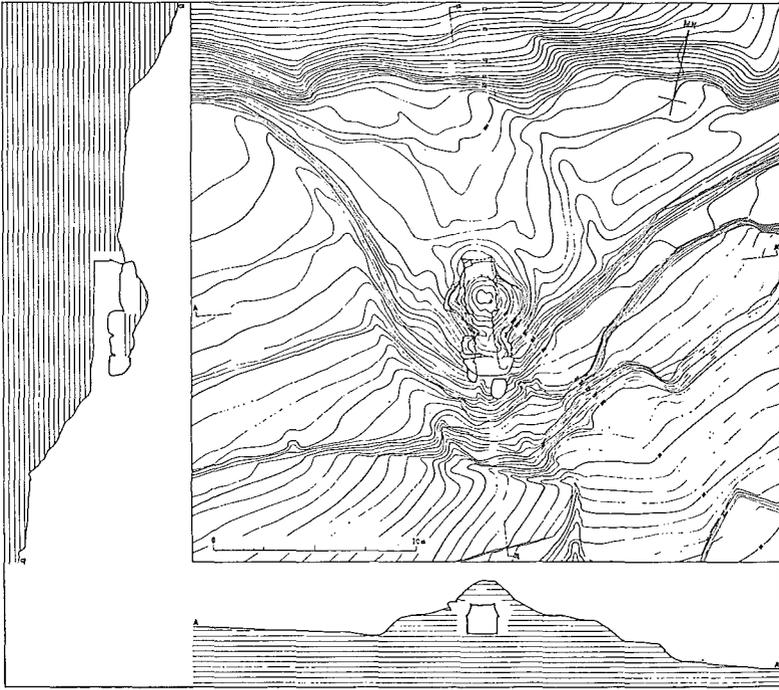
宣化天皇陵(右)と柵山古墳

十三年五月に行なった時に、北東隅の堤防下から多数の土器類が発見された。出土土器は古式須恵器と土師器で、高坏と甕類が大部分である。滑石製の臼玉などもみられ祭祀遺跡と考えられる。この古墳と関連する遺跡である。

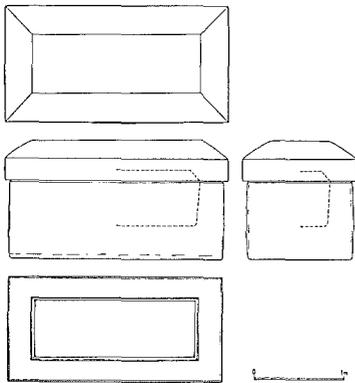
最近の調査所見から、この古墳は五世紀後半の築造と考えられており、現在宣化天皇身狭桃花鳥坂上陵に治定されているが宣化天皇陵とするには古い要素が多い。

柵山古墳 柵山古墳は宣化天皇陵と船付山のある尾根の南側に位置している。一辺八五米、高さ一五米の二段築成の大方墳で、千葉県竜角寺岩屋古墳の一辺八〇米よりも大きく我が国最大の方墳である。倭彦命身狭桃花坂墓に治定され、前方後円形の玉垣が周囲をめぐっているが、倭彦命墓にする根拠はとぼしい。東側に接する溜池の岸から採集された円筒埴輪片は中期古墳の埴輪の特徴をそなえており、宣化陵よりも古いと考えられる。

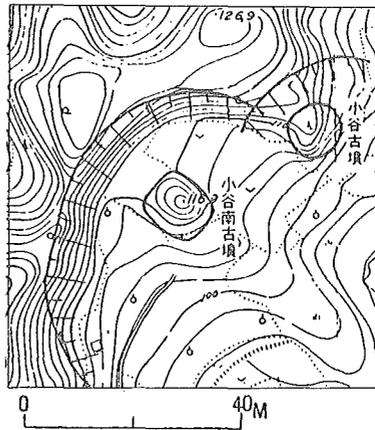
(2) 貝吹山北東部の古墳



小谷古墳墳丘測量図



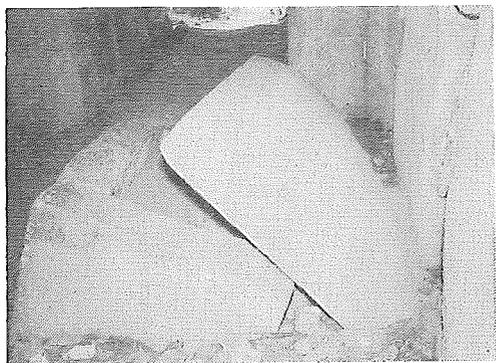
小谷古墳石棺実測図（一部復元）



小谷古墳と小谷南古墳の位置関係図



小谷古墳の遠景



小谷古墳石室内の石棺

小谷古墳 檀原ニュータウンの鳥屋史跡公園の北側に隣接して巨石が露出しているのが小谷古墳である。

古墳は貝吹山から北東にのびる大きな尾根とそこから枝分かれた支尾根を利用して築かれている。北側の尾根の山腹には幅二〇米、径五〇米にわたって半円状に自然地形を切り取った部分がある。

墳丘の各所は山崩れを起こし、変形していて円墳か方墳か明らかでない。南側に横穴式石室の入口が突き出すような形で露出し、羨道の天井石も見えている。

石室は両袖式の横穴式石室で、花崗岩の巨石の表面を美しく加工して二段に積み上げている。特に一段目は垂直に、二段目は内傾させて、その上に大きな天井石をのせている。

石室内は古く盗掘をうけ、西壁に沿って石棺が傾いた状態で残っている。石棺は家形とみるよりも蒲鉾形に近いゆるやかな傾斜をもつもので、最も新しい石棺の型式をとっている。石棺の奥や右側に広い空間があるため、他に二棺置れていたと推定され、一古墳三棺の聖徳太子墓と同一「三骨一廟式」の墳墓と考えられる。切石の横穴式石室は天皇家を

含めた有力豪族の墳墓の構造である。

小谷南古墳 小谷古墳の西南四〇米の地点に小谷南古墳がある。内部主体は明らかでないが、墳丘は直径に比べ高く、終末期古墳の特徴である「腰高」の様相をもっている。

埋葬施設は明らかでないが、北側の後背部に自然地形をカットした径四〇米あまりの半円形をした整形部分がめぐっている。この整形部の東端は小谷古墳の整形部分と切りあっており二つの古墳が密着な関係にあることが判明した。

沼山古墳 益田岩船のある岩船山から、東方にのびた小尾根の先端部の高所に立地しているのが沼山古墳である。

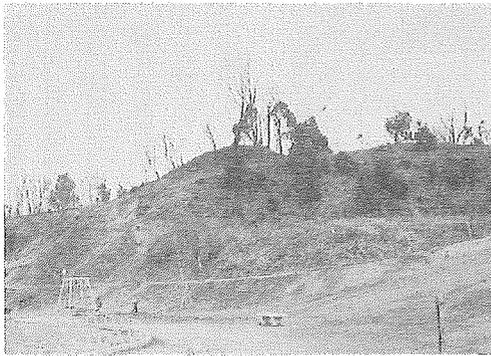
樫原ニュータウンの白樫近隣公園の中に整備されてだけれども見学できるようになっている。

この公園の整備事業に伴う発掘調査を昭和五十七年に行なった。この時の発掘調査記録によると、径約一八米、高さ五・五米の円墳で、墳丘の中央に右片袖の横穴式石室が南に開口している。

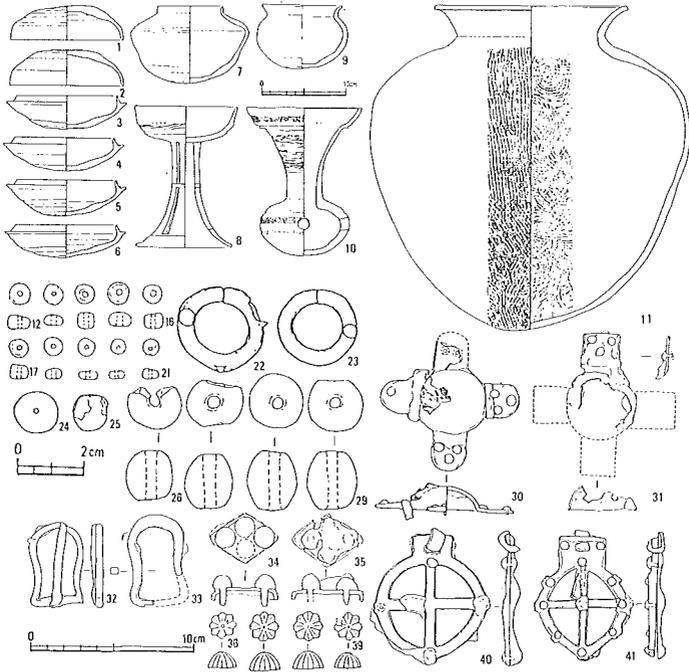
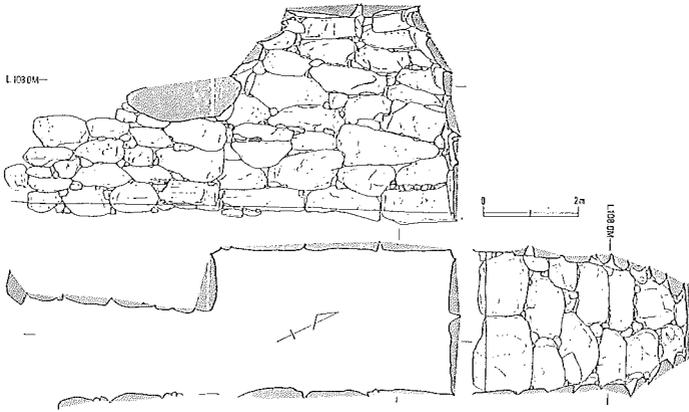
石室の規模は玄室が長さ四・九五米、幅二・九五米、高さ四・二五米である。これに長さ四・五米、幅一・八米、高さ一・八米の片袖の羨道がとりついている。

花崗岩の自然石を長手積にしたもので、玄室内は高さ二米までを垂直に積み、それから上は四壁を内傾させるように積み上げている。そのため天井部での面積は狭く二枚の天井石で覆っている。玄門部には閉塞石が残っていた。

玄室内から出土した遺物は銀製空玉、ガラス製小玉、同じくトンボ玉、金環

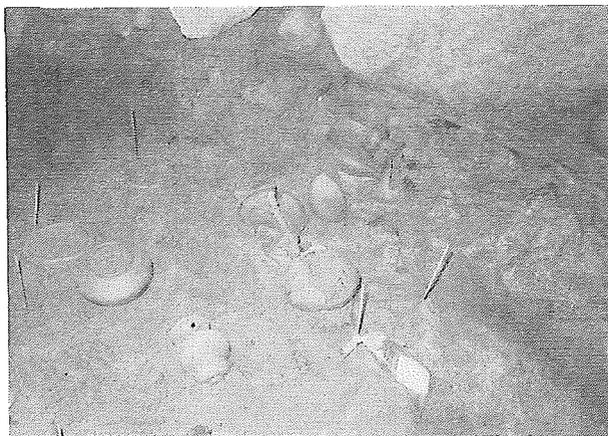


沼山古墳



- 1～6 須恵器坏、7 短頸壺、8 無蓋高坏、9 壺、10 甕、11 甕、
 12～21 ガラス玉、22・23 金環、24・25 空玉、26～29 ガラス玉、
 30・31 辻金具、32・33 鉸具、34・35 革帯金具、36～39 飾鉾、
 40・41 杏葉。

沼山古墳の横穴式石室と出土品



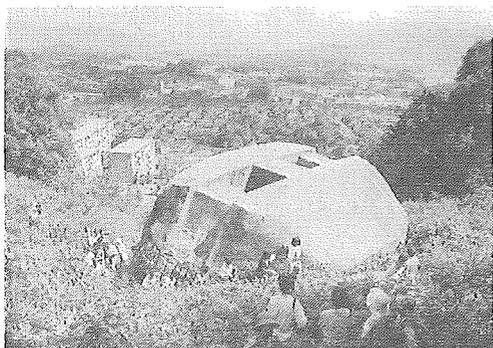
沼山古墳玄室内の遺物出土状態

などの装身具類、心葉形杏葉や辻金具、鉸具や革帯金具、鞍金具などの馬具、弓金具や鉄鏃、かすがい、釘などの鉄製品、須恵器の坏（身蓋）、高坏、甗、台付長頸壺や埴、壺類、土師器の鍋、甕、甌、竈などの炊飯具類が完全な形で残っていた。

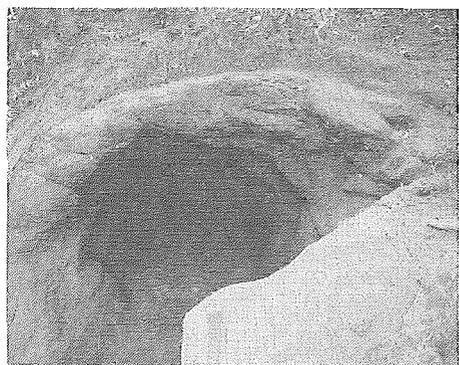
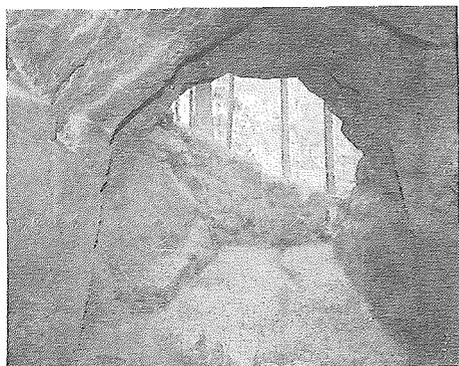
過去に盗掘をうけ、刀剣類を打ち出したとの言い伝えがある。また玄室内の西半分が攪乱をうけていたが奥壁近くに馬具や鉄器類を、また玄室中央から玄門付近にかけて土器が散乱していた。中でも甕、甌、竈のミニチュア炊飯具のセットは玄門中央よりから出土した。出土した土器から六世紀後半に築かれた古墳と推定される。渡来系の人々の住んだ身狭むきさ（見瀬）の地域で、しかも渡来系の東漢氏の定住していた松前地域とも隣接していることから、沼山古墳や真弓罐子塚古墳、乾城古墳、与楽罐子塚などの、玄室平面が正方形に近く、天井が高いドーム型に石積された古墳は、これらの人々の墓地ではないかと考えられている。

益田岩船 益田岩船は樺原ニュータウンの西側、明日香村とも境を接する岩船山の頂きにある。西と南には貝吹山とその支脈がのび、北と東は古代の益田池跡をみおろす眺望の良い場所にあり、久米寺や見瀬丸山古墳を手にとる位置にある。

花崗岩の巨石を直方体に整え、上辺に二個の箱形の穴をうがっている。かつては益田池の碑の台石であると言われ



益田岩船

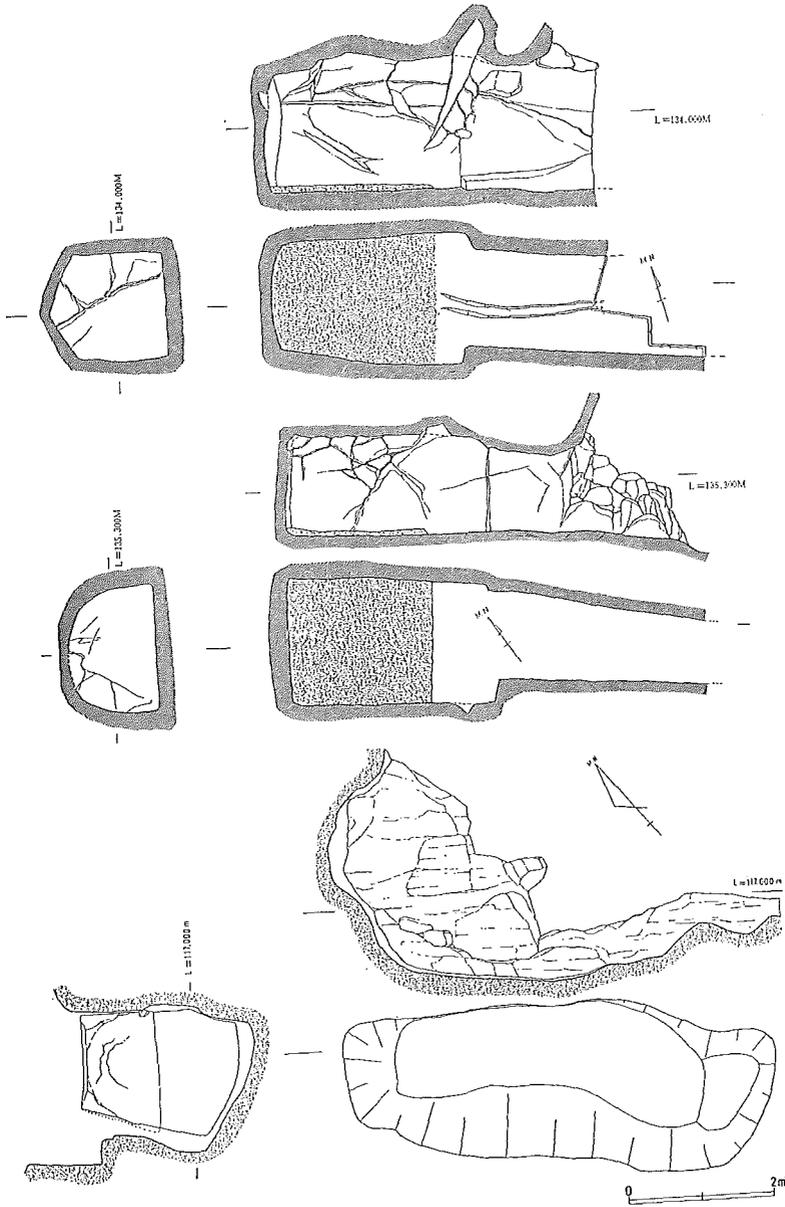


岩船横穴墓群

だが、墳墓説と、天文観測を行なった星占台や測地に係する遺構等の見方がある。古墳とするならば、横転させて、別の石組で前室を作り、平面的には牽牛子塚古墳のように双室のお墓に造りあげようとしたことになる。岩船から東側の山裾にかけて、幅四〇米のスロープ状の谷間が続き、岩船を引きおろすための道路と考えられるものがある。岩船の上面の穴や段彫り部を計測すると一尺 \parallel 三五纏の高麗尺が用いられており、七世紀中頃以前のものと思われる。

岩船横穴墓群 岩船横穴墓は益田岩船のある岩船山の東側の中腹にある。昭和五十八年五月に、白樫南小学校の生

古墳時代



岩船横穴墓

徒によって横穴墓が偶然発見され注目されるようになった。

昭和五十九年・六十年年度の二年間にわたって橿原市教育委員会によって分布調査および発掘調査が実施された。

発掘調査された三基の横穴墓は次のような内容であった。

一号墓 花崗岩の岩盤を削り抜いた、両袖式の横穴式石室と同じ平面形をとっている。側壁と天井との間に横方向に溝を入れて、家型に造られた天井をきわだたせている。玄間から羨道にかけてゆるやかな傾斜をもつ素掘の排水溝をつけている。

二号墓も一号墓と同じ構造をとっているが玄室がドーム型に仕上げられている。

三号墓 三号墓は岩盤削り抜き作業中に放棄されたような状況で検出された。つまり天井部が失なわれたのか、調査時にはみられず床面が不均高で、しかも舟底形をしているなど、先の二基と比べると不明な点が多く、未完成の横

名称	全長	玄室	羨道	構造	出土品
一号墓	五・七八米	長さ 二・六八米 幅 一・四一米 高さ 一・五三米	長さ 三・一八米 幅 一・二五米 高さ 一・六五米	家型天井	須恵器 坏身・蓋 土師器 小型壺
二号墓	五・七五米	長さ 二・七七米 幅 一・七〇米 高さ 一・二〇米	長さ 二・八七米 幅 一・〇三米 高さ 一・〇六米	ドーム型 天井	土師器 蓋一
三号墓	五・九〇米 幅 一・六米			玄室・羨道の区別はみられない。	

穴墓と考えられている。

(3) 高取川右岸の古墳

見瀬丸山古墳 橿原市の南端は、越智岡丘陵の東南部で明日香村と境界になっている。この丘陵の東裾に牟佐坐神社が鎮座し、そこを迂回する形で高取川が北西に流れている。

この牟佐坐神社の東方は、甘檜丘から延びてきた低い丘陵が途切れ、見瀬の街並が南北に続いている。

見瀬丸山古墳は、見瀬の街並の東側にそびえる小山全体がそれで、北西向の前方後円墳となっている。古墳の規模は全長三一〇米、後円部径一五〇米、前方部幅二一〇米である。

たくさんの民家が周濠上や外堤、墳丘上に建ち出したが、橿原市教育委員会によって、見瀬丸山古墳整備計画が立案され、旧状に戻す努力がなされている。

幕末に著された『聖跡凶志』には軽村から見瀬に通じる里道の東に前方後円墳が描かれていて、これが見瀬丸山古墳である。

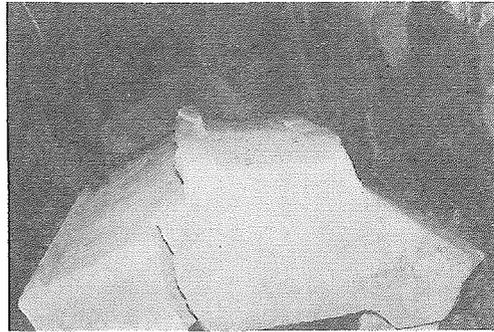
明治時代の初め、造幣局の技術指導員として来日していたイギリス人技師ウィリアム・ゴードランドは、滞在中に日本の古墳研究を行なったことで有名である。その著『日本のドルメンと埋葬墳』の中でドルメン（巨石積横穴式石室）をもつ双墳のうち最大で著名なものの一つであると述べている。次にその観察結果をみると、後円部の墳丘部分以外が段々畑となっていること、後円部の一段目には墳丘の主軸に直交して横穴式石室が開口していて、羨道は長さ六〇フイート（一八米）ある。石室の天井は巨大な六枚の天井石からなっていて自然石の塊石積である。また玄室は泥水が溜まっていて直接実測ができていないが二基の石棺が安置されていると、非常に詳しく観察されている。



丸山古墳外形図

現在、後円部の中段以上が、陵墓参考地に指定され、石室の入口部が埋められてしまつて内部を観察することができない。

先にあげたゴリランドの記録や、寛政二年（一七九〇）の北浦定政の計測図などから、横穴式石室の規模を推定すると全長二六米以上になる。これは石舞台古墳の全長一九・一米をはるかにしのいで、わが国最大のも



葛蒲池古墳の石棺

のである。古墳の形状から六世紀後半と考えられ、墳丘、石室とも最大級のものであることから、この古墳の被葬者を①欽明天皇、②宣化天皇、③蘇我稲目・蝦夷等にあてようとする説がある。

葛蒲池古墳 見瀬丸山古墳から東へ進むと、東方に入り込む谷間の北側の丘陵地に葛蒲池古墳がある。明日香村との境界に近いがわずかに橿原市側にある。この古墳の築かれている地点は、北側に尾根が続いて行くが、南は谷間を隔てて低い丘陵が続いている。全体に松前一带の眺望の良く利く場所である。

墳丘は、封土がほとんど流出して二枚の天井石が露出した状態で残っている。古墳の北側は丘陵を切断して古墳を築いた時の痕跡とみられる崖状の地形が続いている。

埋葬施設は南向の横穴式石室で、すでに羨道の石積が失われているため、玄関の高い位置に保護施設を設けている。

玄室はやや面の整った花崗岩の巨石を二段に積み、石の隙間に漆喰を詰めた半切石の構造で、南北に二基の家形石棺が安置されている。両石棺とも蓋が移動されたり、前面部に欠かさず盗掘によって破損されている。

二基の石棺は四注造の屋根をもつ精巧なものであるが、細部が若干異なっている。たとえば北棺の蓋は棟が平らであるが、南棺は凹にしている。身では、北棺が四隅に柱状の彫刻を、南棺では上下端に帯状の造り出しがみられる。両棺とも内面に乾漆を張り付け、朱塗が施されていて、最高級の石棺に仕上げられている。藤原京の中軸線の延長上に、天武・持統合葬陵とともに位置するため、皇族クラスの人の陵墓と考えられる。

葛蒲池古墳の石棺寸法(最大部)

		棺 身 (m)						蓋 (m)			
		外 法			内 法						
		長さ	幅	高さ	長さ	幅	深さ	長さ	幅	高さ	棟幅
奥	棺	2.76	1.43	0.98	2.09	0.86	0.55	2.69	1.58	0.67	0.62
前	棺	2.55	1.45	1.00	2.09	0.82	0.49	現長 1.96	1.79	0.67	0.66

藤原京城内の古墳時代遺跡は、史跡調査会の分布調査では一三カ所の「塚川古墳」があげられているが、田中町の天皇敷以外、墳丘のはっきりしているものがなく、すでに消滅しているか、藤原京造営時に改葬されたものであろう。日本古文化研究所の発掘調査当時、蓋形埴輪が出土して古墳が存在したと推定された地点もあった。

特に藤原京城の地形は飛鳥川に平行するように甘樫丘から北西方向に幾条かの尾根が出ており、これを削平して寺院や宮殿を造ったことが知られている。当然ながら古墳も築かれていたと思われるので、最近の発掘調査資料から抜粋して一覧表にまとめておく。

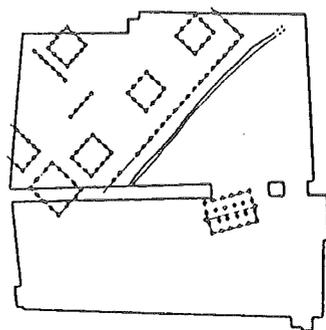
これで見ると古墳は日高山で一基、周辺の藤原京朱雀大路延長上で東西にわかれて二群の横穴墓が六基検出されている。

低い墳丘をもったとみられる方形周溝墓は藤原宮内裏西外郭部で三基、藤原宮東面大垣の近くで一基見つかっている。庄内く布留式土器併行期である。古墳時代の住居群は、香久山の麓、藤原京左京六条三坊の地域で、古墳時代の遺物を含む自然河川二条とともに堅穴住居七棟が検出されている。その内の一棟は一辺四・三米ほどの方形で、柱穴が四カ所あり、焼失したと思われる炭化した柱材が横転していた。この一群の中にはカマドを付設したものもある。

掘立柱建物は、大極殿東方地区で一棟、また東方官衙地区で、角柱をもつ建物群がみつかっている。



藤原宮下層の古墳時代建物群



藤原宮下層遺構
(藤原宮第44次調査)

残っていた柱根がすべて角柱であったことが注目された。この建物の上部構造については明らかでないが、高床の建物の可能性が考えられ、また時期については柱の掘方内から出土した土器から五世紀代と考えられている。

第四次調査で検出された総柱の建物は、桁行五間（総長八・八米）、梁行三間（総長五・七米）で、総柱の東西棟の建物である。この建物は、妻柱の外側にさらに大型の柱穴を一對もっていて、その位置から神社建築等にもられる棟持柱と考えられている。この建物は

藤原宮第四次調査の東方官衙地区で検出された古墳時代建物は、方位に対し四五度の振出をもつもので、外側を長さ五〇米の堀でめぐらした中に、東側に堀と平行する形で三棟の掘立柱建物を並べ、さらに南側で鍵の手に棟方向を異にする建物二棟を配している。

またさきの建物三棟と平行する形で一棟の掘立柱建物があり、短い堀で画している。

これらは同規模の倉庫風建物を計画的に配置したもので一般の集落とは考えにくいものである。豪族の居館か屯倉等の公的施設に関連するものと考えられている。出土した土器から六世紀後半～末頃と推定されている。

日高山一号墳 藤原宮の南三〇〇米の日高山丘陵上にあった古墳である。橿原市宮住宅建設に伴う発掘調査で一辺一八米の方墳一基が検出された。地山を削り出した基底部が一米余り残っていただけであったが、墳丘を周辺から画するため幅四米、深さ一米の溝がめぐっていた。この溝の底で墳丘裾から一米離れて円筒埴輪がめぐっていた。円筒埴輪は一二本検出されているが、この埴輪は、製作技法から五世紀前半のものと考えられている。

埴輪は他に蓋形埴輪と鶏頭埴輪がみられる。また一号墳削平後の整地中から木心鉄張輪鍔の破片と金環が一個体出土している。



日高山横穴墓

日高山横穴墓

日高山の西斜面と東斜面の二カ所から合計六基の横穴墓が検出された。この部分は藤原京の朱雀大路

の路面想定部などにあたるため、大規模な整地工事が行なわれていた。西側の横穴墓はこの朱雀大路想定部分の整地土下から検出したもので、西向の斜面に東に向けて切り込んだ断面V字形の墓道と、その先端に玄室部を各々一つずつ持つもので、南北にはほぼ四基が並んでいる。その概略は一覧表にまとめておく。

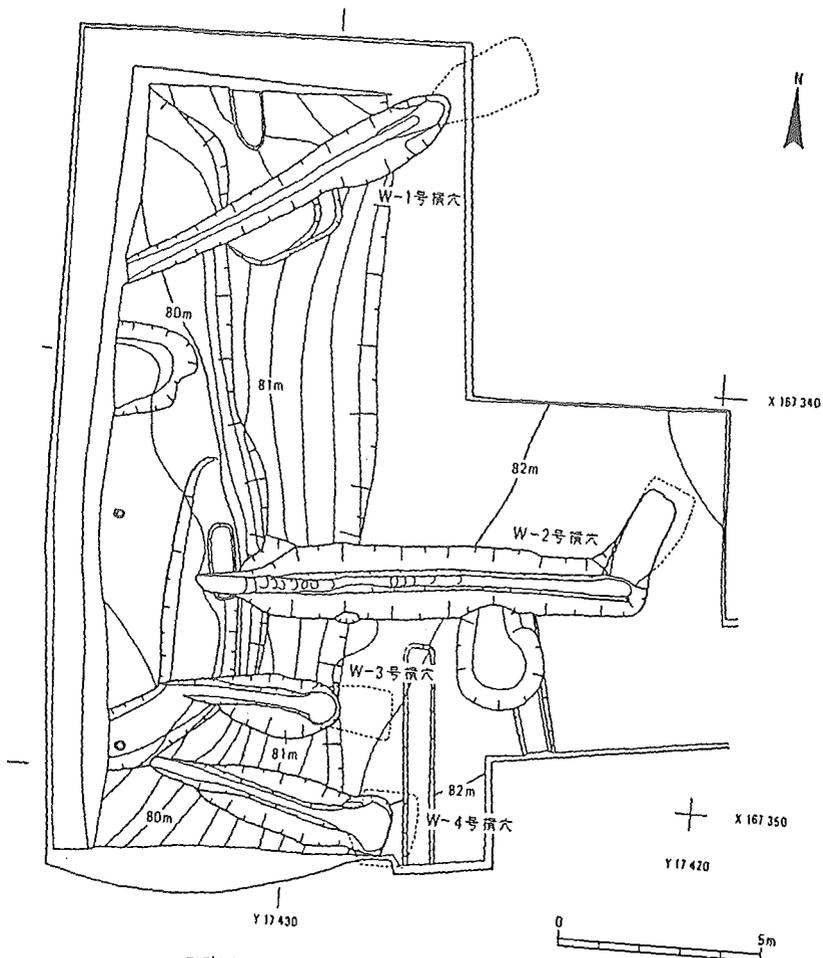
丘陵の東斜面から二基の横穴墓が検出されている。二基は墓道を共有する形で造られている。一号墓の玄室は墓道の軸線に対して横に幅広く造られ、床面に乱雑に玉石が敷かれていた。

表 藤原京内検出の古墳時代遺構一覽

『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』による

調査年度	発掘調査地点	検出遺構	出土遺物
昭和四十六年	橿原市和田町 小墾田宮推定地	包含層	土師器・須恵器（五世紀～六世紀）
昭和四十七年	橿原市四分町 藤原宮西南部 （第三次調査）	井戸二、土壙一	
	橿原市高殿町 大極殿東方地区 （第四次調査）	溝七、掘立柱建物一	
昭和四十八年	橿原市四分町 藤原宮西面南門付近 （第一〇次調査）	土壙一、井戸一	
昭和四十九年	橿原市木之本町 藤原宮東南隅部 （第一五次調査）	土壙（土器溜り）	土器（五世紀末～六世紀初）
	橿原市醍醐町 藤原宮内裏西部 （第一六次調査）	方形周溝墓三、溝一、掘立柱穴群	甕・壺（布留式土器）
昭和五十二年	橿原市和田町 和田麩寺	溝	壺・甕・鉢・器台・高坏（布留式土器） 銅鏃・滑石製勾玉・碧玉製釧
昭和五十三年	橿原市上飛驒町 藤原宮朱雀大路 （第二〇次調査）	溝	土器（布留式土器）
昭和五十四年	橿原市繩手町 藤原宮東面大垣 （第二四次調査）	方形周溝墓一、溝三、土壙七	庄内式土器
	橿原市高殿町 藤原宮東面北門 （第二五次調査）	溝	布留式土器
	橿原市高殿町 藤原宮左京二条三坊 （第二七次調査）	溝一	小型丸底壺・小型高坏・小型坏
昭和五十五年	橿原市高殿町 藤原宮東面大垣 （第二九次調査）	溝三、土壙三	S字状口縁台付甕（布留式土器） 庄内・布留式土器

古墳時代



日高山横穴墓 第45—2次南区調査遺構配置図

五二〇

二号墓は一号墓の墓道から直角に掘られて造られている。玄室はこの羨道に対し、横に広く掘られている。床面の四隅には棺台として使用された人頭大の玉石が一個ずつ置かれている。玄室床面から七世紀前半の土師器一点が出土している。

西斜面の横穴墓の調査で確認されたことは、四基の横穴墓全部が、谷間の整地が行なわれる直前に改葬を行ない、内部

表 日高山横穴墓規模一覧

名称	全長	墓道長	玄室	構造	出土品・その他
W―一号墓	一〇・九米以上	八・〇米以上	長さ二・九米 幅一・五米 高さ〇・八九米	玄室は断面カ マボコ型 平面羽子板型	須惠器高坏 六世紀末〜七世紀初
W―二号墓	一三・四米以上	一〇・八米以上	長さ二・六米 幅一・二米 高さ〇・六八米	同 右	土師器坏、須惠器坏 七世紀中頃
W―三号墓	五・八米以上	三・七米以上	長さ二・一米 幅一・一八米 高さ〇・七三米	同 右	鉄釘と板材 土師器坏、須惠器高坏・坏 七世紀中頃
W―四号墓	六・一米以上	五・二米以上	南北長一・七六米 幅一・三五米 高さ〇・九米以上	玄室は家型	須惠器坏二 七世紀中頃
E―一号墓	長さ八米 最大幅二・五米	長さ三・五米 幅一米	東西約二米 南北約二・五米		棺台あり 七世紀前半
E―二号墓	墓道は一号墓 と共用	長さ一・三米 幅〇・八米	東西約二・四米 南北約一・三米		棺台あり 土師器坏二点 七世紀前半

の遺体と副葬品が取り除かれていた。谷の埋め立て工事と、これに先立つ横穴群の改葬は、大規模な工事であるた

め、藤原京造宮の際のものと考えられている。『日本書紀』持統七年二月の「詔造京司衣縫王等収所掘尸」に該当するものである。

(4) 畝傍山周辺の古墳

スイセン塚古墳 三輪山や大和三山など神が降臨するとされる神奈備山に、古代人は古墳を築くことをさけていたようである。

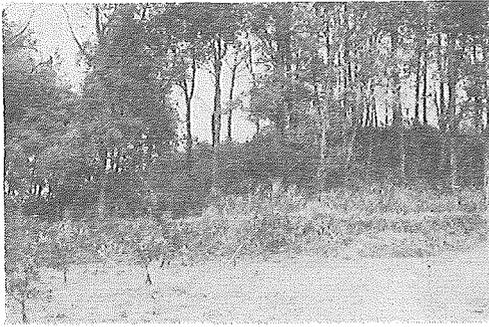
畝傍山もほぼこの傾向にあるが、山裾の小さく延びる尾根筋に若干の古墳がみられる。

スイセン塚古墳は、畝傍山の西斜面、畝火山口神社の北方の尾根の先端に築かれた全長五五米の前方後円墳である。前方部は狭長で低く、しかも短い。後円部は頂上部が平坦で高く、前期古墳の様相をもっている。

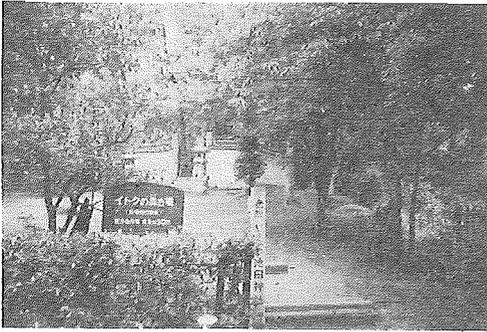
埴輪や葺石などの外部施設については知られていない。

江戸時代の『諸陵周成就記』や『大和志』ではこの古墳をすいげん綴靖天皇のつばな桃花鳥田たのわかのへのみさき丘上の陵ににあてていたことがある。

イトクノ森古墳 畝傍の東裾の台地状に若干の古墳があったことが知られている。檀原神宮外苑内の池田神社にあるイトクノ森古墳もその一つである。全長三〇米余りの前方後円墳であったらしいが、後円部のみがわずかに残っている。



スイセン塚古墳



学史的に有名なイトクノ森古墳



南山古墳

明治時代の終わりごろ、前方部の土砂取りが行なわれ、弥生土器や石器などが出土した。このような結果をもとに高橋健自氏は前方後円墳は弥生時代に成立したと論じた。この説に反対する後藤守一、梅原末治氏らとの間に論争が展開され、日本考古学史上の著名な論争の一つとなっている。この論争は高橋説が誤りであることがわかり、弥生土器は古墳時代の古式土師器であることが判明した。

(5) 香久山山麓の古墳

南山古墳群 香久山の南東にある古墳群で東は桜井市、南は明日香村に接した地域である。橿原市の墓地公園の造成に際し、事前調査を実施したところ、古墳四基、中世土壙墓四基、遺物散布地四カ所が確認された。

一号墳は径一四米の円墳で主体部はすでに削平されて消滅していたが、東南の周溝内から須恵器壺、北裾から須恵器坏身、蓋など三組分が出土している。これらの須恵器の周辺から滑石製白玉が出土している。外部施設として円筒埴輪をめぐらしていたようで、埴輪片が出土している。

二号墳も墳頂部の埋葬施設が削平されていたが、埴輪、須恵器、土馬等が出土している。また東南の周溝内から円筒埴輪が転倒した状態で出土している。

三号墳も円墳で径八米前後の規模をもつが埴輪と土器片が出土した以外、不明である。

四号墳も周囲を削平されて、不整円形となった古墳である。主体部は明らかでなかったが、墳丘の東斜面にかかるところから鉄鋌をはじめ、鉄鏃、鉄棒状鉄製品などが一括して出土しており遺体を埋葬した主室とは別に副葬品のみの副室があったと考えられる。また墳

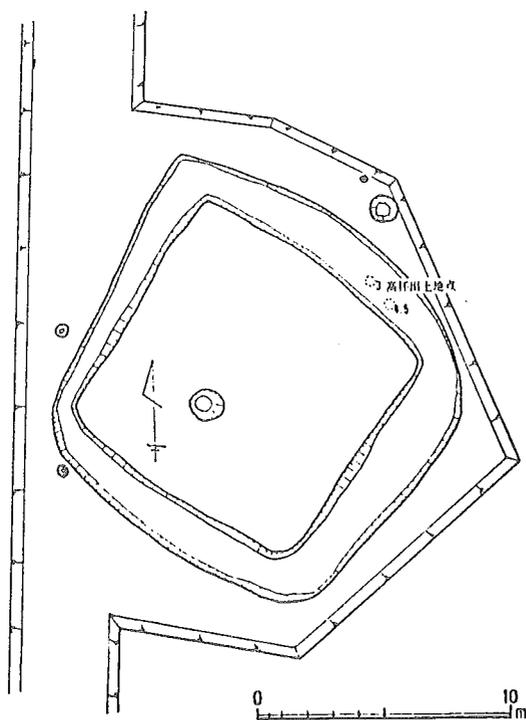
頂部周辺から特殊な須恵器が出土している。それは台上の方形板の上に動物（不明）を配し、その背中に角坏をとりつけたものである。この種の土器は韓国の伽耶地域で出土したものに類似がある。多数出土した鉄鋌といい、この種の土器といい、朝鮮半島色の強い遺物がまとまって出土したことが注目される。

下明寺古墳

(6) 平野部の古墳と遺跡

下明寺古墳 葛本町の下明寺池は、



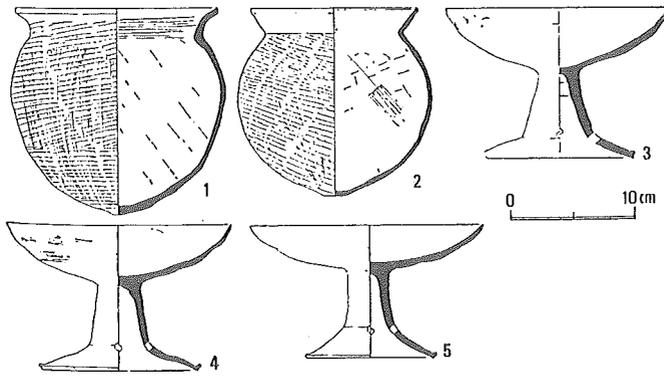


曲川遺跡方形周溝遺構平面図

この地方特有の灌漑用の皿池であるが、冬期の渇水期には池の周囲で土器や石器が拾えることでよく知られていた。昭和十二年四月、国道一五号線（現在の二四号線）建設に伴い池の土砂をとって工事に使うことが行なわれた。この際、遺構・遺物が発見されたため奈良県史跡名勝天然記念物調査会により緊急調査が行なわれ、曲物を利用した井戸などが確認されている。また小型丸底壺、高坏、土師器の甕、壺など古式土師器が多数出土した。またこれらにまじって朝鮮半島製の陶質土器の壺が一点含まれている。

昭和四十一年一月、遺跡の北辺を流れる銭川の改修工事で一辺約三一米、周濠幅一〇米の方墳が検出された。墳丘裾に円筒埴輪列をめぐらし、形象埴輪片も出土している。また隣接地の八木中学校の新築工事の際に、先に確認された下明寺古墳の祭祀に伴ったと思われる土器が出土している。平坦部で形象埴輪などが出土した場合、祭祀遺構など特殊な遺跡と推定されてきたが、平地部にも古墳が存在することが証明された。集落と古墳が隣接している好例となった。

曲川遺跡 橿原市の西部、曲川町と新堂



曲川遺跡出土土器

町間に曲川池がある。戦後、この曲川池の土砂を国道二四号線の工事に採集したところ大量の土器が出土し、網干善教氏によって紹介され広く周知されるようになった。出土している土器は、その形式的な比較から弥生時代終末

期のものと判断され、また最近では土師器のもっとも古い型式とされる纏向一式土器にあたりと考えられる。つまり、弥生時代から古墳時代にかけての過渡期の土器として重要な位置を占めたことになる。しかし、重要な土器が出土した遺跡にしては実体が不明であった。

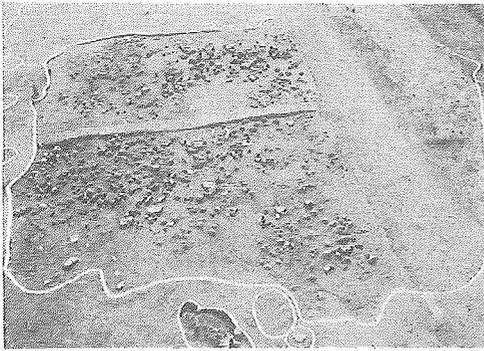
昭和五十九年三月、この曲川池の東北から、東にかけての材木置場と付属建物の申請が出されたので試掘調査を行ない、遺構の検出状況に応じて発掘区を拡大した。発掘調査面積は約一七〇〇平方米であった。

検出した遺構は曲川池の東北を斜めに走る形で幅一六米、深さ二米の川の遺構を検出している。川の堆積土の中の下層には纏向ⅠⅡⅢ式の各時期の土器が出土した。また北岸からは護岸のため、長さ六米にわたってシガラミが設けられていた。

この川の西岸、曲川池との間からは一辺約一二米、深さ二五〇三五厘の溝をめぐらせた、方形周溝墓が検出されている。また溝内の北東隅部から三個体分の高坏が出土している。また輝緑岩製の砥石が出土している。

以上のことから曲川池を中心に南に広がる集落遺跡と考えられる。

曾我遺跡 曾我遺跡は、櫃原二四号バイパス建設に伴う事前調査で確認



曾我遺跡玉作工房跡



玉洗い作業風景

された弥生時代から中世にかけての複合遺跡である。⁽¹³⁾

遺跡の西には曾我川が流れ、南には古代の官道として著名な横大路が走っている。

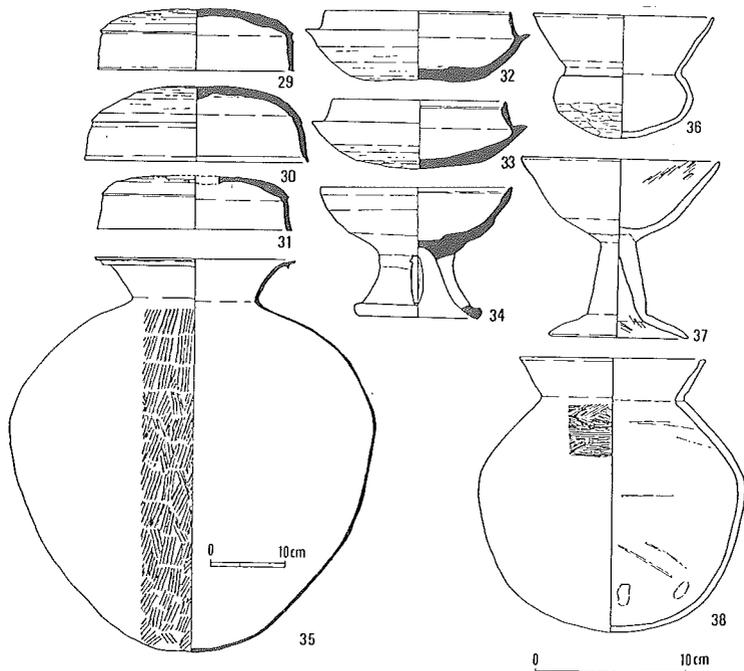
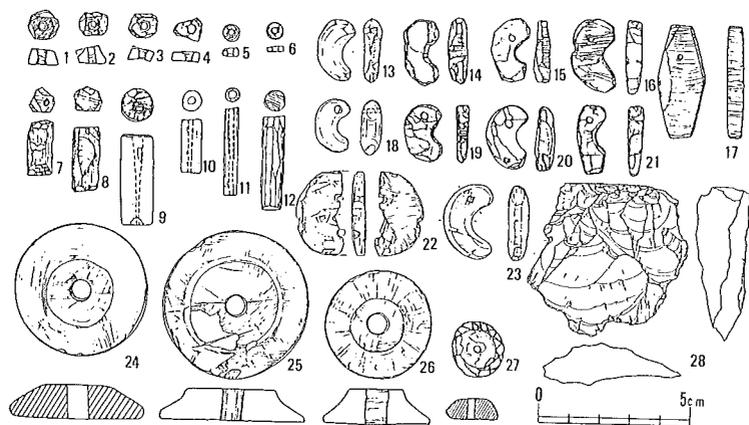
周辺には弥生時代の中曽司遺跡をはじめいくつかの遺跡が知られている。遺跡の南西七〇〇米の地点に忌部氏の祖神である天太玉命を祭る式内社が存在する。

発掘調査は昭和五十七年の試掘から昭和五十八年十月迄の二カ年におよんだ。調査範囲は国道の路線敷内の幅三〇米、長さ四〇〇米の区間で、総面積は一二〇〇〇平方米である。

弥生時代中期以降の各時代の遺構・

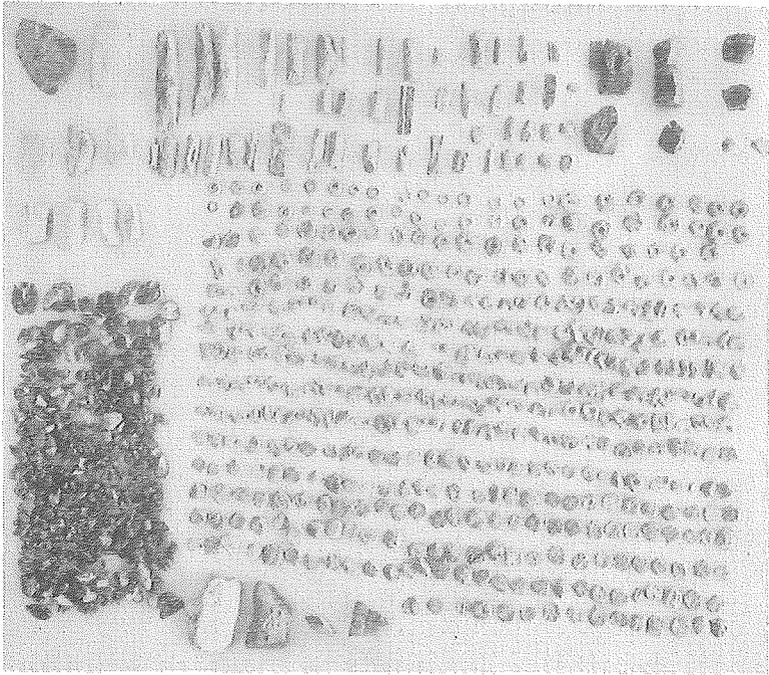
遺物を検出しているが、特に古墳時代中期後半から後期（五世紀後半～六世紀前半）の数十年間がもっとも栄えた時である。

遺跡の中央に沼地があり、その北に井戸や土壇、掘立柱建物、溝などがあり、浅い皿状の土壇に玉の未製品や玉を作るためにできた原石の破片などがたくさん含まれ、灰や植物の編物の入ったものもみられた。浅い井戸状遺構から玉の穿孔に用いた舞錐まいきぎらが出土して



1～6 滑石製白玉、7～12 滑石製管玉・未製品、13～16 滑石製勾玉・未製品、17 滑石製有孔円板、18～23 滑石製勾玉・未製品、24～27 滑石製紡錘車、28 原石、29～33 須恵器杯、34 高杯、35 甕、36 土師器。

曾我玉造遺跡の出土品



曾我遺跡出土の玉類と未製品

いる。

出土した遺物は土師器、須恵器、製塩土器などの土器類のほか、多種類の玉の完成品、未完成品、あるいは各種の原石や、その破片のほか玉の研磨に使用した砥石（平砥石・筋砥石・内磨砥石）がある。玉類には勾玉、管玉、丸玉、棗玉、切子玉、小玉があり、ほかに子持勾玉、双孔円板、白玉、石製模造品や、小型の青銅儀鏡が出土している。

玉の材質は滑石、碧玉、グリーンタフ（緑色凝灰岩）、琥珀、水晶など十数種以上にのぼっている。玉作り関係資料は一〇〇万点を越えており、しかも遠くはなれた各地の玉石を集めていることから、中央政権による玉作り専業集団の遺跡と考えられる。

註

（1）榎原考古学研究所編「新沢千塚古墳群」『奈良県報告三九』一九八一年

- (2) 橿原市文化財調査会編『橿原市の文化財』一九七五年
- (3) 橿原考古学研究所編『新沢千塚一・二六号墳』一九七七年
- (4) 白石太一郎・他「小谷古墳の測量調査」『青陵三九』一九七八年
- (5) 伊藤勇輔『橿原市沼山古墳・益田池堤』「奈良県文化財調査報告第四八集」一九八五年
- (6) 齊藤明彦「昭和五十九年度岩船横穴群・中曽司遺跡・坪井遺跡・下明寺遺跡発掘調査概報」一九八五年
- (7) ゴーランド「日本のドルメンと埋葬墳」(上田宏範編『日本古墳文化論』所収・一九八一年)
- (8) 上田三平「菖蒲池古墳」『奈良県に於ける指定史跡』一九二七年
- (9) 奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報一六』一九八六年
- (10) 註(2)による。
- (11) 阪口俊幸「南山古墳群」『大和を掘る―一九八三年度発掘調査達報展』一九八四年
- (12) 今尾文昭「橿原市曲川遺跡発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報・昭和五十四年度』一九八一年
- (13) 関川尚功・井上義光・佐藤良二「橿原市曾我遺跡発掘調査概報Ⅰ・Ⅱ」『奈良県遺跡調査概報・昭和五十七・五十八年度』一九八三・一九八四年

補註 「古墳時代」の概観執筆にあたり「橿原市史」一九六二年を参照した。

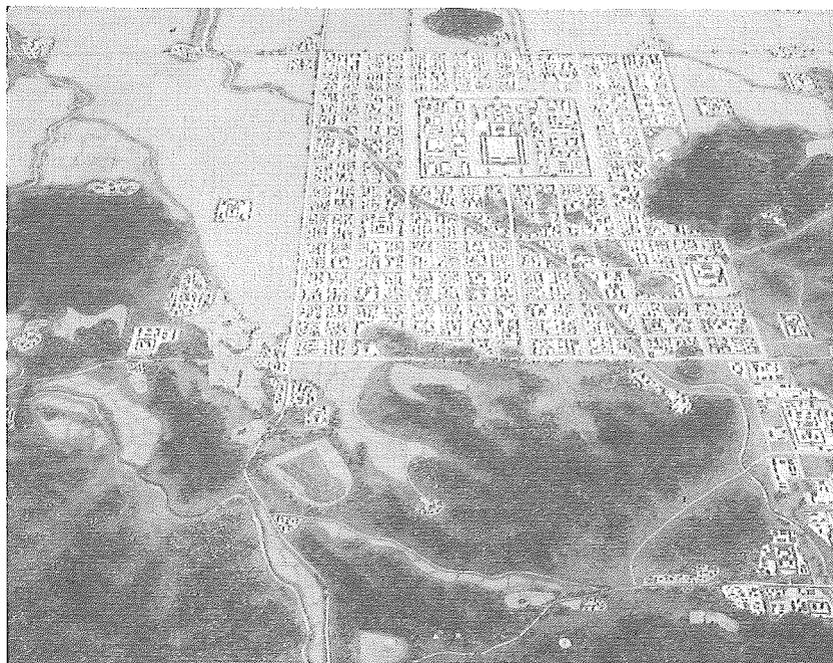
第二章 藤原京

第一節 はじめに

藤原京―それは六九四年から七一〇年までの一六年の間ではあったが、当時のわが国の首都として、めまぐるしく変動する東アジア世界の情勢の中で、また激動する日本列島内の社会の動きの中で、ようやく確立しようとする中央集権的な律令国家の政治の中枢として、わが国で初めて建設された大規模な中国風の都城であった。東西二・一料、南北三・二料に復原されている藤原京の広大な京域の大半は、現在の橿原市域に含まれる。そして、往古の都の繁栄を直接語りかける多くの遺構や遺物は、廃都後一三〇〇年の時の経過のうちに、ことごとく地面の下に埋もれてしまっている。市勢の発展に伴い、かつての広々とした田園地帯は次第に市街地化が進んでいるものの、発掘調査をはじめとする研究活動が営々と続けられており、従来限られた文献史料にしか頼らざるを得なかった。しかも不明な点の少なくなかった藤原京についての知見は、近年飛躍的に増加している。

第二節 藤原京の成立

持統、文武、元明三代の皇居が営まれた藤原宮は、現在の橿原市の東郊、東に天香久山、西に畝傍山、北に耳成



飛鳥藤原京復原模型（奈良国立文化財研究所・飛鳥資料館）

山、南に飛鳥の丘陵地帯を望む広大な平地のほぼ中央にある。橿原市高殿町の西北に今も残る、大宮堂（おみやど）と呼ばれている大きな土壇が藤原宮の中心、大極殿の基壇跡である。大極殿をはじめ、内裏、朝堂、諸官衙の建物が立ち並ぶ藤原宮の周囲には、規格的な都市計画に基づいた人工都市が造営されていた。

この藤原宮をとりまく都の名称として今日呼びならわされている「藤原京」という言葉は、『日本書紀』や『続日本紀』など、当時の官撰の史書である正史には現われない。古い文献史料としては、『万葉集』巻一の「藤原京より寧楽宮に遷る時の歌」という題詞がある。しかし、この「藤原京」は、古写本によっては「藤原宮京」と書かれており、『万葉集』に本来どのように表記されていたのか疑問の残るところである。藤原宮にともなう都が「新益京（しんやくのみやく）」と呼ばれていたことは『日本書

紀』に明らかであるが、藤原京と呼んで記述を進めることにする。

天武天皇の都城造営計画

六七二年九月、皇位継承争いに端を発し、二ヶ月余りの間吹き荒れた内乱―後に干支年号をとって壬申の乱と呼ばれる―に勝利を収めた大海人皇子は、兄天智天皇が一時宮室を置いていた近江・大津の宮から再び大和・飛鳥の地に帰還する。忽々のうちに嶋宮、岡本宮と移り、さらに岡本宮の南に新たな宮室を造営する。飛鳥浄御原（きよみかはら）宮と称されるが、翌六七三年、大海人（おおあま）皇子は即位する。天武天皇である。皇后は後に持統天皇となる鷗野讃良（うののささら）皇女であった。

天武天皇とその政権は、壬申の内乱後の事態の収束に努める一方で、天皇権力の強化と中央集権国家の確立をめざして、次々と新しい政策をうちたててゆく。官人登用の法の制定、神祇・仏教など宗教の掌握と統制、国家の基本的法典である律令の撰定、国史の編纂などがそれであるが、そうした動きの中で、新たに都城を建設する計画があったらしい。

『日本書紀』には、天武五年（六七〇）のこととして、「新城に都つくらむとす。限りの内の田園は、公私を問わず、皆耕さずして、ことごとくに荒れぬ。しかれども、ついに都つくらず」という記事がみられる。この中に出てくる「新城」は、かつては読みが同じことから、大和郡山市新木（にいき）に比定されていたが、おそらく、後に新益京と呼ばれる新たな都城、つまり藤原京のことをさし示すものと考えられるようになっていく。この興味深い記事によると、都を造成するために選定された範囲の土地は、建設工事の実施をまって、田畑の耕作が停止されていたことが知られる。しかし、何らかの事情により造都事業が行なわれなままに、沙汰やみになったのである。田畑が荒れ果てる程の期間放置されていたのであるから、都城建設予定地が選定され、耕作行為が制限されたのは、天武五年よ

りさかのぼる時点の、天武政権発足後間もない頃のことであったのかもしれない。

天武五年から六年後の天武十一年（六八二）三月、天皇は三野王や宮内官大夫らを新城に派遣して、地形を検分させている。都の建設事業の再開を物語るものである。翌年三月には天皇みずから新城に行幸するが、その年、天武十二年（六八三）十二月十七日、有名な詔勅が発布される。曰わく、「およそ都城・宮室は一処に非ず、必ず両参造らむ。故、先ず難波に都つくらむと思ふ。是を以て、百寮の者、おのおの往りて家地を請われ」。この詔は、当時の中国の唐が長安と洛陽の二都を首都をとする複都制をとっていたのを参考にして導入しようとしたものであるが、一ヶ所だけでなく、二ヶ所、三ヶ所にも都城を建設しようとしたのは、強固な国家統治を確立するための遠大な意図に基づくものであったのだろうか。詔勅の中で、まず難波に都をつくろうと思ふと続けているのは、旧来の本拠地である飛鳥のすぐ近くで、すでに計画を進めている新城に加えて、難波の地にも新しく都城を建設しようとしたことを言うのであると考えられる。

この詔勅に従って、都造りに適した土地を視察させるために、翌天武十三年（六八四）二月に、広瀬王、大伴連安麻呂および判官、録事、陰陽師、工匠等を畿内に遣わし、三野王、采女臣筑羅等を遠く信濃にまで派遣している。信濃遣使については、四月に至って、三野王等が信濃国の地形図を進上したと『日本書紀』は伝える。それに先立ち、三月のこととして、天皇が「京師を巡行したまいて、宮室の地を定めたまう」という記事がみえる。これはその時点で、初めて宮室すなわち藤原宮の位置を決めたというのではなく、宮造営の起工式のような儀式が行なわれたものと解される。

こうして都の建設は軌道に乗ったかの様相をみせはじめたが、天武十四年（六八五）、天皇は病をうけ、明くる朱鳥元年九月五日、志半ばにして薨去する。天武の後を継ぐべき皇太子草壁も、父帝を追うかのようになり、六八九年、病死

する。こうしたことで都城造営事業は一時頓挫せざるを得なかったのである。六九〇年(持統四)の元旦を期して、天武の皇后であった鸕野讃良皇女が即位する。この年の十月、高市皇子は公卿や百寮の官人達を従えて、藤原宮地を視察する。これを皮切りに、造営事業は本格的に始められ、四年後の持統八年(六九四)十二月一日、藤原宮への正式遷都が挙行された。持統女帝は、夫天武の果せなかった壮大な企図を、ようやく達成することができたのである。

第三節 藤原京調査研究のあゆみ

賀茂真淵の考証

藤原宮は和銅三年(七一〇)に廢都となり、まもなく辺り一帯は田園と化した。十二世紀頃に、延暦寺の僧皇円が著した史書『扶桑略記』に、「藤原宮は）大和国高市郡鷺栖坂さぎすの地、是なり」とする記述があり、また鎌倉時代の終りに卜部兼方の著した、現存する最古の『日本書紀』の注釈書である『釈日本紀』には、「藤原の宮、高市の郡、鷺栖坂の北の地に在り。高市の郡は大和の国なり」と書かれている。中世には、藤原宮は「鷺栖坂」の近辺にあったと考えられていた。この鷺栖坂は、橿原市上飛驒町にある日高山丘陵をさすものと考えられるから、おおむね、いにしへの藤原宮の場所を正しく言い表していたといえる。しかし、それがいつしか忘れ去られ、江戸時代の中頃には、藤原宮の故地は、藤原鎌足の生地と伝えられる飛鳥・大原の里とする説が流布していた。大原(小原)は飛鳥寺東方の丘陵地にあるが、そこには大原寺あるいは藤原寺とも呼ばれる小さな寺があったらしい。

賀茂真淵は、『万葉考』『万葉集卷一之標』に「藤原宮の役民の作れる歌」を注釈して、「藤原の)宮の所は、十市郡にて、香山耳成歌火の三山の真中也。今も大宮殿と云て、いささかの所を畑にすき残して松立てるあり、是なり」

と記している。高市郡を十市郡ととり違えてはいるものの、「大宮殿」は大宮堂であることに相違なく、実に正鶴を射た考証であり、藤原宮に関する実証的研究の嚆矢であったと言えることができる。

賀茂真淵の『万葉考』より九年早い宝暦元年（一七五一）に記された『古跡略考』は、高市郡飛鳥地方の村々の実地踏査記録であるが、この中の高殿村の項に「大宮」に関する記述がある。「大宮（村より四町、乾、田中の松林也。老反歩田中に残れり。）社なし。三葉の松一株ありし。近來枯てなし（中略）。むかしはいかにも大宮たりしや。是より五六町に野道今も広し。大宮の馬場と申し伝て、華表の礎というもの二ヶ所に残り、一、二鳥居なるべし。野頰石也。なお其辺伽藍跡と見えて自余ならぬ瓦あり。」これによれば、高殿集落の四〇〇米ばかり西北の農地の只中に松の木立があり、そこに礎石が残っており、瓦の散布していたことが知られる。もっとも、記録者はここを神社の跡とも、寺院の跡とも考えるにとどまり、藤原宮の場所については、大原（小原）の地であるとの流説をそのままうけている。賀茂真淵は、『万葉考』を著して三年の後、宝暦十三年（一七六三）に、門人を連れて山城、大和、伊勢地方を旅したと伝えられる。おそらく、大和巡遊の折には、「大宮殿」にも立ち寄り、自らの考証の正しさを改めて確認するという場面があったのかもしれない。

本居宣長の『古事記伝』

賀茂真淵がこの旅で伊勢を訪れた時、彼のもとに入門した一人の国学者がいた。松阪の医師本居宣長である。当時三三才であった宣長は、師真淵が『万葉集』の研究を通じて到達した復古思想を、さらに『古事記』の研究により完成させることになる。真淵と同様に宣長も、『万葉集』や『古事記』の主要な舞台となる大和の地理には深い関心を抱いていた。

明和九年（一七七二）の春、宣長は門弟や友人をさそい、吉野の桜見物かねて、大和飛鳥の旅を企てた。その旅

行の見聞や感懐を記した紀行文が『菅笠日記』である。宣長一行が、藤原寺とも呼ばれる飛鳥の大原寺に詣でた折に、寺の法師が、この寺は持統帝の藤原宮の跡であると講釈したことに対して、宣長はこう記す。「大原の里は。此南の山そいに。まぢかく見えたり。藤原というも。すなわちこの大原のことなりというは。さも有りぬべし。されど持統天皇の藤原の宮と申すは。ここにあらず。そは香山のあたりなりし事。万葉の歌どもにてしられたり。かねては。この大原という里。かぐ山のちかき所に在て。藤原の宮も。そこならんと思ひしが。今来て見れば。かぐ山とははるかにべだたりて。思ひしにたがえれば。いと／＼おぼつかなければ。なお藤原の里は。この大原のことにて。宮の藤原は。べちにかの香山のあたりにぞありけんかし。」ここにいう万葉の歌というのは、「藤原宮御井の歌」(卷一五二)のことであろうが、宣長はそれまでその歌から想起される場所を、流説に従って大原の里と思ひこんでいたらしい。ところが現地に来てみると、大原の地は「御井の歌」に詠みこまれているような、耳成、畝傍、天香久山に囲まれた場所にはなく、宣長にとって全く意外のことであった。

この時の経験に基く考説は、本居宣長畢生の大著『古事記伝』の中で、さらに語調が強められる。『古事記伝』三四之卷、応神天皇の条に出てくる藤原琴節郎女(ふじわらのことふしのいらつめ)を注釈する中で、次のように記述している。「(前略)かくて持統天皇の京の藤原の宮は異地なり、思ひ混うべからず、其の宮は、万葉一の長歌に依るにもと藤井が原と云地なれば、其を略きて藤原とも云しなるべし、其地は香具山の西の方耳成山の南の方なり、書紀持統の卷の釈に、遷居藤原宮私記曰此地未詳愚按氏族略記云藤原宮在高市郡鷺栖坂北地」と云り、香具山は十市の郡なれども、此の宮は其の西にて高市の郡の地にぞありけむ(中略)、然るに彼の大原と此の宮とを一つに心得たるは地理をも考えざる妄説なり、大原は香具山よりは南の方にあたりて飛鳥に近き処なれば、かの万葉の長歌の趣に合はず。」

こうして、賀茂真淵や本居宣長により考証された藤原宮高殿説は広く受けいれられるところとなり、たとえば、明治十五年に印行されたある地図には、高殿の集落の西に接する場所に「藤原宮址」としてのさされている。また明治以来、この説に従う学者は多く、たとえば、幕末から明治にかけての国学者飯田武郷は『日本書紀通釈』巻六九（明治三十六年刊）に、『旧都址要覧』の記述を引いて、「藤原宮址、大和高市郡鴨公村、大字高殿、字宮所、字大宮、字京殿、字南京殿、字北京殿、字大君、字宮ノ口、これ皆皇居敷地の一局部也」と述べ、考証は一層精緻になっている。こうした説をうけて、大正四年二月には、大宮土壇の一角に「持統天皇文武天皇藤原宮趾伝説地」と刻んだ高さ八尺の石碑が、奈良県教育会によって建てられることになった。

喜田貞吉の藤原宮醜闕説

ところが、この頃、「藤原宮高殿説」に真っ向から対立する説が現われる。大正二年（一九一三）、かねてから、古代都城の制度について研究を進めていた歴史学者喜田貞吉は、喜田の主宰する雑誌『歴史地理』に連載した「藤原京考証」と題する論文の中で、藤原宮の位置に関する新しい見解を示し、それとともに藤原京の条坊や京域についても考察を及ぼしている。喜田は、先に紹介した『扶桑略記』や『釈日本紀』に、藤原宮は鷺栖坂（の北）にあったと記録されていることを拠りどころにして藤原宮の位置を定める。高殿の大宮土壇から南西約七〇〇米、飛鳥川の土堤のすぐ東に鷺栖神社という式内社（延喜式神名帳に記載される神社）がある。『奈良県高市郡神社誌』（大正十一年刊）によれば、この神社は、本来はもう少し東南方、現在の橿原市上飛驒町にある日高山と呼ばれる丘陵の付近にあったのではないかとされている。しかし、喜田は鷺栖神社の位置は古来変っていないと考へ、「その地は畝傍・香久両山中央の南北線上に当り、当時朱雀大路が此の付近を通過せしものと考定すべく、宮城を此の北方に求めんに、その位置都城制の条件に合う」と述べる。鷺栖神社のほぼ真北一軒、醜闕の集落の西に、長谷田土壇と呼ばれる低い基壇状の高ま

りが残っている。その周辺からは礎石が掘り出され、古瓦も出土しており、喜田はここを藤原宮の地と考えた。

喜田貞吉のいう「都城制の条件」、つまり藤原京復原の前提条件とは、大宝令の規定から知られる京条坊が南北十二条、東西八坊であること、それに、後の平城京、平安京の様相から逆推すると、藤原京では宮城が都の北端中央に位置していたと考えられることの二点である。平城京や平安京では、往古の条坊の痕跡が、今もなお水田畦畔の位置や町割に明瞭に残っている。それに対して、藤原京の条坊の跡は、喜田も指摘しているように、京廢絶後の、大和盆地の平野部全域に及ぶ条里制地割の実施により消失し、現存する地割としては残されていない。そこで喜田は、京復原の手がかりを、古道の位置に求めようとした。

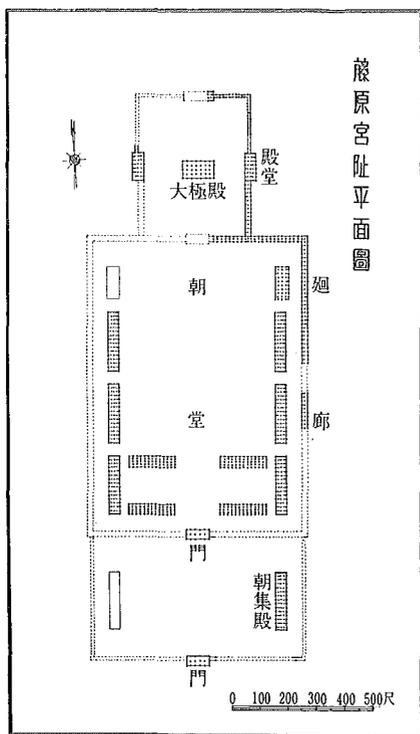
大和盆地南端のこの付近の平野部に、藤原京以前に設置され、今日に至るまで存続している三つの古道がある。いずれも直線につくられた古代の官道であり、藤原京の条坊計画の設計に必ず反映されているはずだといえるのである。古道の一つは、耳成山の南約二町（一町は約一〇九米）を東西に通じる初瀬街道で、河内飛鳥から竹内峠を越えて当麻の南に至り、そこからまっすぐ東に向って八木、桜井に及び、さらに伊勢へと続く。古代の横大路である。南北方向の直線道としては、下ツ道と中ツ道をあげる。下ツ道は畝傍山の東麓の東六町を通り、大和盆地を東西に二分する形で北上し、後の平城京朱雀大路につながる。後世、中街道と称された道である。中ツ道は、奈良市から南に通じ、「耳成山の東北にて西に転すること約三町、更に正しく南北の方向を取り、香久山の西麓を距る約一町の西を過ぎる」道であるとする。喜田は、この三古道のうち横大路が京の北限、つまり北京極であり、中ツ道が東京極であったとみる。というのは、横大路と中ツ道のうち、京域と考える範囲はいずれも高市郡と十市郡の郡界となっているので、藤原京は廢都の後、全域が高市郡に編入されたと考えたからである。東京極は天香久山の西麓の西一町にあるが、鷲栖神社の位置に京の中軸である朱雀大路を想定して西に折り返すと、西京極の位置は畝傍山の東麓のちょうど

東一町に当る。そうとすれば、下ツ道は東二坊大路に一致する。喜田は、こうして藤原京の東西規模を二〇町・令制四里（大宝令に定められた尺度）、南北は石川丘陵の北麓から一町北に南京極を仮定して二五町・令制五里であると想定した。この喜田貞吉の京域説は、藤原京の条坊や範圍の復原としては、はじめての試みであり、その当否は論外としても、そこに採りあげている歴史地理学的な視点は、以後今日に至っても、分析方法の重要な要素としての新鮮さを失っていない。

喜田は、当然のことではあるが、「藤原宮高殿説」については否定的な態度を示す。「高殿なる小字大宮付近の地を之（藤原宮）に当てんとする説は、近時の学者の唱道にかかり、（中略）宮域に縁ありげなる地名多きより称することなれども、之を敵傍・香久両山の距離より見るも、鷲巢神社との位置関係より見るも、到底藤原宮址として承認しがたし。」当代きっての歴史学者喜田貞吉によるこの「藤原宮醜謫説」は、理路整然としており、その上、京全体をも考慮の対象としていたので、強い説得力をもちえた。大正四年に出版された『奈良県高市郡志料』の藤原宮址の項には、喜田の説を「有力なる所説」として全面的に引用している。

日本古文化研究所の発掘調査

このように二説が併立したまま、しばらく時が経過するが、昭和の初めになり、事実の究明に向けての動きが急速に活発になる。そのきっかけとなったのは、吉野湯川の人、田村吉永の藤原京研究の成果であった。田村は以前から大和の条里制に関心を抱いていたが、その一環として藤原宮址の周辺を繰り返し踏査しているうちに、条里と都城の条坊との関係を考えるようになったらしい。昭和八年三月に田村が公表した「藤原京考定図」は、条里制の地割に基く東西九町、南北一二町の京域で、京の南端中央に、東西三町、南北五町の宮地があるとすると、「八経十二緯・面朝後市」なる都城制を描くものであった。田村の説では、大宮土壇を宮地に含み入れている。しかし、推定した京域は



第1図 藤原宮址平面圖
(日本古文化研究所)

余りにも狭く、条里制についての理解が誤っていたことなど、事実からは程遠いものであった。

ところが、田村の熱意は思いがけない方向に展開することになる。その年の四月、少壯の建築学者足立康が来寧し、先年来交流のある田村吉永と会見した。田村から例の「藤原京考定図」を示され、その説に耳を傾け、またちようどその頃、大宮土壇の周辺から礎石や加工した凝灰岩、古瓦などが出土した話を聞かされて、足立は大いに意を動かされたとみえる。彼は早速、藤原宮の発掘調査の実現を、当時の日本史学会の指導的立場にいた、東京帝国大学国史学科の主任教授黒板勝美らに働きかけた。黒板は、三菱の岩崎小弥太などから資金援助を受け、翌昭和九年の四月には、日本歴史についての総合的な調査研究を行なうことを主旨とする日本古文化研究所を奈良に設立した。そしてその最初の大事業として、十二月一日、藤原宮発掘調査の初めての鍬が振りおろされることになったのである。

日本古文化研究所による藤原宮の発掘調査は、大宮土壇とその周辺から開始された。翌昭和十年五月まで続いた第一次調査では、大極殿の遺構と、その東西に建つ大規模な殿堂の跡が検出され、七、八月の第二次調査では、大極殿をとり囲む回廊の礎石群が明らかにされた。こうして、この場所が藤原宮の中枢部分であることは確証され、昭和十年十二月に、大宮土壇周辺一帯

は「藤原宮趾伝説地」として国の史蹟に仮指定された。昭和十一年からの調査は、大極殿の南方の水田地帯に想定される朝堂院の解明に向けられる。農閑期に限られた発掘調査ではあったが、次々に長大な殿堂の跡が確認され、藤原宮の朝堂院は、平城宮や平安宮と同じ平面構成の、一二堂からなり、しかもその規模は両者をしのぎ、東西二三〇米、南北三一八米の広大な空間を占めるものであったことが明らかになった。

昭和十六年に、調査の主導者であった足立康が突然の病で没し、また熾烈な戦争が長期化する中で、発掘調査の現場をとりまく情勢は次第にきびしくなっていたが、地元の人々の協力もあり、調査は松崎宗雄を中心に続けられた。昭和十八年五月、それから二〇年以上も後に、宮南面大垣の遺構であることが判明する掘立柱が発掘されたのを最後に、日本古文化研究所の藤原宮発掘調査は幕を閉じる。その間、きわめて困難な条件のもとにあって、大極殿院の構造を明らかにし、わが国の都城の歴史上、空前絶後の規模をはこる朝堂院の全容を闡明したことなど、足かけ一〇年にわたる調査の成果が示す意義は、きわめて大きなものであった。

奈良県教育委員会の調査

昭和四十一年十二月十四日、奈良県教育委員会の手により、二三年ぶりに藤原宮の発掘調査が再開される。その契機となったのは、国道一六五号線のバイパス建設計画であった。敗戦後すでに二〇年を経過し、日本は目ざましい経済復興を遂げ、高度成長の時代を迎えていた。その一つの現象が自動車の急速な普及であった。昭和三十年には一五〇万台であった自動車の保有台数が、昭和四十年には八一二万台と、すさまじい増加ぶりを示している。藤原宮の北七〇〇米を東西に通る国道一六五号線は、その西で橿原市街地を抜ける。八米足らずの道幅しかないのに、交通量は増える一方で、民家の軒先や商店の看板が自動車に壊されるなどの被害が相つぎ、通行人も交通事故の危険にたえずさらされるといふ状況であった。そこで、このような交通事情を緩和しようと、道路を市街地から外すバイパス建設

が計画され、昭和三十九年度から橿原市が計画路線敷地の買収を開始した。ところが、このバイパス計画路線が藤原宮朝堂院のすぐ北を通っていることが明らかになり、「藤原宮跡をこわすな」と、計画に反対する意見が高まった。昭和二十年代の終り頃から始められた奈良の平城宮や大阪の難波宮の発掘調査研究が進むにつれ、古代の都城では大極殿・朝堂院の北に接して内裏のあることがわかってきた。それとともに、古代都城の研究も盛んになり、日本で最初の本格的都城と考えられる藤原宮の、史上に占める重要性が唱道された矢先のできごとである。バイパスは、まさに藤原宮の内裏推定地を斜めに分断する位置に計画されていた。

藤原宮跡は、日本古文化研究所が調査して、大極殿と朝堂院の位置は明らかにされているものの、宮の範囲については、まだ全くといってよい程わかっていない。またバイパス問題に限ったことではなく、このまま放置していると、市街地化が急速に進もうとしている状況の中において、藤原宮跡の保存は益々困難になる懸念が強い。このような情勢を背景にして、昭和四十一年十二月一日には、「藤原宮跡調査指導委員会」が、奈良県教育委員会を事務局として設置された。そして、まずバイパス予定ルート上の遺構を確かめ、その状態を判断した上で、他にバイパスの適地を定め、同時に宮の範囲を解明する手がかりを得ることを目的として、緊急発掘調査が始められたのである。調査は順調に進められ、昭和四十二年一月二十六日、のちに内裏を区画する施設の東北隅の部分とわかった掘立柱塀の東四〇米程に検出された南北溝の中から、墨で文字を書いた木の札が出てきた。藤原宮発掘史上、最初の木簡の出土である。その後も木簡は続々と掘り出された。「大君」や「大御飯 筒」など、宮殿に関係する内容の木簡とともに、「大宝三年」と墨書された木簡も見つかり、ついに出土遺物によって、この場所が藤原宮であったことが確実に証明されるに至ったのである。また、大極殿の北三八〇米の地点で、東西にのびる大規模な掘立柱塀の遺構が確認され、宮域の北を区画する北面大垣と判断された。こうした画期的な成果をうけて、昭和四十二年九月からは、国道バイパ

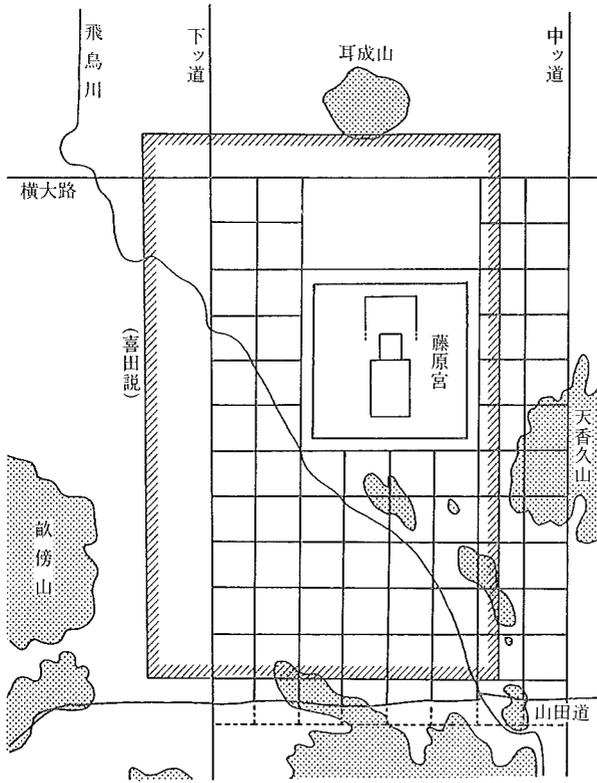
ス路線決定のためには、何よりも藤原宮域の解明が必要との見通しに立って、国と県の費用で宮域の確定を目的とする発掘調査を始めることになった。昭和四十四年三月までに、六次におよぶ調査が行なわれ、その間、宮大垣の東北隅と西面大垣の遺構を検出したことで、藤原宮の東西幅が九二〇米であったことが確かめられた。

奈良県教育委員会は、昭和四十四年二月に、宮域の北限と東西規模が確認されると、ただちに調査委員会を開いて、「バイパス路線変更は絶対に必要で、遺跡は永久保存すべきである」との最終判断を下し、文化庁へ報告するとともに、予定路線を変えるようにとの要望書を提出した。これに対応して、文化庁では、翌三月、ルートを宮域の北と西に避ける形でカギ形に通すように設計変更を指示し、工事を担当する奈良県側もこれを諒承したため、ようやく藤原宮は破壊の危機から守られることになった。

岸俊男の藤原京城説

奈良教育委員会による藤原宮発掘調査の成果は、『藤原宮―国道一六五号線バイパスに伴う宮域調査（奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第二五冊）』（昭和四十四年三月刊行）にまとめられている。これには、出土遺物や遺跡についての詳細な分析・考察が記述されているが、中でも京城についての検討は、研究史上、重要な意義をもっている。当時京都大学助教教授で、藤原宮跡調査指導委員の一人でもあった古代史学者岸俊男は、発掘調査のデータを三〇〇〇分の一大縮尺の地図に記入して得られた知見や、古道の研究の成果をもとに、藤原京城と条坊の復原を試みた。

岸説によれば、日本古文化研究所の調査で明らかにされた大極殿は、中ツ道と下ツ道のちょうど中央に位置している。下ツ道、中ツ道間の距離は四里（一里＝二五〇〇令大尺＝一八〇〇令小尺）に相当するが、地図上で計測すると二一八米程である。これによれば一里は約五三〇米となり、この数値によって、藤原京を通説に従って一二条と考え、横大路を起点として南に一二条・六里を測ると、南京極に相当する条坊計画線は、現在の丈六から石川池の北を通り



第2図 岸俊男氏の藤原京城想定図

雷丘を通過して山田に通じる道路(河倍山田道)から最大の場合九〇米南にひかれることになる。藤原宮域は朝堂院を中央におく二里四方と考えられ、藤原京を一二条八坊として、東西四里、南北六里の方格を設定すると、本薬師寺の伽

藍中軸線は条坊方格の中心線と一致する。また大官大寺も推定京域内に入る。以上のようなことから、岸は、藤原京は横大路を北京極、下ッ道を西京極、中ッ道を東京極とし、東西四里、南北六里の京域に一二条八坊の条坊制に基づいて設定されたとの新見解を示したのである。なお、岸は南京極について、第一二条の幅を縮小して、山田道を利用したものと説明している。こうして新たに想定された藤原京条坊域は、岸自身指摘するように、基本的な考えとしては、かつて喜田貞吉が示した説と共通するところがある。しかし、重要な相違点は中ッ道の比定位置に

あった。岸によれば、京の東京極設定の基準とした中ツ道は、天香久山頂上付近を通過して大官大寺の東を通り飛鳥寺の西に至っていたとされ、喜田の考えていた天香久山の西麓ではないと論じた。岸俊男の提示したこの京域説は広く受け入れられるところとなり、最近に至っている。

奈良国立文化財研究所の継続的調査

昭和四十四年十二月から、藤原宮の発掘調査は、奈良国立文化財研究所の手に引き継がれることになった。以後、今日に至るまで一七年の間続けられている藤原宮発掘調査の総面積は六万平方メートルに近い。宮域の広さは一一〇ヘクタール程であるので、これまでに宮域の五パーセント余りの部分の調査を終えたことになる。日本古文化研究所や奈良県教育委員会の分を合わせても、一〜二パーセント増える程度であり、まだ、いかに限られた範囲での調査にすぎないかということが痛感されよう。

藤原宮の発掘調査と併行して、近年では藤原京の調査も進展している。条坊街区の内部の様子についても、まだ類例は多くないものの、興味深い知見が得られるようになってきている。また、朱雀大路をはじめとして、大路、小路など条坊制に関連する遺構についての調査成果も蓄積されつつあり、条坊復原研究は次第に具体性を増してきた。薬師寺、大官大寺、「紀寺」など、京内に造営された寺院に関する発掘調査も進められている。とくに、大官大寺に関しては、昭和四十八年以來の前後一〇次にわたる発掘調査で、従来ほとんど知られていなかった、壮大な規模をもつ伽藍の、ほぼ全体の状況が明らかにされるなど、大きな成果が得られている。藤原宮と京の発掘調査研究は、様々な困難な問題を抱えながらも、多くの人々の熱意により、現在進行中であり、それだけに、今後どのような驚嘆すべき新事実が掘り起されるか、予測をつけがたい。わが国における国家成立の黎明期の多くの謎を解く、かけがえのないままの資料は、いつか再び世にまみえる時を待って、樞原市のこの地下に眠り続けている。

第四節 藤原宮

藤原宮の構造

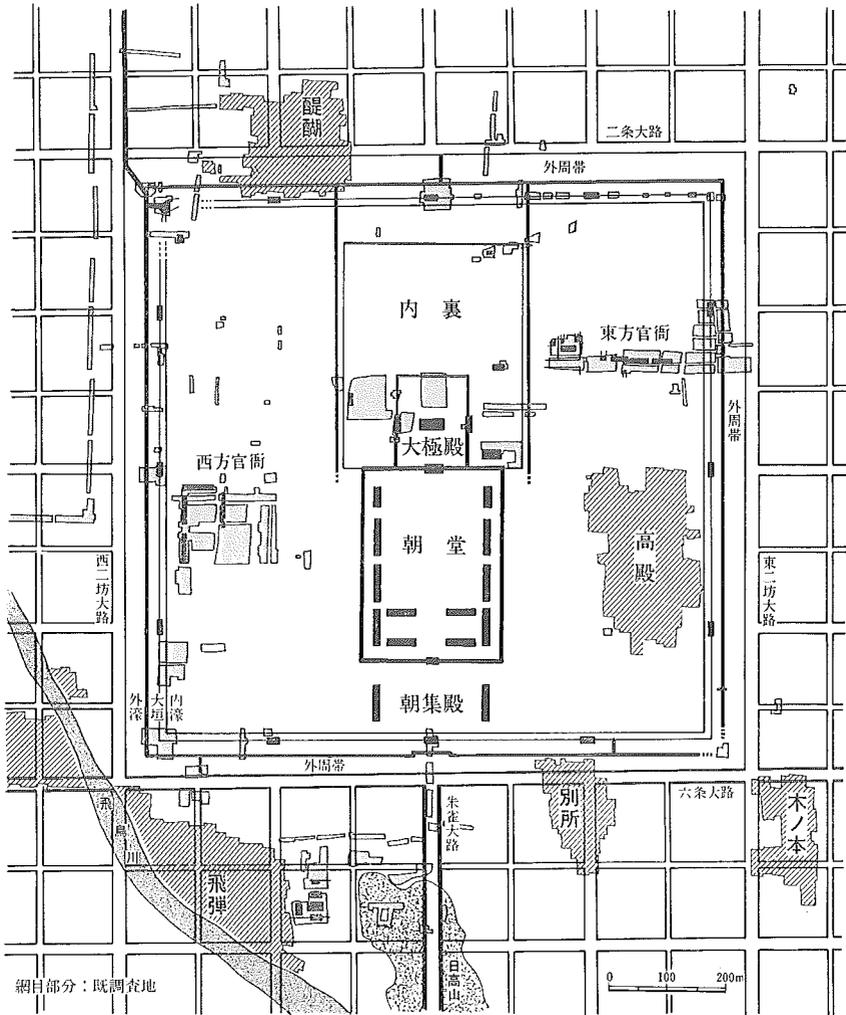
藤原宮は、すでに紹介したように、岸俊男による復原案に従えば、古代の直線道路である横大路を北京極、下ツ道を西京極、中ツ道を東京極とした、南北六里、東西四里の京域に、一二条八坊の条坊制がしかれていた。

藤原宮は京域の北半中央南寄り、北を二条大路、南を六条大路、東と西を東・西二坊大路で囲まれた、東西四坊、南北四条の、合わせて十六坊分の広さを占めていた。ほぼ正方形の宮域は大垣で囲まれ、東西南北各辺の大垣に三箇所ずつ、合計一二の宮城門が開く。宮域の規模は、東・西大垣間の距離が九二五・四米、南北大垣間が九〇六・八米あり、東西にわずかに長い。宮域内には、天皇の私的生活空間としての内裏と、国家的儀式の場である朝堂院、それに国家的行政機関の諸官衙（役所）が配置されていた。

大極殿と朝堂院

藤原宮の大極殿・朝堂院は、宮域の中心線上にある。朝堂院を中にして、北に大極殿院をおき、南には控えの場である朝集殿を配する。朝堂院は、回廊で囲まれた東西二三〇米、南北三一八米の郭内に一二の殿堂が東西対称に配置される。

朝堂は本来集議の場であり、いっさいの政治が行なわれる場所であった。時代が下ると、政治の実務は朝堂院外の曹司で行なわれるようになった。やがて、天皇の即位式、大嘗祭をはじめ、元旦の儀式、外国使節の謁見、あるいは授位、宣詔など国家的儀式に限って朝堂院が使われるようになる。藤原宮では文武、元明の二天皇が即位している



第3図 藤原宮周辺発掘調査位置図

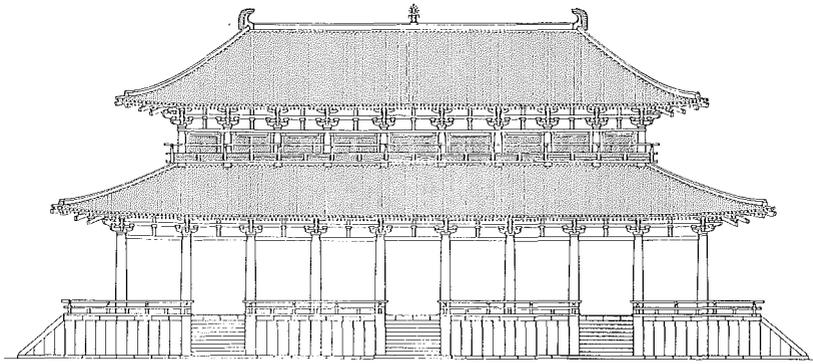
が、藤原宮朝堂院の中の、東西と南を壮大な殿堂に囲まれた、東西約一六〇米、南北約二一〇米の広大な場所。朝庭には、近年平城宮跡で調査されたような大嘗宮が設営されたことである。

朝堂院の殿堂は、いずれも礎石の上に丹塗りの柱を建て、屋根には瓦を葺い

た、基壇上に建つ大陸風の建物であった。『扶桑略記』に、持統天皇の治世のこととして、「官舎始めて瓦を以て之を葺く」とある。この藤原宮の「官舎」とは、現在までの発掘調査の知見によれば、大極殿と朝堂院のことになる。内裏や一般の官舎は、建物規模の大小を問わず、すべて掘立柱建物で、瓦葺ではない。おそらく桧皮葺であったと思われるが、板葺屋根の建物もあったかもしれない。

藤原宮以前の宮室のうち、発掘調査で遺構の状況が比較的よくわかっているものとしては、七世紀後半代に営まれた大津宮、飛鳥宮跡上層遺構、前期難波宮がある。大化改新直後の孝徳期の長柄豊碓宮とみる説と天武朝の時期の造営になるとする二説が対立する大阪市・前期難波宮では、内裏、朝堂院に相当する区画が確認されているが、その中の建物はすべて掘立柱形式であり、屋根瓦は使用されていない。飛鳥宮跡上層遺構は、天武朝の飛鳥浄御原宮ではないかとする説があるが、掘立柱扉に囲まれた東西約一五八米、南北約一九七米の方形区画の中の数多くの殿舎は掘立柱建物に限られる。またこの区画の東南に接して、大極殿・朝堂に相当する一郭があるが、それでも掘立柱形式の殿舎しかない。滋賀県大津市で近年その所在が実証されつつある天智天皇の大津宮も、まだ確認された建物遺構は少ないが、いずれも掘立柱建物である。従って、それまでは寺院の中心部分の伽藍建築に限られていた瓦葺の基壇建物が宮殿建築に採用されたのは、『扶桑略記』の伝えるように、藤原宮が最初であった。しかし、藤原宮では、前述したように、大極殿、朝堂院以外の建物は、宮城門と大垣を除くと瓦葺の建物ではなく、とりわけ内裏の殿舎は掘立柱・桧皮葺であったと推定される。平城宮、後期難波宮（奈良時代・聖武朝神亀年間に造営）、恭仁宮（聖武朝・天平十二年に遷都）、長岡宮（七八四年遷都）、平安宮（七九四年遷都）においても内裏殿舎は、一貫して掘立柱、桧皮葺建物の伝統を保っている。

朝儀、朝政に際して天皇の出御する建物が大極殿である。諸宮においてもそうであったように、藤原宮でも最大級



第4図 平城宮第一次大極殿 寄棟造復原図（『平城宮発掘調査報告Ⅸ』より）

の建物であり、正面九間（四五米）、側面四間（二〇米）に復原される四面廂付き建物の平面規模は、大官大寺金堂や平城宮第一次大極殿にほぼ匹敵する。平城宮第一次大極殿で復原されている例から考えると、藤原宮大極殿は重層（二重屋根）の建物で、基壇を含めると二五米を超える高さであったと推定される。

大極殿を囲む大極殿院回廊は、東西一一五米、南北一五五米の南北に細長い区画を構成し、南正面の、朝堂院一二堂に面する回廊の中央に門（大極殿院南門）を設けている。大極殿の東西にはおおむね対称的な位置に回廊を連結して、七間四間の南北棟礎石建物が建つ。西側の建物は『日本書紀』に、持統天皇の殯（もがり）をした建物として記録される「西殿」に相当するかと考えられている。

内 裏

大極殿院の北には、内裏や官廷に関係する役所の殿舎が配置されていたと思われる一郭がある。東西約三〇〇米、南北約三八〇米に及ぶこの区画は、北を掘立柱単廊で、東西を掘立柱塀で囲まれている。

内裏地区の内部の様子は、一部を除くと、まだよくわかっていない。とくに、大極殿院の北に接して、二ヘクタールの広さの溜池があるので、内裏中心部の解明は、しばらく望めそうもない。この池の東五〇米の地点

で、小範圍ではあるが、発掘調査が行なわれ、正面四間以上、側面五間の、四面廂の付く掘立柱建物や東西塀、石組溝などが、かなりの密度でみつかっている。また、この区画の南の端、つまり朝堂院北回廊のすぐ北に、正面六間以上、側面四間の、東西方向の棟をもつ大規模な瓦葺き礎石建物の跡が発掘された。その北には池の岸辺とみられる石敷遺構や、東西一・七米、南北八米の細長い長方形をした石敷の池があった。ここは大極殿院のすぐ東に位置するので、むしろ公的な性格を担った庭園施設が作られていたのである。

官 衙 地 区

内裏、大極殿院、朝堂院の東西には、行政機関である諸官衙が、それぞれ一定の区画施設をとまって配置されていたと推定される。ただし、たとえば現在の高殿の集落の立地する場所は、宮内の東南地域にあたるが、他に比べて高燥で良好な土地条件にあり、「高殿」という地名なども考え合わせると、あるいは宮殿に關係するような施設があったことも考えられる。

その後のわが国の政治制度史に決定的な影響を与えることになる律令制度が、体系的な法典として完成するのは大宝元年（七〇一）の大宝律令であり、藤原宮一六年間のほぼ中間に当る。従って、藤原宮の造宮が着手されたのは、大宝律令撰定以前のことになる。当時は飛鳥浄御原令制下（持統三年・六八九施行）にあり、宮域内に造成された諸官衙は、浄御原令に定められた行政機構に相応した形で構成されていたであろう。しかし、途中で官制が大幅に改革されたことは事実である。そうした制度の交革は官衙の建物の編成に影響を与えたはずである。

藤原宮で、これまでにまとまった範圍の調査が行なわれた官衙地区は二箇所ある。その一つは宮東面北門の東南方から西にかけての一带で、昭和五十三年から、幅四〇米の大トレンチを、宮域内を西に向って横断する形に設定して、継続的な発掘調査が進められている。以来九次にわたる調査で、宮東面大垣以西約三五〇米の範圍の調査が終っ

ているが、ここでは東西方向に棟をもつ三棟の掘立柱建物が一列に並び、西端の建物の西には、北に延びる南北棟の一部が検出されている。東西棟建物三棟は正面長が三〇米前後の規模で、そのうちの一枚には、建物内部の全体に床板を張っていた形跡が明らかに残っていた。少なくとも四棟の建物が、東西方向のブロックを構成していたことが知られるが、この官衙区画の西側で、東西方向の道路と南北方向の道路とがT字形に交差している。いずれも幅一二米余りの宮内道路であるが、これらの道路により、この近辺の官衙地区は大きく三つに区画されていたことがわかる。それぞれの官衙は、周囲を掘立柱塀で区画されている。最も注目されるのは、東西道路の北側のブロックである。ここでは、内裏のすぐ東に隣接する重要な場所に当り、少なくとも七〇〜八〇米四方の敷地を占めるが、昭和五十九年に行なわれた調査で、藤原宮の時代に、二時期の変遷のあったことが判明したのである。宮の造営当初には、この区画内をとくに区分することなく使用しているが、ある時点で建物をすべて撤去し、南北塀を新たに設けることにより区画を二分して、全く異った建物配置に変えている。藤原宮の存続期間がわずか一六年であったことを考慮すると、この全面的な改作は、平均三〇年と言われる掘立柱建物の耐用年数といった技術的な理由によるものではなかっただろう。これまでの宮内の官衙地区の調査では、後述する西方官衙で建物の部分的な改修の施された例が見つかっているが、官衙の配置を一新した例ははじめてである。おそらく、この大幅な編成替えの契機こそ、大宝律令の発布と施行に伴うものであり、官衙機構の充実に対応するものであったと考えられる。

発掘調査の進んだもう一つの官衙地区は、宮西面中門の東南方の、西方官衙と呼んでいる一帯で、現在、檀原市立鴨公小学校の敷地となっている。ここでは、およそ一・四ヘクタールの調査地の西半部に、棟方向の長さが五〇米に及ぶ長大な掘立柱建物が四棟検出されている。四棟の建物はコの字形に配置され、南北に長い区画を形成している。東側の、正面二〇間、側面二間の細長い建物は、南半分に床を張っていた痕跡を残す。また西側に一列に並ぶ全く同

規模の二棟の南北棟は、当初正面一八間、側面三間の建物であったのを、位置、規模ともそのまま踏襲して建て替えたものであるが、内部のすべての柱筋に柱が建つという特殊な建築の形式を示している。

以上のように、場所としては二箇所であるが、それぞれかなり広い範囲が調査されており、まとまった官衙遺構が確められている。それらの官衙地区の性格を明らかにする材料の一つに木簡がある。

昭和四十二年に最初の木簡が発掘されて以来、二〇年近くの間、藤原宮の調査でみつかつた木簡の数は六五〇〇点にのぼる。藤原宮出土木簡については、奈良県教育委員会の調査報告書『藤原宮』（前掲）の他に、奈良国立文化財研究所から『藤原宮木簡一』と『藤原宮木簡二』とが刊行されており、年度ごとに発行される『飛鳥藤原宮発掘調査出土木簡概報』とともに、古代史研究界に第一級の新鮮な資料を提供し続けている。これまでに二万八千点を超える木簡が出土した平城宮をはじめとして、全国各地の古代遺跡から多数の木簡の出土していることが報告されており、最近では「木簡学」という学問分野が成立する程に、出土木簡をめぐる研究は進展しつつある。

出土した木簡は、内容により、諸官衙で作成された文書や記録、官人の書状などの文書様木簡と、地方の諸国から中央政府へ送られてくる貢進物などの物品に付ける付札木簡、それに習書、落書の類の三種類に大きく分類される。このうち、とくに文書様木簡には官司名の記載されていることが多い。文書様木簡は、各官司で作成され、また官司間での人や物の移動に関する報告が大半を占めるのだから、官司名が書かれているのも当然のことと言えよう。

木簡に記載された官司名のうち、大宝令以前のものとみられるものには、宮中の庭園の管理や野菜、果物の栽培を職掌としたと考えられる「菌職」、関所の司である「塞職」、「葺職」、「膳職」という職の付く官司や、「舎人官」、「宮守官」など、官の付く官司名がある。このような大宝令以前の官名の記載された木簡は、まだ不明な部分の多い浄御原令官制の復原を可能にするものであり、ひいては律令官制成立史の研究にとっても貴重な資料となってい

る。

いっぽう、大宝令に規定された官司名が書かれた木簡は数多くある。二官八省の筆頭である「神祇官」をはじめ、「中務省」、「民部省」といった省の名称や、省の管掌下にある官司「左大舍人寮」、「縫殿寮」（以上、中務省被管）、「大膳職」、「大炊寮」、「内膳司」、「官奴司」、「内掃部司」、「園池司」（以上、宮内省被管）、「造兵司」（兵部省）、「織部司」（大藏省）など、それに二官八省の外にある「彈正台」、「右衛司府」、「左右馬寮」の名もみられる。その他にも、大宝令制にない官司名である「皇太妃宮職」、「造木画処」など、これまでの文献史料にない官司名も含まれている。

このように、官司名を書いた多くの木簡が出土しているものの、調査された官衙地区の内部から検出されたものはほとんどなく、従って、官司名がはっきりと確定された官衙遺構は、まだない。ただし、ある程度までは官司の位置を推定できる場合もある。たとえば、宮東面北門周辺の調査では、門の近くの大垣の内側に掘られた内濠と、その近くの井戸の跡から官奴司に関係する木簡が数多く出土している（「官奴司謹奏膳足秤」、「都支宮奴婢」、「春日奴安麻」など）。官奴司は、官有の奴婢を管理、使役する役所であるが、興味深いことに、井戸から出土した奴婢に関する木簡は、すべて削り屑であった。おそらく、同じ類のひとつまりの木簡を再使用するために、表面を削り取って、その削り屑をこの井戸の中に投棄したものと思われる。その官司が官奴司そのものであるのか、あるいは官奴司の出先の機関であるのかは決めかねるが、官奴司は、宮東面北門からさほど遠くないところにあったとみて間違いないだろう。

木簡と官司のことで、もう一例とりあげておこう。内裏地区の東辺に沿った位置には、幅が五〜六米もある南北方向の基幹排水路が掘削されている。この水路が北流して、北面大垣をくぐり、宮外に出て四米程の地点で、約四〇〇点の木簡が集中して出土した。出土状況からみて、これは一括投棄されたものと判断され、その直後にこの大溝は埋

められている。まとめて捨てられた木簡の中には、「大黄」、「麦門冬」、「龍骨」、「麻黄」、「麻子」、「車前子」など、今日でいう漢方薬の薬物の名称が多く記載され、中には数種の薬物の調合法を詳細に記したものもある。また、宮内省所管の官司で、官人の医療を担当し、医師を養成するとともに、直宮の薬園を栽培し、諸国から貢進させた薬物を取り扱うことを職務とした典藥寮のことと考えられる「典藥」と書かれた削り屑もあり、この近傍に典藥寮関係の何らかの施設があった可能性が強いと考えられている。

宮城門と大垣

藤原宮の宮域は、四周を掘立柱塀の大垣と、各面三箇所ずつに開く宮城門とにより囲まれる。大垣の両側には内濠と外濠と呼ぶ大きな溝が大垣に平行して掘削されており、外濠と宮周辺の条坊道路との間には、広大な空閑地が設定されている。

宮城南辺の大垣―南面大垣の中央に、宮の正門である南面中門が、京のメインストリート朱雀大路に面して建つ。この門は、平城宮や平安宮では朱雀門と呼ばれたが、藤原宮での名称は確かでない。「大伴門」と称されたのではないかとする説がある。南面大垣には、この他、東一坊大路と西一坊大路に向かって建つ宮城門があり、同様に東、西、北面大垣にも、それぞれ大路に面する三箇所に門が配置されている。合計一二ある宮城門のうち、これまでに南面中門、北面中門（近辺から出土した、門号を記載した文書様木簡から「多治比門」と推定されている）、東面北門（山部門）、西面中門について発掘調査が行なわれている。藤原宮の宮城門は、いずれも基壇の上に建つ正面五間、側面二間の瓦葺き建物で、柱間寸法は正面、側面とも一七尺（五・〇米）等間と復原されている。これは平城宮の朱雀門と全く同じ平面規模である。平城宮では、朱雀門は他の門より大きく作られており、入母屋造りの重層建物に復原されている。藤原宮の南面中門も同じ形式の建造物であったとみていいだろう。ただし、他の宮城門については、平面規模は同じであ

っても、門としての格が一段低いので、単層切妻造りであった可能性もあるが、今のところ、いずれとも確証はない。各宮城門の両脇には大垣が取り付く。この大垣は、二・七米間隔に掘立柱を建てた一本柱列である。この掘立柱塀については、平城宮で暗渠排水の木樋として転用されていた長大な柱材に刻まれた仕口などを分析した結果、棟高が約五・五米もあり、壁は厚さ二〇糎以上の土壁、屋根は瓦葺きで、幅四米に及ぶ規模に復原される。掘立柱塀とはいながら、宮域を画する大垣にふさわしい、壮大な景観をみせていたことだろう。

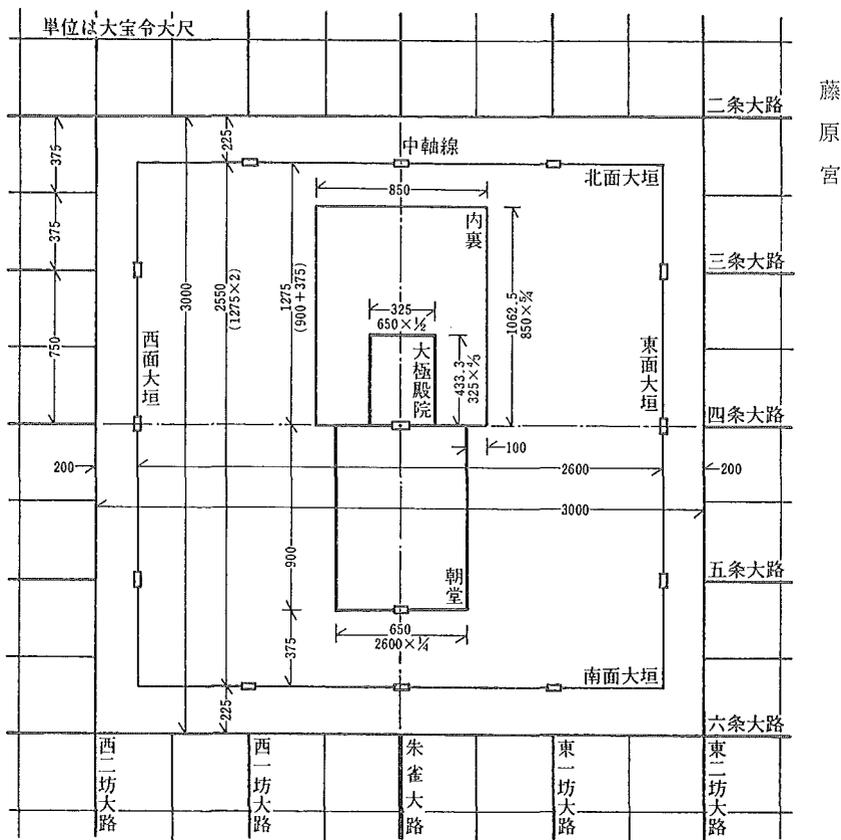
藤原宮域の地割計画

先に述べたように、藤原宮の大きさは、東・西大垣間が九二五・四米、南・北大垣間が九〇六・八米であり、正方形ではない。この違いは宮域内全体の地割計画の結果とみられる。宮域内には、朝堂院、内裏をはじめ、様々な区画が配置され、排水路や内濠、外濠など、大きな区画に関わる施設が設けられているが、これらは一定の整然とした地割計画に基づいて配置している。

地割計画をたて、また実地に土地測量して施工するにあたっては、基準となる共通の物差しが必要とされたことは言うまでもない。藤原宮で発掘された遺構を調べると、建物や塀などの柱間寸法と、大区画の規模とは、それぞれ異なった物差し―造営尺で設計されたものであることがわかる。当時の尺度の制度は、大宝元年（七〇一）に撰定された大宝令の雑令に定められている。それによると、長さの基準となる尺度には、大尺と小尺の二種類があり、大尺は小尺の一尺二寸を一尺の長さとする規定されている。また、大尺を使うのは「度地」つまり土地測量に限定され、その他の長さの計測には「官私ことごとく小を用いよ」とある。令の注釈書である『令集解』の説くところによれば、大尺は従前の高麗尺のことであり、平城京へ遷都して三年後の和銅六年（七一三）二月十九日の度量衡制度の改定に伴ない、その使用の停止されたことが理解される。もっとも、藤原宮や京の造営が開始された時期は、大宝令の施行に

先立つが、遺跡の実態は、大・小二種の尺度が併用されていたことを示しており、大宝令の尺度に関する規定は、當時の実情を明確に反映したものであったことが知られる。大宝令に定められた小尺は唐の法定尺である唐大尺に由来し、今日、天平尺あるいは奈良尺とも称される。その実際の長さについては、遷都当初の平城宮でみると一尺が二九・六糶前後であり、藤原宮での造営尺の長さは、奈良時代よりもわずかに短く、一小尺二九・五糶程とみられる。大尺は小尺の一・二倍であるから、一大尺三五・四糶前後を一応の目安として考えることができる。

なお、このような二種の異なった尺度が併存しているのは、いささか不合理だという感がある。しかし、これはちょうど、明治初年にわが国でメートル法が採用されてからも、かなり長い間にわたって曲尺が一般に通用していたのに似た現象だといえることができる。六世紀の終りに、蘇我馬子の発願で造営された飛鳥寺は、わが国最初の本格的伽藍建築を伴う寺院であるが、飛鳥寺では、地割計画も、建物自体の設計も、いずれも高麗尺で行なわれている。七世紀中葉に建てられた桜井市・山田寺の金堂や回廊の建物も、飛鳥寺同様、高麗尺でつくられている。ところが、山田寺では、六七〇～六八〇年代に造営されたことが古文書より知られる講堂の建物は唐大尺つまり後の大宝令小尺を造営尺としている。おそらく、七世紀の中頃から後葉にかけての時期に、唐大尺（令小尺）が建築設計の尺度として導入されたのだと考えられる。以後、唐大尺は次第に高麗尺を巻捲したようであり、高麗尺は、最も改変の困難な度地尺、土地測量用の尺度としてのみ、しばらくの間命脈を保つ。しかしそれも、和銅年間に入って開始された未曾有の大土木事業である平城京の造営が進捗するに従い、異種の尺度が併存する不都合さが極度に嵩じたからであろうか、和銅六年に至ってようやく、新来の尺度である小尺に統一されることになる。それゆえ、言うまでもなく、造営当初の平城京や平城宮内の遺構は、藤原京と同様、大区画の設計や条坊道路の設定には、確かに大尺が造営基準尺として使われている。



第5図 藤原宮の地割り計画

藤原宮域の中央には、大極殿院南門が配置されている。つまり、この門の中心の位置は、宮域の南北中心線上にあると同時に、南面大垣と北面大垣の中心に設定されている。大極殿院南門を北端とする朝堂院の東西幅は、回廊心間で二三〇・三米、南北三一八・一八米であり、設定寸法はそれぞれ六五〇大尺、九〇〇大尺に復原できる。宮南面中門は、朝堂院南門心の南一三三米・三七五大尺に設定されているので、宮南面中門と

大極殿院南門との中心間距離は一二七五大尺（九〇〇大尺十三七五大尺）であり、宮域の南北規模は、その二倍の二五五〇大尺として設定されたものであることが理解される。いっぽう、宮域の東西幅九二五・四米は、南北幅より五〇大尺長い二六〇〇大尺であり、朝堂院の東西規模六五〇大尺は、ちょうどその四分の一に相当する。大極殿院の東西幅は、朝堂院の半分の三二五大尺、内裏地区の東西幅は、朝堂院の幅に東西各一〇〇大尺を加えた八五〇大尺の設定寸法であった。大極殿院と内裏地区の南北規模は、それぞれ東西幅と三対四、四対五の整数比の長さで計画されている。

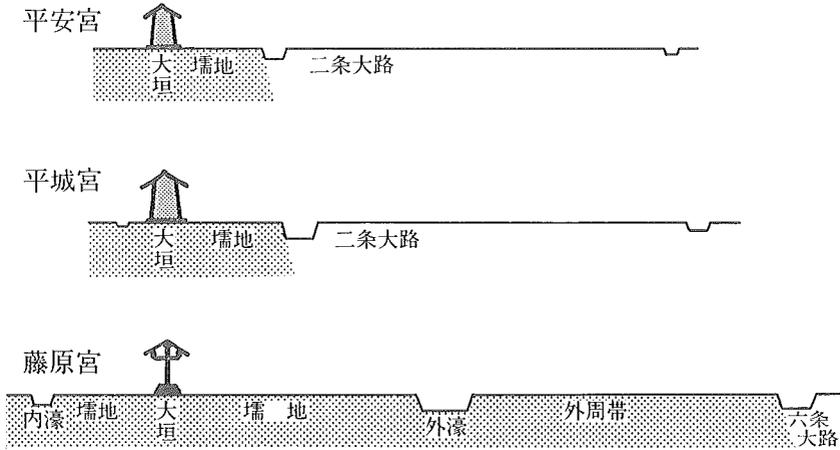
ところで、藤原京の条坊道路を設定する場合には、まず等間隔の条坊計画方限があり、道路は原則として、条坊計画線を中心線にして、両側等距離の地点に側溝を設けるという地割方式がとられている。藤原京では、一条一坊の計画寸法は七五〇大尺（約二六五・五米）であり、宮域の計画上の規模は、四条四坊分なので、三〇〇〇大尺四方ということになる。従って、宮の大垣は、宮の周囲に通じる条坊道路の計画線から、一定の距離だけ宮側に片寄った位置に設定されていたことになり、その距離は、東・西面大垣で二〇〇大尺（七〇・八米）、南・北面大垣では、やや広く、二二五大尺（七九・九米）であったことがわかる。

内濠・外濠と宮の外周帯

宮の大垣の両側に掘削された内濠や外濠など、宮外郭施設の地割計画も、度地尺である大尺を造管尺として設計されている。なお、濠をはじめ、宮内各所に掘られた排水路、あるいは京条坊道路の側溝もそうであるが、その位置は溝岸の位置を基準に設定されている。たとえば、内裏地区の外側には、東西とも、宮域内の基幹排水路である、幅一五大尺（五・三米）に復原される南北大溝が掘られているが、東側の大溝は、内裏地区を区画する掘立柱塀と一五大尺の間隔をおいて設定されており、西側では内裏地区西辺の塀から西二五大尺（八・九米）の位置に大溝の東岸を設

定しているという具合にである。このような、塀と溝岸との間の一帯は堀地（せんち）と称されている。

宮大垣の内側には、東・西・南・北面とも、三〇大尺（二〇・六米）の堀地をおいて、幅六六尺（二・一米）の内濠がある。大垣と外濠との間の堀地の幅をみると、東・西面ではともに五〇大尺（一七・七米）であるが、北面大垣の外では六〇大尺（二一・二米）と幅広く設定されている。南面大垣外側での状況は、やや複雑で、南面中門の正面付近では堀地の幅が五〇大尺であるのに対し、南面大垣の西端近くでは六五大尺（二三・〇米）あり、ちょうど外濠の幅の分（一五大尺）だけ広くなっている。南面宮城門の前に限って、堀地の幅を狭く設定していたのであろうか。外濠の幅は、東・北面大垣の外でも南面外濠と同じ一五大尺（五・三米）である。溝の底は平坦面をなし、深さは発掘面から一・二米ほどである。外濠や内濠は、もちろん完全に埋まってしまっているが、埋土は水分を十分に含んでいるので、遺物の遺存状態が良く、これまでに大量の木簡や土器、木製品、瓦などが出土している。また調査場所によっては、濠は人為的に埋め立てられた形跡をとどめており、宮廃絶後間もない頃の土地利用の変化、おそらくは耕地化の状況を物語っている。なお、西面外濠だけは、他に比べると幅が広い。この濠は、藤原宮廃絶後も長い間、用水路として利用され、十世紀末頃に自然埋没する。その間の度重なる氾濫や水流の変化により、かなり浸蝕が進んでいるが、設定当初の濠幅は二〇大尺（七・一米）であったと想定している。西面外濠は、南面外濠の水を集めて北流し、宮の西北隅で北面外濠と合流する地点で一旦西北方向に流れを変え、西二坊大路の東側溝と合流した上で、さらに北流していたことが、発掘調査や周囲の微地形の分析を通じて推定される。西面外濠がとくに幅広く設定されているのは、地形的に最も低い宮の西側に、最も基幹的な水路を掘削して宮内や宮周辺の水処理をはかるうとする計画によるものであろう。この大きな西面外濠が宮の北面外濠と合流する場所での調査では、興味深い状況が明らかにされた。西面外濠は、前述したように、ここで流路を北西方向に変えるが、北面外濠は、西面外濠に流れ込む手前一六米か



第6図 諸宮の南面外郭

ら、北側へ強く湾曲している。わざわざ外濠を急に迂回させてまで避けなければならぬような遺構はなく、合流点であることによる土木技術上の理由があったのかもしれない。

外濠と宮周辺の条坊道路との間には、広大な空地帯が設定されている。これを外周帯と呼ぶが、条坊道路の規模が比較的確実に推定できる宮南面の六条大路との関係でいえば、外濠の南岸から六条大路北側溝の北岸までは、八〇大尺(二八・三米)と復原することができる。宮域外側の他の部分でも、幅に多少の違いがあるにせよ、同様の外周帯が宮の周囲をめぐっている。外周帯については、宮の四周の各所で発掘調査が行なわれているが、建物などの遺構は全くなく、まさに空地の状態であった。ただ、南面外周帯の西端近くでは、外周帯を横断する幅五〜六米の南北溝があり、おそらく六条大路の北側溝と宮の南面外濠をつなぐ水路とみられる。

この外周帯は、後の平城宮や平安宮にはなく、藤原宮に特有の施設である。平城宮では、宮南面大垣心から、宮南大路である二条大路の北側溝までの塙地幅は三〇大尺(一〇・七米)であるが、藤原宮では、南面大垣心から宮南大路の六条大路北側溝までには、塙地、外濠、外周帯と続き、合わせると一六〇大尺(五六・七米)の幅にな

る。実に平城宮の五倍以上の広さである。このような広大な空閑地帯を宮域の周囲に設定した意味は、まだよくわかっていない。広場としての機能を想定する説があるが、まだ十分に説明された見解ではない。宮域を他から弧絶させているという点では、広い外濠、高い大垣とともに防禦的な役割を果していたことは推測できるが、ほかにもっと重要な意義があったのかどうか、その説明は、今後の調査研究の進展にまたなければならぬ。

第五節 藤原京の条坊と京城

藤原京の条坊が東西八坊、南北一二条であったことは、大宝令の規定から知ることができる。大宝令の中で、官制と各官司の職員の定員数を定めた職員令の左京職、つまり都の東半部、左京の行政、司法を司る官司の項をみると、大夫（長官）以下、亮、進、属などの四等官の下に坊令一二人を置くことある。令の注釈書である『令集解』には、四坊ごとに坊令一人を配置し、横に連なる四つの坊の中に宮域や寺院が含まれて、実質的に四坊に足りない場合でも、坊令が置かれると説明されている。従って、左京だけで四八の坊、京全体では九六の坊があり、また坊令は左右各京の一条ごとに配置されていたことが理解される。つまり、左右京各四坊、南北一二条の条坊を復原することができるのである。

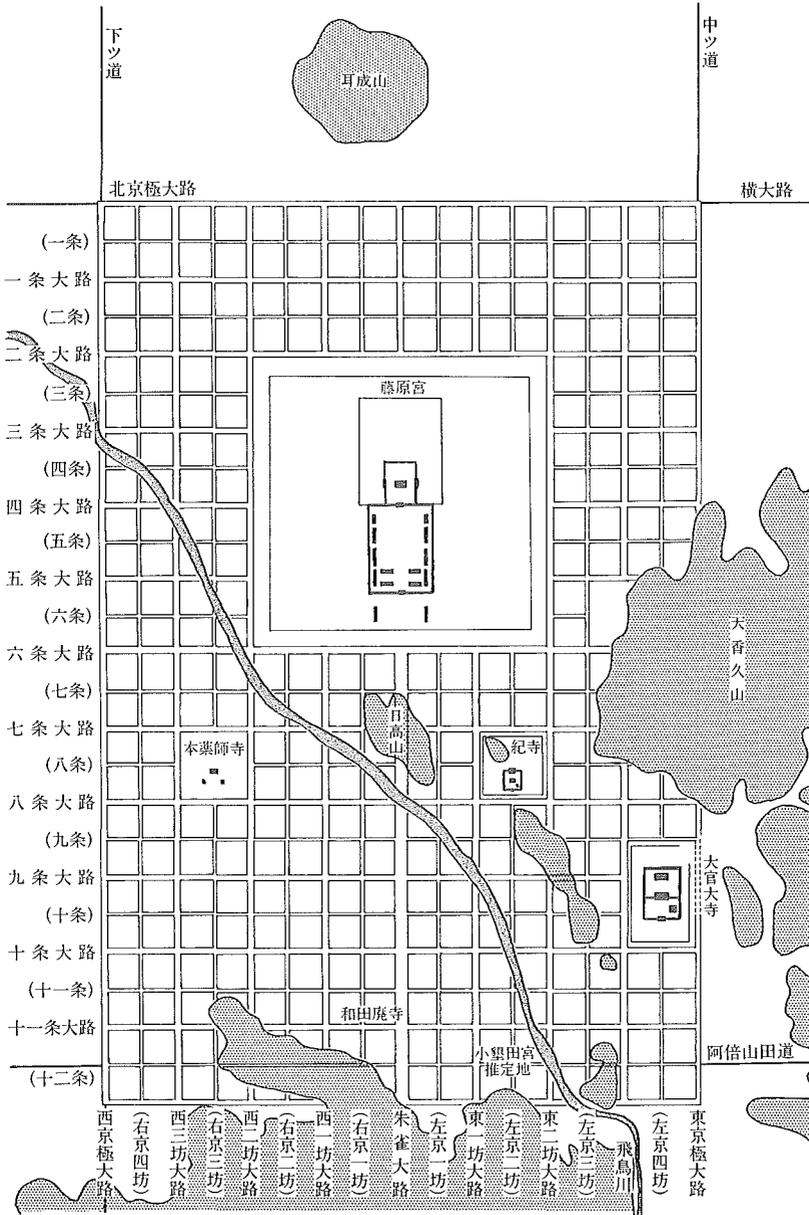
京の規模は、一坊一条が当時の尺度で七五〇大尺（半里）なので、一二条八坊の条坊制が完全な形で施行されていたとすれば、東西六〇〇大尺（およそ二二〇米）、南北九〇〇大尺（三二八六米）であったことになる。この藤原京に住んだ人口について、史料はほとんど伝えるところがない。ただ、『続日本紀』慶雲元年（七〇四）十一月二十日条に、「始めて藤原の宮地を定め、宅、宮中に入る百姓一五〇五烟に布を賜うこと、しな差あり」とある記事を参考にし

て、ここでいう宮は京のことと解し、その範囲内に含まれた家の数が一五〇五戸であったとすれば、当時の一戸当りの人数などを考慮すると、大まかにみて約一〜三万人ではなかったかとする見解があり、また別に、約二万人と推定する説もある。ちなみに、京の人口を二万人とみた場合、人口密度は、宮域一六坊分や諸寺院の寺地を除くと、一平方料あたり、およそ三七〇〇人となる。京内には、京域の北半に宮がおかれ、右京には(本)薬師寺が、左京には大官大寺や紀寺などの大伽藍がそびえ立っていた。また、条坊に区画された街々には、高級貴族をはじめ、官人やその家族、使役人、それに農民など一般庶民の住む家屋も営まれていたことだろう。

都の大路―条坊制度

『日本書紀』持統六年(六九二)一月十二日条に、「天皇、新益京の路を觀す」とあり、古い写本では「路」に「オホチ」つまり、「おおし」とルビをふっている。新しく建設されつつある都の、都市としての特徴は、この方眼状に縦横に通じる幅広い条坊道路と、道路により区画された街区がおりなす、きわめて人工的な整然とした景観にあった。これこそ、天武天皇とその政權が、国家統治を強化するために、中国の都城制度を参考にして、新たな社会秩序を地上に象徴的に現出しようとしたものに他ならなかった。

条坊道路には、一条一坊ごとに通じる大路と、その中間を通る小路とがある。街区の大きな単位である坊は、四周を大路で囲まれ、その中に小路を十字形に通して四つに区画する。その一つ一つは町あるいは坪と呼ばれる。一坊の大きさは、大路と大路の中心線間の距離でいうと七五〇大尺、約二六六米四方であり、町(坪)は三七五大尺、約一三三米四方である。この規格は、後の平城京の二坪と共通する。平城京では坊や坪を表示する場合、「左京五条三坊一二坪」というふうに、数詞を使っていたことが史料にみえるが、藤原京では固有の名称がつけられていたらしい。たとえば、『続日本紀』文武三年(六九九)一月二十六日条には、「林の坊なる新羅が女牟久売(むくめ)、一たびに二



第7図 藤原京条坊復原図

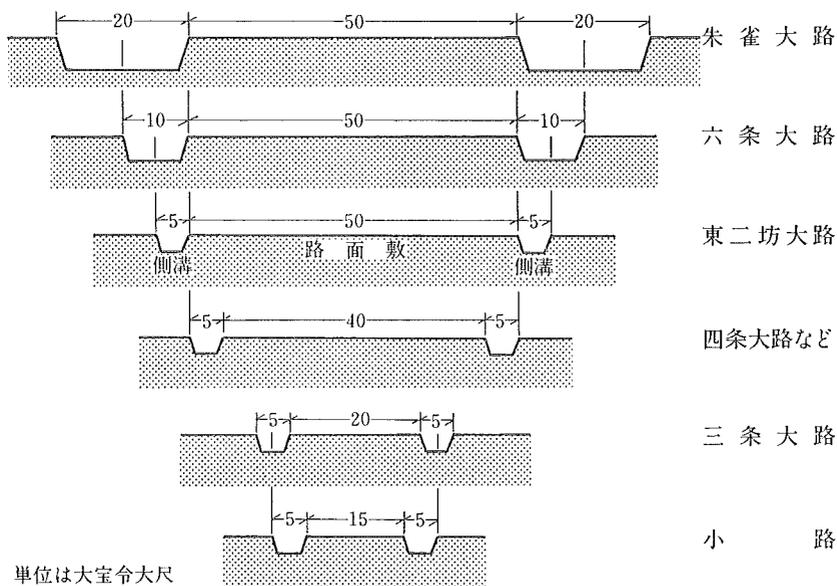
男二女を産む」という記事があり、京内での場所はわからないが林坊と称する坊があったことがわかる。また、平城宮の発掘調査の折に、宮造宮直前に埋め立てられた下ツ道の側溝から出土した、過所符（古代の通行手形のようなもの）木簡には、藤原京の「左京小治町」と書かれていた。明日香村豊浦に、推古天皇の小墾田宮推定地があるが、あるいはその近辺の条坊の坪（町）の名称であったのだろうか。

条坊道路の規格性

これまで、京域内での発掘調査で、条坊道路の規模がわかる遺構は一〇数箇所確認されている。大路と小路の規模に格差のあるのは当然のことであるが、大路の中にもいくつかのランクがあった。

最も規模の大きい道路は、藤原宮の南面中門の正面にはじまり、京を二分する形で南北に通じる朱雀大路である。この大路が平城京や平安京のように朱雀大路と呼ばれていたかどうか確証はないが、他の条坊道路よりも格別に関規模であり、京の中央道路であることを意図して造営されたことは確かである。朱雀大路は幅五〇大尺（二七・七米）の道路敷の東西両側に、二〇大尺（七・一米）幅の側溝を伴っている。朱雀大路に次ぐのは、藤原宮の南辺に沿って東西に通じる六条大路である。左京三坊の調査地点では、路面幅は朱雀大路と同じ五〇大尺、南北両側溝の幅は一〇大尺（三・五米）であった。平城京や平安京でも、宮域の南側を通る宮南大路は、朱雀大路を除く他の大路よりも道路幅が広く（平城京、平安京では、二条大路がこれに相当する）、藤原京の六条大路の設定状況は、以後の都城条坊制度の先蹤をなすものといえよう。

その他の大路では、二条、四条、八条大路が路面幅四〇大尺（一四・二米）、側溝幅五大尺（一・八米）の規模であるのに対して、三条大路は路面幅二〇大尺（七・一米）、側溝幅五大尺と、小規模につくられている。また、藤原宮の北方で調査された東一坊大路も、東西両側溝の心間距離ではかると二五大尺であり、三条大路と同じである。偶数条



第8図 藤原京条坊道路の規模

大路と奇数条大路の間に格差があったとも考えられる。南北に通じる条坊道路の規模については、調査が及んでいないので、ほとんど不明である。ただ、宮の東側に通じる東二坊大路は、道路の西側溝が発掘されているだけであるが、宮大垣などとの位置関係から推定して、路面幅は朱雀大路や六条大路と同じ五〇大尺、側溝幅は五大尺ではなかったかと考えている。

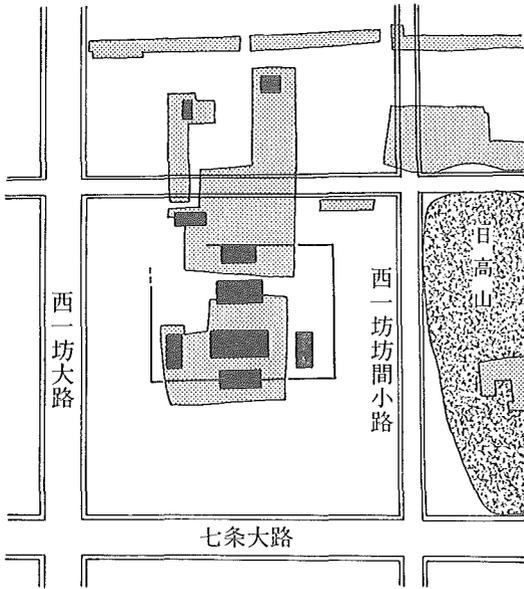
小路については、これまでの調査例では、いずれも路面幅一五大尺（五・三米）、側溝幅二〇大尺に復原され、側溝心間間の距離を測ると二〇大尺（七・一米）になる。今後、調査が進めば、幅員規模の異なる条坊道路がさらに加わることは充分考えられるが、推定分を合わせると、現在わかっているだけでも六段階に等級付けられる。各段階の道路規模をみると、相互にきわめて図式的な関連性をもって設計されていることが理解されるが、このことは、京造営事業を進めるのに際して、綿密な都市計画が構想されていたことの一端を示すものであらう。

条坊街区と京内諸寺院

藤原京内に居住する官人の宅地の広さについては、持統五年（六九二）十二月八日の詔勅にその基準が示されている。それによると、右大臣は四町（実質の面積は約七ヘクタール）、直広式（大宝令位階制では従四位下に相当する）以下は二町（三・五ヘクタール）、大参（正五位上）以下には一町（一・八ヘクタール）、勤（六位）より以下、無位に至るまでは戸口（家族の人数）により一町、半町、四分の一町が分ち与えられることになっていた。平城京や平安京では一六分の一町、さらに三二分の一町（それでも約五五〇平方メートル）という宅地割もみとめられるので、藤原京でも、

一般庶民の家地となると、四分の一町よりもさらに狭いものもあっただろう。

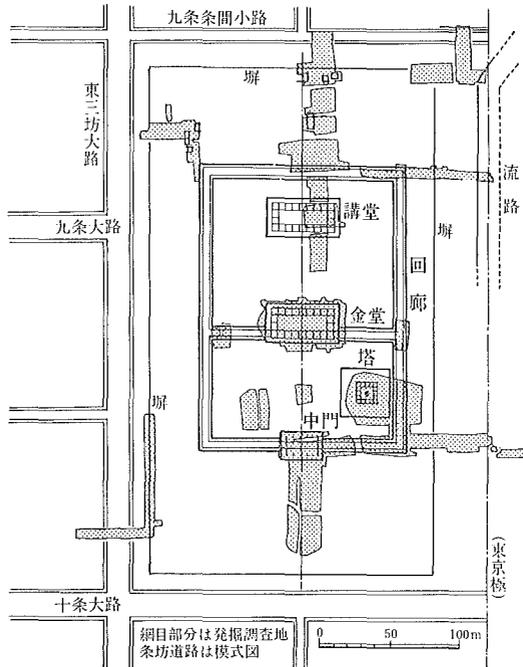
条坊街区の中の宅地の様相は、発掘調査による解明が、まだそれほど進んでいない。ただ、京内の数箇所、ある程度までは坪の内部の土地利用状況を推定することができるのできる調査成果が得られている。昭和五十一年と六十一年の二度にわたって、藤原宮の南に近い右京七条一坊西南坪で、坪の中央から北辺にかけての範囲の調査が行なわれ、興味深い状況が明らかにされた。ここでは、坪のほぼ中央に、正面九間、側面五間の、四面廂の付く掘立柱東西棟建物が建つ。これは正



第9図 右京七条一坊西南坪

塀を境にして西半部に、いずれも正面七間（総長一九・六米）、側面二間の長大な掘立柱建物四棟が南に開いたコ字形に配置されていることが明らかになった。さらに、この建物ブロックの北には、一五〇二〇米の間隔を置いて、東西方向の棟をもつ大きな掘立柱建物二棟が配置されており、一般の宅地とはみなしがたい状況を示している。これはむしろ藤原宮内で調査された西方官衙や内裏東方の官衙での様相と共通するところがある。京内ではあっても、ここが何かの官衙であった可能性が強い。なお、この調査では、東南坪にあたる場所で、奈良時代になってから造営された建物の跡がみつかっている。正面六間、側面一間の、南に廂の付く正殿風の東西棟建物と、その南に建つ前殿とみられる東西棟があり、正殿から北へ約一〇米の位置と西へ二〇米の位置につくられた、外側に溝を伴った掘立柱塀で囲まれている。この区画も、むしろ官衙的な配置を示す。すぐそばにみつかった溝跡から「収靈龜三年稲養」などと書かれた木簡が出土し、また井戸跡から「香山」と墨書された土器が数多く発掘されたので、正倉院文書の「大倭国正税帳」（天平二年・七三〇）にみる「香山正倉」（律令制下の税である租の稲を保管した場所）であると考えられており、興味深い。

京内に造営された諸寺院に関する調査は、一般の宅地に比べると、比較的進んでいる。とくに、橿原市南浦町から明日香村小山にかけて所在する大官大寺（だいかんだいじ）の遺跡については、一〇次に及ぶ発掘調査で、比類のない大伽藍の様子が明らかにされている。大官大寺は、その寺号に示されるように、国家仏教の頂点に位置する官営寺院であった。寺地は左京四坊にあり、南を十条大路、北を九条条間小路で画される、東西二町、南北三町、都合六町を占め、貴族、官人に班給される宅地の最高基準であった四町よりもさらに広い。伽藍中枢部は、寺域の南北中心線上に南から中門、金堂、講堂が並び、金堂前方の東側に一塔が配される。中門から出た回廊は、塔を包み、金堂に取りつく、東・西回廊はさらに北に延び、講堂背後の北面回廊に続く。つまり、講堂を取り囲む形に回廊がめぐらされ



第11図 大官大寺の伽藍配置

ているのである。

こうして復原される大官大寺の規模は、回廊で囲まれる範囲で示すと、東西一四四米、南北一九五米の大きさになる。飛鳥の代表的な寺院である飛鳥寺が東西一一三米、南北九〇米、川原寺が七九米×五〇米、山田寺が八四米×八八米の回廊規模であったことを思うと、大官大寺の巨大さがしのばれる。金堂と講堂の規模は、藤原宮や平城宮の大極殿に匹敵し、塔は、文献に九重塔であったと伝えられる通り、大規模な平面構造を示す。塔の高さは、古今を通じて最大の仏塔であった奈良・東大寺七重塔の三三丈八尺七寸（およそ二〇二米）に近かったと考えられる。大官大寺の塔は、すぐ北に迫る天香久山の山容を圧倒する高さで聳立していたのであろう。

大官大寺は、『日本書紀』や、この寺の沿革を記述した『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』に従えば、天武二年（六七三）に造営工事が開始されたと理解されるが、発掘調査の知見は、伽藍の造営工事が持統朝の末か、おそらくは文武朝に、つまり八世紀冒頭前後に着手されたことを示すものであった。発掘調査を通じて初めて明らかにされた、もう一つの重要な事実は、伽藍建物のほとんどが焼失した痕跡を生々しくとどめていたことである。諸伽藍のうち、金

堂と、おそらく講堂は完成していたとみられる。しかし、塔は、建物は竣工していたものの基壇工事は途中でであり、中門に至っては建築のための足場柱を組んだままの状態で、また回廊は屋根瓦を葺いている最中に、ことごとく焼け落ちたことが知られた。大官大寺焼亡のことは、『日本書紀』や『伽藍縁起』には見えず、『扶桑略記』に記録されているだけである。それによると、焼亡したのは、平城京遷都の翌年の和銅四年(七一)のこととされている。

この悲劇的な末路をたどった未完の大寺院大官大寺の特殊性は、広大な寺域を占め、壮大な伽藍規模を誇る寺院であったという巨大さという点とともに、その特異な伽藍配置にある点を指摘しておかなければならない。伽藍配置の特徴の一つは、金堂前方の回廊内の東側だけに塔を配し、西側を空閑地に行っていることである。「東」塔の完成をまっつて、西側にも塔を造営する計画はあったものの、その日に至ることなく、伽藍焼亡の時を迎えることになったのであるうか。都が藤原京から平城京へ移ると、大官大寺も法灯を新京の左京六条四坊の地に移し、大安寺と呼ばれるが、そこでは、伽藍の南方に広大な敷地をとって、七重と伝えられる東西双塔を建てている。

もう一つの特徴は、講堂が回廊によって完全に取り囲まれていることであり、他に類例をみない。ただし、飛鳥の川原寺や平城京の大安寺、薬師寺、東大寺などでは、講堂の東、北、西の三方を僧房で囲む配置がとられており、寺内大衆が参集して経典を講じるという講堂の機能を反映しているといえる。しかし、それは大官大寺のように、回廊で外部との間を完全に遮断する形とは、趣を異にしている。隔絶された聖域の中央に建てられた講堂は、この寺院が僧綱の置かれた官大寺という性格から配置されたとも考えられる。

左京八条二坊の全域(四町)を占める紀寺は、昭和四十八年から四十九年にかけて奈良県立橿原考古学研究所が行なった発掘調査で、中心伽藍の規模や平面構造が明らかにされている。伽藍中軸線上に南から南門、中門、金堂、講堂が並び、中門から出た回廊は講堂の両側で閉じる。金堂前の東側には塔があり、西側は空閑地とされている。その

空地の中央に、幡(ばん)を立てるためとも推測される一対の大きな掘立柱穴がみつかつていることは興味深いが、金堂と塔の位置関係は大官大寺と共通している。紀寺の寺地は、橿原市上飛驒町と明日香村小山の集落の間あたり、近年県営テニスコートが造成された場所付近にある。藤原宮の東南に近接した高燥な土地で、藤原京の中では第一級の立地条件にあるといえる。この寺院が建立された時期は、出土した所用軒瓦の様式的観点から、天智朝と考えられている。いっぽう、紀寺の伽藍は、藤原京の条坊計画に従って配置されているらしい。これまでの通説では、紀寺という名称の寺院が、天智九年(六七〇)にはすでにあったことが古文書から知られ、出土瓦が天智朝から天武朝のごく初期に建立されたとする川原寺の軒瓦に似通っていること、それに遺跡のほぼ中央に「キデラ」という小字名が残っていることなどから、この寺院遺跡が「紀寺」だとされてきた。しかし、先に述べたようないくつかの状況証拠から、この寺を、天武二年に造営が始められた大官大寺(当初は高市大寺と称され、天武六年に大官大寺と改号される)とする説も提出されている。

薬師寺は、天武九年(六八〇)に、皇后の病気の平癒を祈念して、天皇の発願により造営が始められた官宮の寺院であり、右京八条三坊の全域を寺地としている。東西両塔と金堂の礎石は、今日なお原位置に残っており、両塔間の間隔や塔と金堂の位置関係は、後に平城京で造営される薬師寺と全く同じである。藤原京の(本)薬師寺の伽藍中心部についての発掘調査はほとんど行なわれていないが、近年、寺域周辺部での調査が進められ、(本)薬師寺の造営に関連する遺構や遺物が検出されつつあり、今後の調査の進展がまたれる。(本)薬師寺の寺地は、現在の橿原市城殿町一帯にあたるが、前出の紀寺と同じ八条にあるものの、藤原宮に対して対称的な位置にはない。宮に近接しているという点では、紀寺の方が、より良好な条件下にある。しかし、右京において、八条二坊あるいは一坊の地は、飛鳥川の河川敷にかかる部分が広範囲に及び、おそらくそのために、寺地を西にずらしたのではなからうか。

京域に関する諸問題

藤原京内の条坊道路や諸寺院それに条坊街区の実際の様相は、少しずつではあるが、解明されつつある。ところが、京域の境界つまり京極についての発掘調査は、まだ行なわれていない。大宝令からは、南北一二条、東西八坊の条坊制がしかれていたことが推定できるが、それが果して岸説にいうような範囲にあったのかどうかについては、まだ実証されてはいない。

発掘調査で確認された条坊遺構の南限は八条大路であり、また九条大路もそうかと推定される道路状遺構が調査されている。また、京の条坊計画に従って寺地が設定されている大官大寺は、正面が十条大路に面していたと判断されるので、南は十条大路の位置までは京域内にあったとみてよい。ところが、十条大路より南において、条坊道路が通じていたと想定される場所でありながら、道路遺構が検出されていない調査事例がいくつもある。その一つは、橿原市和田町にある和田麿寺に関する調査例である。ここでは、七世紀後半代に建造され、少なくとも八世紀後半代まで存続していた寺院の塔の基壇跡が確認されている。問題となるのは、この塔の位置で、ちょうど一一条大路の想定位置にあり、しかも朱雀大路のすぐ西に接近した場所にある。当然のことながら、藤原京の時代にそこに大路が通じていたとは考えがたい。

もう一箇所、明日香村豊浦に所在する小墾田宮推定地での調査例をあげよう。遺跡は、推古天皇の小墾田宮があったとする伝承のある場所で、調査した場所は左京一二条二坊にあたる。発掘の結果、七世紀初頭から中頃にかけて造営された庭園遺構や掘立柱建物が検出され、宮殿か貴族の邸宅であった可能性が強いと考えられている。この庭園は七世紀の中頃には廃絶され、以後しばらくの間、生活の痕跡はなく、平安時代以降に属する数条の溝があるだけで、藤原京の時代の遺構は全く確認されていない。調査地の中央、玉石組の池や石敷などが集中する場所は、一二条条間

小路と東二坊坊間小路が交差する想定地点にあたる。しかし、その付近に道路遺構はみつかっていない。

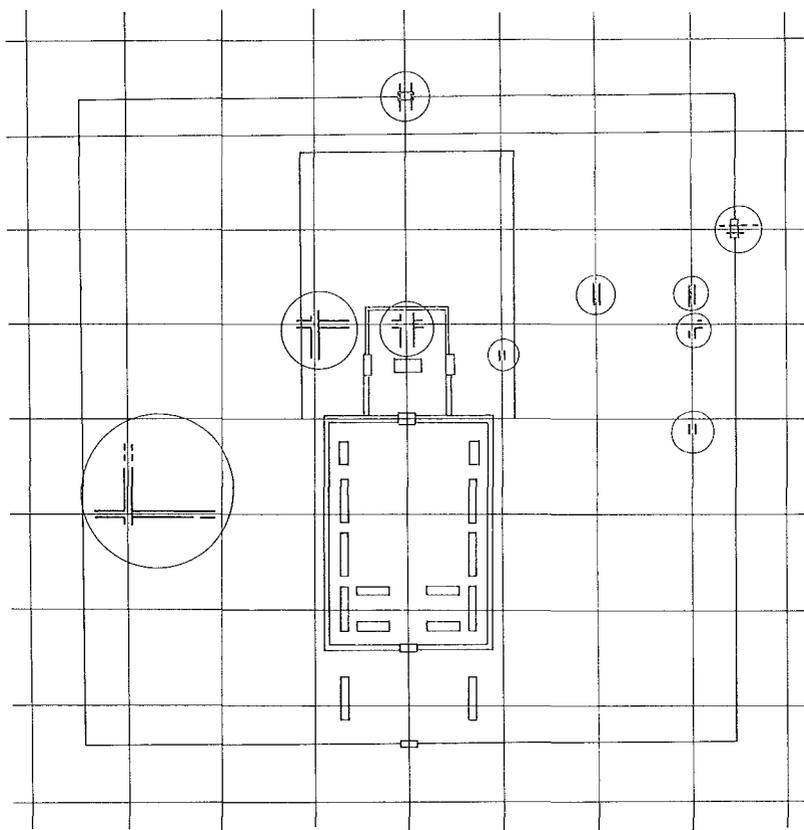
以上に紹介した二件の調査の結果は、消極的にはあるが、条坊の存在を否定する材料とみななければならぬ。岸の京城説によると、南北一二条の条坊地割を完全な形で実施したとすれば、京城の南限は、丈六から雷を通り山田へ通じる古道（阿倍山田道）から、最大の場合九〇米南にひかれることになる。しかし、南京極に阿倍山田道を利用した関係で、第一二条は狭小となっており、また、その場合でも、京内に含まれる部分も、南方から丘陵の一部が突出している、第一二条は京極としての役割を完全に果していない、とされている。この所説は、あくまでも、横大路を北京極に、阿倍山田道を南京極とすることを前提にしたものである。仮にそうであったとしても、古代日本の都城の構成要素として重要な意義を担っていた羅城門を、朱雀大路が南端で阿倍山田道と交わる地点に想定するのは、丘陵が張り出した場所であるので、かなりむづかしい。平城京や平安京では、羅城門（平安京では後に羅生門と呼ばれる）は京の表玄関として、宮の朱雀門に匹敵する程の規模を誇っており、それが藤原京に存在しえないという点についての説明はまだ十分ではない。また、岸説には、南京極大路を一一條大路に比定する修正の試みも行なわれているが、これにしても、先に指摘したように、朱雀大路と一一條大路の交会する場所には、和田麿寺の塔基壇跡が現存しており、羅城門の建つ余地はない。

この岸説に対して、京城全体を二条分北へ移動させて考え、南京極を岸説の十條大路の位置に求めようとする説が、最近千田稔により提示されている。この見解によると、北京極は、耳成山を東西に横切る位置に想定され、そう考えた場合、藤原宮は京城の中央に設定されていたことになる。これは先程の和田麿寺や小墾田宮推定地の調査成果、あるいは羅城門の問題などを考え合わせると、きわめて興味深い見方であるが、まだ実証される段階に至っていない。

最近の京城説で、もう一点注目しておかなければならないことがある。それは、藤原京は、岸説による一二条八坊の京城を「内城」とし、その外部に東西二里（四坊ずつ）、北に三里（六条）の拡がりをもつ「外京」域を伴っていたとする見解で、大藤原京説とも呼ばれている。この新説は、これまで京城の外と考えられていた場所での発掘調査で、藤原京の条坊計画を延長拡大した場合に、位置的に合致する道路遺構が検出されたことに端を発する。耳成山の北側、橿原市葛本町での調査では、西一坊大路の北への延長線上に一致する南北道路と、それに直交する小路相当の東西道路が検出されている。この東西道路は、京の北京極から北へ四条半に位置する。もう一箇所は、藤原京右京一条の西方、橿原市八木町で調査された小路相当の南北道路遺構で、西京極から西へ一坊半の位置にあたりと報告されている。この二箇所での三本の道路は、いずれも京域内で解明されつつある条坊道路の設定方式の原則には合わないようである。また、「大藤原京」の中で、宮域が中央よりも南に片寄った位置になることも、古代都城の構成としては異例のことであり、問題とされよう。あるいは、「大藤原京」域の中には、大窪寺、久米寺、吉備寺、膳夫寺、奥山久米寺など、七世紀後半前後の時期に営まれていたと考えられる寺院遺跡が少なくない。それら諸寺院の伽藍の正確な位置は、まだ明らかにされていないが、条坊との位置関係も慎重に検証する必要がある。さらに、「外京」域東半部の南半の大部分は、天香久山をはじめとして、尾根や谷筋が複雑に入り組んだ、かなり急峻な丘陵地帯である。この広い地域に条坊地割が設定されていた可能性はないとみられる。「大藤原京」説は、古代都城制度成立史研究上、興味深い論点を多く含んではいるが、まだ充分に実証された所論とは言いがたい。

藤原京（新益京）造営の経緯

藤原京および宮の本格的な造営工事は、持統四年（六九〇）に開始される。天武朝の時期に、新たな都城の建設が構想され、すでにその一部が着工されていたらしいことは、先にも述べた通りである。藤原宮の造営が始まる前に、京



第12図 藤原宮域内先行条坊道路

条坊の建設が行なわれていたことは、宮域内で検出された、京の条坊地割計画に一致する道路遺構の存在によっても実証される。これまでに一〇数箇で検出されている、これらの「宮域内先行条坊道路」は、宮の造営に先立って通されていたもので、ほとんどが、宮の建設工事に伴い、埋め立てられている。大路に相当する道路遺構には朱雀大路と三条大路、それに東一坊大路がある。朱雀大路は、大極殿のすぐ北と、宮の北面中門の下層で調査されているが、道路規模は、京内の一般大路と全く同じ、路面幅四〇大尺（二四・二米）、東西側溝幅五大尺（二・八

米)であり、京内での朱雀大路と比べると著しく狭い。いっぽう、三条大路は、宮東面北門の位置で確認されたもので、その規模は、京内での三条大路と同じ、路面幅二〇大尺(七・一米)、側溝幅五大尺(二・八米)に復原される。東一坊大路相当の宮城内先行条坊道路は、先に紹介した、宮内東方官衙地区の一面で確かめられている。調査の所見によると、この先行条坊道路は宮内道路として踏襲されたとみており、道路規模は側溝の心間で約一五米であると報告されている。しかし、その道路の位置を仔細に検討すると、東一坊大路の想定される地点よりも西に五米ほど片寄っているとみられ、先行条坊道路は、正しい比定位置にある、側溝心間距離が六・五米足らずの道路状遺構の方ではないかとも考えられ、検討を要する。

小路に相当する先行条坊道路についての調査例は多く、同じ小路であっても、交差点を境にしてかざえると一五箇所(米)、側溝幅五大尺(一・八米)であることや、その他の例では、路面幅は等しく一五大尺幅に設定されているらしいことが明らかにされている。

この宮城内先行条坊道路の性格については、宮の位置が定められる前の、新しい京の条坊計画に関わるものとする説や、宮建設予定地造成工事に伴う、自然排水用の水路ではないかとする見方などがあるが、いずれも確証に欠ける。ただし、宮城内先行条坊道路のうち、朱雀大路に相当する道路の規模をみると、京内で最大の規模につくられた朱雀大路とは著しく異なることや、京内の六条大路が、他の一般の大路よりも広く、宮の南正面を通る道路として意識して設定されていることなどを考えると、宮域内に、条坊地割計画に一致する道路を建設したとはいえず、そこが宮室を造営する予定地であることを前提とした上でのことであったと判断される。宮域内先行条坊道路遺構は、宮北面中門付近での調査の所見では、七世紀の第IV四半期より古くなることはないと言われている。まさに、天武朝の時期に

造られたと考えても、事実関係の上での矛盾はない。それとともに、先述した（本）薬師寺の伽藍および寺域が、京の条坊地割に従っていることは、造寺が発願された天武九年（六八〇）には、新しい都の都市計画がすでに具体化していたことを示す。

藤原宮の造営工事は、持統四年（六九〇）、高市皇子が宮地を視察したのを皮切りに、本格的に開始された。持統八年（六九四）十二月一日に藤原宮への正式遷都が行なわれるまでの四年間に、宮の建設は急ピッチで進められたことだろう。そして、それはおそらく前代未聞の大土木工事でもあった。

造営工事の規模の大きさを、たとえば建物に使われた柱の数でみてみよう。藤原宮朝堂院の建造物は、大極殿、朝堂の一二堂、朝集殿それに回廊など、いずれも礎石をおいた基壇の上に建つ瓦葺建物であった。従って、朝堂院一帯に限っても、柱の数は二一三〇本をこえる。と同時に二〇〇〇個に近い巨大な礎石が使われた。基壇の周囲を化粧する相当の量の凝石岩切石は二上山の周辺や兵庫県竜野から運びこまれ、また屋根に葺かれた瓦の総量も、一五〇万枚が必要であった。いっぽう、宮大垣についてみると、直径四〇〜五〇糎で、長さが七米に及ぶ柱材が四面合わせると一二〇〇本程必要で、大垣に開く宮城門の柱を、一応すべての門が単層だとして数えても三六〇本、だから門、大垣では一五〇〇本以上の柱材が使われていたと推定される。内裏や各官衙の造営には、もっと多くの柱材が必要であったはずで、宮の造営に用いられた柱材の総量は、数万本という単位であっただろう。しかも、材木は柱材だけで済むものではない。むしろ建物部材の一部と言うべきであり、屋根、壁、天井、扉、床などには、柱材に倍する材木を要する。

この莫大な量にのぼる材木は、そのすべてではあるまいが、近江の琵琶湖の南にある田上山（たなかみやま）で伐採されたものであることが『万葉集』巻一の「藤原宮の役民の作る歌」に詠まれている。材木は筏に組まれて宇治川を

下り、巨椋池（おぐらいけ）を通過して、泉川（木津川）をさかのぼり、岡田駅（今の京都府相楽郡木津町）の近くで陸揚げされる。そこで南に陸路をとり、奈良山丘陵を越えて奈良盆地へと運び込まれる。田上山は、藤原京から、直線距離にしても五四軒という遠くにある。材木の運搬、加工だけに限っても、一体どれ程の時間と労力が費やされたことであらう。

宮の造営工事は、建物を建てるだけでなく、宮内の随所に排水路を掘り、内濠、外濠を掘削し、庭園を築き、宮内道路を整備し、要所要所に井戸をうがう大工事であった。外濠一つをとってみても、幅五・三米、深さは多分一・五米ほどになる広くて深い溝の総延長は三三三〇米、内濠は二六七五米に及ぶ。溝はただ掘るだけでなく、掘り上げたおびただしい量の土砂も処理しなければならない。造営工事といえば、宮の建設と併行して進められた京、つまり都全体の造設にも、甚大な労力が投入されたに違いない。低湿地を埋め立て、丘陵を削って条坊道路を通し、街区の敷地を造成する作業は、何よりもまず先に行なわれるべき、そして最も困難な作業であった。あるいは、今日、天香久山の北麓、出屋敷の集落の近くから、ほぼ真北へ流れる中川と呼ばれる小河川があるが、この川は復原される藤原京東三坊大路に沿った位置にあり、運河としての役割を担っていたのではないかと考えられている。この中川の改修工事や、先に述べた、藤原京西面外濠が宮の北側で接続する、西二坊大路に沿った大規模な水路の掘削工事も、他の京域内の複雑で機能的な排水路体系なども含めた都市計画を実際に施工する作業の一環として、多くの資材と労働力とがそそぎ込まれたに違いない。

さらに、京内各所に大規模な伽藍をもつ寺院を建て、京職（京の役所）や市場などの公的施設をつくり、また、貴族や一般官人達の邸宅の建設も急がれたことだろう。条坊道路の両脇に掘削された、狭いものでも一・八米、広い場合には七・一米の幅をもつ側溝の総延長は、大路、小路の分を合わせると、何と二〇〇軒にも達する。藤原宮や京の建

設が途方もない大事業であったことが思い知られると同時に、ほとんど人力に頼っていたであろう工事の背酷さの程がしのばれる。それとともに、こうした空前の大土木プロジェクトを遂行しえた背後に、よほど強大な政治権力の存在していたことが、改めて浮彫りにされるのである。

(狩野 久・井上 和人)